

六號「京都市大阪市及其ノ他ノ都市區改正ニ關スル件」を以て、東京市區改正條例が大阪市に準用せられることになつたのに始まる。即ち此の時を以て大體現在の都市計畫區域、從つて大體に於て其の後の擴張市域と目せらるべき地域が、始めて具體的に統一的都市施設の對象として輪廓づけられたのであつた。

大阪市區改正設計が市區改正委員會の議を經、内閣の認可を受けて決定したのは大正八年十二月二十三日のことである。此の市區改正の目標とせるところは、單に郊外町村との連絡に止らず都市的實在たる大大阪を對象とする綜合的都市施設を計畫するにあつた。同市區改正設計に現れた郊外連絡路線數は左表の如くであつた。

市外ニ亘ル路線	廣路			二等大路		計
	第一類	第二類	第三類	第一類	第二類	
總 路 線	一	二	一四	二〇	一〇	四七
			五	一三	一	一九

之に依るときは可成多數の路線を市外との連絡の爲めに計畫して居るが、之は法第一條に所謂「市外に亘る」統制を企圖したもので、斯かる路線を計畫したのは、市と此等の路線所在町村を含む大大阪を統制の對象として豫想したものであることを推測するに難くない。

右十九路線に依つて示されたる市區改正設計の區域は、北は新淀川南岸に止り、東は大體鯉江町、城東村、神路村、鶴橋町等の接續町村を經て北百濟村に至る第十九號線を以て限界とし、南は大體平野郷町、田邊町、天王寺村及び今宮町を連ねる一線以北及び木津川に接する部分(敷津村)に限られてゐる。即ち市區改正設計が直接の對象とせる市外地は、市の周邊所謂接續町村として既に全く市街化せる地域であつて、大體前節に於て最も都市的法制の適用多き地域として擧げた町村に該當するものであつた。今其の地域内に市區改正設計による路線を有する町村即ち現實に市區改正設計の對象とせられた町村を擧ぐれば次の如くであつた。

- 西成郡 傳法町、鷺洲町(新淀川南岸)、中津町(新淀川南岸)、豊崎町、西中島村、今宮町、玉出町、粉濱村、津守村
- 東成郡 鯉江町、榎並村、城東村、中本町、神路村、鶴橋町、生野村、北百濟村、平野郷町、田邊町、天王寺村、住吉村
- 敷津村

然しながら大阪市當局が市區改正を契機として想定した大大阪の範圍は右の區域に止らない。大正八年三月、市區改正條例の大阪市準用と共に本市は各種の基本的調査を行ひ、同年十一月大阪都市計畫説明書として市長宛に調査の結果を報告して居るが、其の主たる調査項目は左の如き範圍に亘つて居た。



高速交通機關、鐵道及軌道、郊外地の開発、市内道路、舊市道路の路幅整理、路面の鋪裝、河川及運河、築港の擴張而して此の都市計畫施行區域として擧げられたものは次の區域であつた。

大阪市 西成郡一圓 東成郡一圓 三島郡一吹田町、千里村 中河内郡一矢田村、巽村、瓜皮村 豊能郡一豊津村、小曾根村、中豊島村、南豊島村、庄内村

其の理由とする所は左の説明書に依つて明かである。

「彼ノ接續町村編入問題ノ如キハ姑ク之ヲ別途ノ考究ニ委スベク茲ニハ一層自由ノ立場ヨリシテ地理的自然ノ要求ヲ基礎トシ廣ク近郊地開發ノ計ニ出デザルヲ得ズ、然モ市ノ近郊タル北ハ神崎川ヲ限リトシテ兵庫縣ト界シ南ハ大和川ヲ以テ又自ラナル分野ヲ劃セルニ察セバ我が大大阪市ノ實質的範圍ハ兎モアレ形式上此二線ヲ超エテ擅ニ都市計畫ノ範圍ヲ置カンハ固ヨリ妥當ナラズ仍テ本市ノ幾何學的中心タル四ツ橋ヨリ此ノ二線ニ至ル約五哩ノ距離ヲ標準トシテ大體ノ限界トナスベク、即チ北ニハ西成郡ノ一圓ト豊能郡ノ一部竝ニ吹田町背面ノ臺地ヲ含ム三島郡ノ一部ヲ併セ、東ハ東成郡一圓ヲ主トシテ中河内郡ノ一部ヲ加ヘ、南ハ大和川ノ流レヲ追テ海ニ達スル自然ノ分界ニ從ヒ、此廣袤約八十五平方哩ヲ以テ略我都市計畫ノ對象タルベキ區域ト看做サント欲ス」

尤も此の區域は公の行政上の區劃ではなく、單に市の内部に於ける豫定計畫であつたが、其の區域が後に定められた都市計畫區域と殆んど完全に符合したことは、偶々大大阪の範圍が此の區域に於て有機的統一を爲してゐたものであつたことを物語るものである。

都市計畫區域の決定 右の如く本市は、市區改正條例の下に於て既に都市計畫の對象とすべき

區域につき一定の見解を有つてゐたのであるが、大正九年一月一日都市計畫法の施行せらるゝや同年六月十八日大阪府知事は、大阪都市計畫區域の決定に關して内務大臣に内申し、内務省は審査の結果原案を翌年六月八日大阪府知事を経て關係市町村に諮問することゝなつた。此の諮問案に依つて提示せられた都市計畫區域は左の二市七十町村、百八平方哩九七の區域であつた。

大阪市 西成郡一圓 東成郡一圓 三島郡一吹田村、千里村 豊能郡一豊中村、庄内村、豊津村、小曾根村、中豊島村、南豊島村 北河内郡一守口町、三郷村、古宮村、諸堤村 中河内郡一巽村、瓜破村、矢田村、高井田村、布施村 小阪村、彌刀村、長瀬村、加美村、久寶寺村、八尾町、龍華村 泉北郡一三寶村、濱寺町 堺市

右の區域を決定するに當つて、内務省の採用した方針は都心から三十分乃至一時間の距離を周邊とし、人口の密度を參酌して範域を畫せんとしたもので、それは左記理由書に依つて極めて明白であつた。

大阪都市計畫區域設定理由書

都市計畫法第一條ニ依リ都市計畫ハ市ノ區域内ニ於テ又ハ其區域外ニ亘リ施行スベキモノニシテ其發展膨脹顯著ナル諸都市ニ在リテハ特ニ其ノ區域ヲ設定シテ計畫ノ方針ヲ定ムルノ必要切ナルモノアリ  
而シテ其ノ區域ハ人口増加ノ趨勢ニ對シ適當ナル面積ヲ存セシメ以テ都市生活者ノ公共的安寧ヲ維持シ福利ヲ増進スルノ策ヲ樹テザルベカラズ

都市計畫區域の決定



之ヲ大阪市最近ノ狀況ニ觀ルニ周圍部ノ人口増加率ハ却テ都市ノ中央部ノ夫レヲ凌駕スル勢アリ此レ獨リ大阪市ニ於テ見ルベキ現象タルノミナラズ歐米諸國ノ都市皆然ラザルナシ

此レ等シク經濟上衛生上自然ノ數ニシテ免ル可ラザルノ現象ナリ然レ共都市ノ膨脹タル決シテ無限ナル能ハズシテ都市生活ヲ營ム住民ノ都市ニ於ケル活動ニ便ナルベキ範圍ナラザル可カラズ而シテ此ハ都市ノ中心部ヨリノ距離ニ依ル事勿論ナルモ亦交通機關ノ速度ニヨリ自ラ伸縮セラルベキモノナリ而シテ都市ノ中心ハ是レ即チ都市生活ノ集中スル所ニシテ之ニ往復スルニ一日半日ヲ要スベキ區域ニアリテハ所謂都市生活ヲ營ムヲ得ザルベク日常之ニ往復シ以テ都市生活ヲ營ミ得ル範圍コソ實ニ此レ都市ノ膨脹發展ノ極限ナラン而シテ其區域タルヤ固ヨリ人口増加ノ趨勢產業發展ノ情況及交通機關ノ整備等ト相關聯シ互ニ因果關係ヲナシテ到底截然タル區域ヲ定ムル事能ハズ何レノ都市ニ於テモ都市活動ノ中心點ヨリ半徑十哩ヲ以テ劃スル周圍内ハ交通機關ノ相當充實ヲ計ラバ概ネ何レノ地點ヨリモ三十分乃至一時間ヲ以テ都市ノ中心ニ到達スルヲ得ベク又以テ都市生活ヲ營ムモノノ居住シ得ル適當ナル範圍ト見ルヲ得テ是レ即チ事實上ノ都市計畫區域ナリト云フヲ得ベシ

大阪市廳ヲ中心地點トシテ鐵道及軌道ニヨリ三十分乃至一時間ヲ以テ到達シ得ル範圍ヲ示セバ別表ノ如ク西方神崎川ヲ超ヘテ兵庫縣尼ヶ市ヲ包含スルハ同市ガ交通上又經濟上ノ點ニ於テ大阪市ト最モ密接ナル關係ヲ有スルニ察セバ極メテ當然ノ事ニ屬スト雖モ府縣ヲ異ニスル萬般ノ施設計畫ニ就テ支障ヲ來スコト尠カラザレバ暫ク之ヲ除外スルコト、シ神崎川ヲ以テ兵庫縣下境シ北ハ豊中村及千里村ノ住宅地域及吹田町ヲ以テ之ヲ限リ淀川ヲ渡リテ守口町ヨリ南ニ走リ八尾町及平野郷町ヲ合セテ大和川ニ入り西シテ堺市及濱寺町ヲ包含スルニ市七十ヶ町村ヲ以テ大阪都市計畫區域ノ對象トセムトス此ノ全面積一〇八・九七平方哩トナリ現在大阪市ノ面積二・五七平方哩ニ比スレバ約四・八倍トナリ此ノ區域ヲ以テ大阪都市計畫區域ニ決定スルノ妥當ナルヲ信ズ而シテ大正七年ニ於ケル大阪市人口密度ハ一平方哩ニ付七二、四〇〇人ナリ之ヲ歐米諸國ノ都市人口密度(第三表參照)ニ比スレバ巴里ノ九一、八〇〇人(一九一一年)伯林ノ八三、三〇〇人(一九一三年)ニ及バザルモ東京市

ノ七八、三〇〇人(一九一七年)ト稍匹敵ス尙大阪市内ニ就テ之ヲ區別シテ示セバ南區最モ密ニシテ一三〇、九〇〇人ニシテ紐育市マンハツタン區ノ一二三、四〇〇人(一九一七年)ヲ凌駕シ之ニ亞グハ東區ニシテ一〇八、〇〇〇人北區八〇、一〇〇人ナルモ西區ニアリテ尙廣大ナル空地ヲ擁スルヲ以テ遙カニ少ク僅カニ三九、六〇〇人ナリ

尙東區ニアリテハ大正八年ニ至リ人口稍減少ノ傾向ヲ示スヲ以テ察スレバ東區及南區ニテハ既ニ過密ノ住居ヲナシツ、アリト云フベク北區ニアリテハ尙多少増加ノ餘地無キニアラザルモ將來大阪市ノ人口密度ノ標準トシテ巴里ト伯林トノ中間ニ位スル九〇、〇〇〇人ヲ以テセバ恐ラク適當ナラムト信ズ之ヲ以テ人口密度ノ標準トシ將來三十年後ニ於ケル人口増加ヲ豫想セムニ現在ノ大阪市内ニ包含セラルベキ人口ハ二、〇三一、三〇〇人ニシテ此ハ大正十七年ニ至リテ到達スベキコト人口増加ノ趨勢ヲ調査スルニ洵ニ明ナリ

次ニ郊外地ニ於ケル密度ハ大正七年末ニ於テハ豊崎町ノ六八、五〇〇人ヲ最大トシ中津町ノ六二、〇〇〇人、堺市五〇、〇〇〇人、傳法町ノ四九、〇〇〇人、鷺洲町三一、七〇〇人、鶴橋町三〇、七〇〇人之ニ次ギ自餘ノ町村ハ概ネ之ヨリ少ナリ郊外地ハ市内ト稍其趣ヲ異ニシ市内ヨリモ大ナル空地ヲ存スルヲ要スルヲ以テ西區ノ廣大ナル空地ヲ有シテ尙其ノ密度三九、六〇〇人ナルニ稽ヘ郊外地ノ標準密度トシテ一平方哩ニ付四〇、〇〇〇人トセバ郊外地全面積八六・四平方哩ニハ三、四五六、〇〇〇人ヲ收容スルヲ得ルコトナリ市内ノ包容人口ニ、〇三一、三〇〇人ト合セテ都市計畫區域全部ニ收容シ得ル人口ハ五、四八七、三〇〇人トナリ別紙人口増加圖ニ示セル如クニ大正五十四年ニ於テ到達スルヲ見ルベク此ノ時ニ於テ全區域内平均密度五〇、三〇〇人トナリ大正七年末平均密度二〇、五〇〇人ナルニ比スレバ約二倍半ニ相當シ將來ノ發展ヲ豫想セバ敢テ過言ナラズト信ズ

然シテ都市計畫區域内ノ人口増加率ヲシテ別紙(省略)ニ示ス如クナリトセバ三十年後即チ大正四十年ニ於ケル人口ハ四、四九〇、〇〇〇人トナリ大正七年末ノ約二倍ニシテ大阪市ニ於ケル人口ガ過去二十年ニ於テ約倍加セルニ察セバ此亦敢テ過

都市計畫區域の決定



第二章 市域擴張當時の狀況

當ナラズト信ズ

而シテ其時ニ於ケル全區域内平均密度ハ四一、二〇〇人トナルモ 市内ハ九〇、〇〇〇人トセルヲ以テ郊外地ハ平均密度二八、五〇〇人トナリ大正七年末ノ平均密度六、九〇〇人ニ比スレバ約四倍トナリ 甚ダシキ過大ノ見積ナル如キモ接續町村ノ現在既ニ三〇、〇〇〇人ヲ超過スルモノ數ケ町村アリテ過去數年ノ人口増加ノ趨勢及外國諸都市ノ實例ニ徴スルモ大正四十年ニ於ケル郊外地全體ノ平均密度ヲ四〇、〇〇〇人ト豫想スルハ蓋シ當ヲ得タルモノナランカ

更ニ之ヲ人口一人當ノ面積ニ就テ考フルニ市内密度九〇、〇〇〇人ハ一人當面積八・七坪ニシテ郊外地二八、五〇〇人ハ一人當二七・四坪ニシテ全區域内平均密度四一、二〇〇人ハ一人當一九・〇坪トナルナリ

以上收容人口ヨリ推定セルモ都市計畫區域ハ前述ノ如ク其ノ區域内ノ住民ノ所謂都市生活ヲ營ミ得ル範圍ナラザル可カラザルヲ以テ其ノ區域内ニハ適當ナル商業地域及之ニ應ズベキ住宅地域ノ存セザル可カラザル事論ヲ俟タズ此等ノ諸點ヨリ茲ニ別紙附圖(省略)ニ示スガ如キ區域ヲ以テ大阪都市計畫區域ト決定セムトス

備考 此レガ決定ノ參考トナルベキ時間如何ノ人口密度ニ關スル資料左ノ如シ

第一表 大阪市應ヨリ一時間以内ニ到達シ得ル區域

鐵道及軌道名	三十分	四十分	五十分	六十分
阪急電車 箕面寶塚線	岡口町	石橋	箕面	寶塚
阪神電車	尼ヶ崎	西宮	芦屋	御影
京阪電車	香里	枚方	八幡	伏見
大阪軌道	片江	花園	日下	富尾

第二表 人口密度表

年次	密人	度口	大阪市	堺市外七十ヶ町村(二平方哩當)	合計
明治四十二年	密人	度口	一、二〇三、四七六	三、四二、五〇〇	一、五四五、九七六
同 四十三年	密人	度口	一、二三八、二九八	三、六一、六〇九	一、五九九、九〇七
同 四十四年	密人	度口	一、二七二、四八九	四、一八、四	一、六六一、七六八
大正元年	密人	度口	一、三二一、七〇九	三、八九、二七九	一、七三九、六〇四
同 二年	密人	度口	一、三八七、三六六	四、一七、九〇一	一、八三三、四二九
同 三年	密人	度口	一、四二二、〇五七	四、四六、〇六三	一、八八七、四八九

都市計畫區域の決定



調査年次	人口	面積 平方哩	密度
大正四年	一、四五八、八六一人	四八四、六二八	一、九四三、四八八
同五年	一、五〇七、一六〇	五〇四、一〇八	一、七〇七、八三五
同六年	一、五五七、八八六	五〇九、九六四	二、〇二一、二七〇
同七年	一、六三三、三三八	五九五、五〇三	二、〇二八、八四一
密人口	七二、三六七	六、八九〇	二、〇四四、五三三
合			一、九四三、四八八

第三表

各都市人口密度表

都市名	調査年次	人口	面積 平方哩	密度
都	一九一八	七、三二一、九七九	六九三	一〇、六〇〇
大	一九一八	四、五二一、三〇一	一一七	三八、六〇〇
倫	一九〇七	三、八八五、〇〇〇	一八一	二一、五〇〇
大	一九一八	二、八四七、二二九	三一	九一、八〇〇
巴	一九〇七	三、二一〇、〇〇〇	一一九	二七、〇〇〇
伯	一九一三	二、〇八二、一一一	二五	八三、三〇〇
伯	一九一五	五、八〇六、五三二	三一五	一八、四〇〇
紐	一九一五	二、五九〇、四五五	二一	一二三、四〇〇
同	一九一五	一、九九〇、六一四	七八	二五、五〇〇
同	一九一六	二、五四四、二四九	一九九	一二、八〇〇

都市名	調査年次	人口	面積 平方哩	密度
大	一九一八	三、三三六、一三七	一九六	一七、〇〇〇
東	一九一八	二、三二九、三〇一	三〇	七七、六四〇
大	一九一八	二、二二七、八四一	一〇八、九七七	二〇、四五〇
大	一九一八	一、六三三、三三八	二二、五七七	七二、三七〇
同	一九一八	四四一、一一二	一一、一三	三九、六三〇
同	一九一八	五〇〇、二八〇	三、八二	一三〇、九七〇
同	一九一八	三一五、四一一	二、九二	一〇八、〇〇〇
同	一九一八	三七六、五三五	四、七〇	八〇、一一〇

**大阪市の答申案** 前記大正十年六月八日の内務省諮問に先立ち、大正八年五月大阪府から大阪  
市に對し都市計畫を施行すべき區域決定に關し照會して來たので、市は同年七月十一日、大體前  
記の市區改正に際して豫定せる區域を以て、都市計畫法及び市街地建築物法の適用區域と爲すを  
可とする旨を進達した。其の後大正九年五月二十二日以降、七月二十一日迄の間に於て前後五回  
に亘つて府市協議會を開き、府市合一の決定に到達せんと試みたが、區域問題を決定するに當り  
ては、何人を都市計畫事業の執行者と爲すべきか、市外の部分に於ての費用の負擔を如何にすべ  
きか等の問題を先づ解決を必要とした爲め何等決する處なく、結局内務省諮問案に於ては市の意  
見は殆んど參酌せられるところがなかつた。斯くて大正十年六月十四日内務省の諮問となり、同



月二十一日答申案の市會提案となつたのであるが、大阪市答申原案の區域は左の如く一市五十四ヶ町村であつて、前記説明書に擧げた區域と全然同一であつた。

大阪市 西成郡一圓 東成郡一圓 中河内郡一異村、瓜破村、矢田村 豊能郡一庄内村、小曾根村、中豊島村、南豊島村、豊津村 三島郡一千里村、吹田町

而して此の答申案の本文は左の通りであつて、之に依り、大阪市當局が都市計畫區域の決定に際し持つてゐた意見を明にする事が出来るのである。

議案第百八十號

大阪都市計畫區域ニ關スル意見答申ノ件

大阪都市計畫區域ニ關シ別紙ノ通り内務大臣ノ諮問ニ對シ左記ノ通り答申スルモノトス

大正八年六月二十一日提出

市長

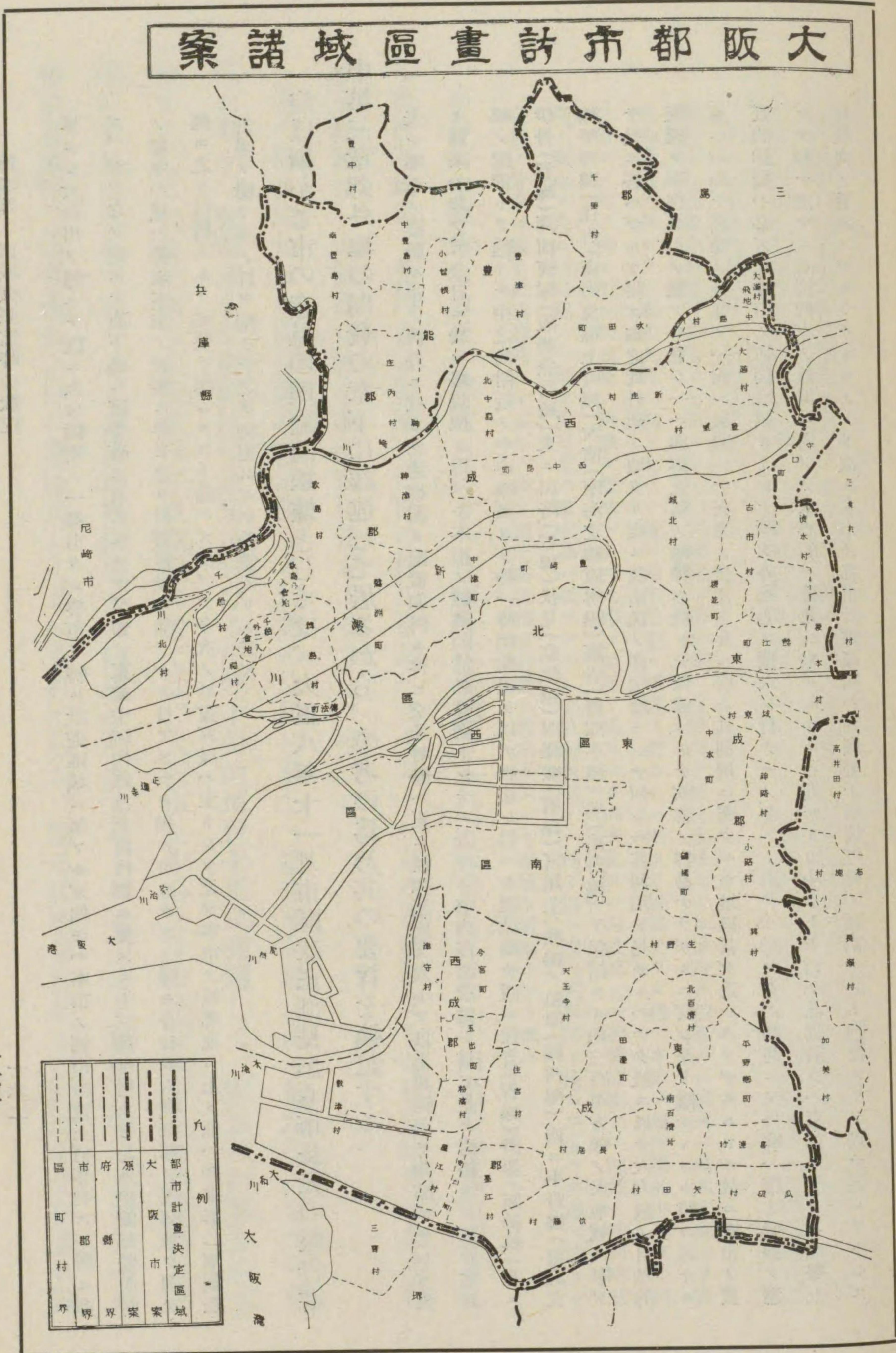
記

大正十年六月十四日都第二一號ヲ以テ大阪府知事ヨリ依命通牒ニ係ル大阪都市計畫區域ニ關スル件ハ左記理由ニ依リ別紙圖面ノ通り一市五十四箇町村(此ノ面積八十五平方哩)ニ變更スルヲ適當ト存候條此段及答申候也

記

本市將來ノ發展並ニ人口ノ増殖ハ容易ニ之ガ豫測ヲ許サザルモ而モ市ノ南郊一帶ノ廣濶ナル地域ヲ距テ且ツ地理的自然ノ分

大阪都市計畫區域案



都市計畫區域の決定



界タル大和川ヲ超ヘテ既ニ入口稠密ノ一都市タル堺市ヲ特ニ計畫區域ニ加フルガ如キハ本市ノ都市計畫上何等利スル所ニ非ズ、況ヤ之ヲ越エテ南下遙ニ濱寺町ニ及ボスオヤ又市ノ東郊中河内郡及北河内郡ニ屬スル十三箇町村及ビ北郊豊能郡豊中村ノ如キハ或ハ將來本市ノ發展ニ伴ヒ之ヲ計畫區域ニ加フルノ日アラシモ知ル可カラズト雖モ今日尙人煙稀薄ノ近郊地ヲ隔テ直ニ之ヲ包括スルノ必要ヲ認ムルコト能ハズ由ツテ今次ノ計畫區域ハ主トシテ之ヲ本市ノ近郊地ニ止メ他ハ將來第二期擴張計畫ヲ樹ツルノ日ヲ待チテ之ヲ決定スルヲ妥當ナリト信ズ

尙ほ斯かる市の意見の理論的根據としては、大正八年十一月市區改正部長から市長宛の報告書

中第三章郊外地の開発の章下に詳述して居るから、參考の爲め其の要旨を摘記する。

夫レ都市ノ膨脹ハ市ノ内外ニ亘ル交通機關ノ配置如何ニ伴ヒ交通機關ハ更ニ運轉速度ノ大小ヲ以テ其範圍ヲ伸縮スサレバ遠キ將來ハ知ラズ今日ニ於テ略想像シ得ベキ本市ノ經濟的活動範圍トシテハ既記ノ市内高速設備ト及ビ是ト連絡スル郊外電車線ノ配置トヲ辿リテ中之島附近ノ中心地區ヨリ約一時間前後ヲ以テ到達シ得ベキ環域即チ西ニ住吉(省線)御影(阪神線)北ニ伊丹(省線)箕面(阪神急行線)東ニ山崎(省線)伏見(京阪線)四條(省線)富尾(大軌線)柏原(關西線)南ニ平野郷(南海支線平野線)住吉(南海支線上町線)大濱(南海支線阪堺線)濱寺(南海本線)堺(高野線)ヲ包括スル約三百平方哩ノ大地域ヲ擧ゲテ是ニ答ヘザルヲ得ズ加之此外廓ノ地タル現ニ我市民ノ住宅地トシテ何レモ其利用ヲ見サルハナク既ニ以テ大大阪ノ自然的版圖ヲ形作レルノ觀アリ之レ一ハ本市近郊ノ地勢ガ概シテ低濕ニシテ改善ノ容易ナラザルニ反シ是ト離ル、コト稍々遠キニ及ヘバ却テ高燥ノ臺地ヲ一面ニ展開シテ交通ノ發達ト共ニ倍々其利用ニ充ツベキ地區甚ダ乏シカラザルニヨル故ニ本市ノ實質的膨脹ハ必ズシモ市ノ隣接地域ヨリシテ漸次外延的ニ擴大シ行クモノトノミ限ラズ恐ラクハ同時ニ又外廓一帯ノ發展ヲ遂ゲテ却テ逆マニ隣接低阜ノ地域ニ向ツテ求心的ニ擴充シ來ルベキニハ非ザルカ少クトモ市ノ北部若クハ東郊ニ於テハ地勢上此傾向ノ看過スベカラザルモノアリ故ニ本市ノ都市計畫範圍ハ到底若干隣接町村ノ區劃ニノミ拘泥スルヲ以テ足レリトセズ

殊ニ都市計畫法ハ都市ノ區域ヲ超エテ統一的ニ施行シ得ベキ幾多重要施設ヲモ併セ計畫シ得ベキ權能ヲ都市ニ附與セルヲ以テ彼ノ隣接町村編入問題ノ如キハ姑ク之ヲ別途ノ考究ニ委スベク茲ニハ一層自由ノ立場ヨリシテ地理的自然ノ要求ヲ基礎トシ廣ク近郊地開發ノ計ニ出ザルヲ得ズ

然モ市ノ近郊タル北ハ神崎川ヲ限リトシテ兵庫縣ト界シ南ハ大和川ヲ以テ又自ラナル分野ヲ劃セルニ察セバ我大大阪市ノ實質的範圍ハ兎モアレ形式上此二線ヲ超ヘテ壇ニ都市計畫ノ範圍ヲ置カンハ固ヨリ妥當ナラズ仍テ本市ノ幾何學的中心タル四ツ橋ヨリ此二線ニ至ル約五哩ノ距離ヲ標準トシテ大體ノ限界ト爲スベク即チ北ニハ西成郡ノ一團豊能郡ノ一部並ニ吹田町背面ノ臺地ヲ含ム三島郡ノ一部ヲ併セ東ハ東成郡一團ヲ主トシテ中河内郡ノ一部ヲ加ヘ南ハ大和川ノ流レヲ追フテ海ニ達スル自然ノ分界ニ從ヒ此廣袤約八十五平方哩ヲ以テ略我都市計畫ノ對象タルベキ地域ト看做サント欲ス

市の答申原案は大正十年六月二十一日市會に提案せられ、市會は之を二十四名の委員附託として審査の結果、委員會は原案に一部の修正を加へて七月十三日の市會に之を報告し市會は此の修正を認めて、大阪市の答申案は茲に決定することゝなつた。

其の修正理由は一面負擔問題に對する原案の立場に賛し、之を更に能ふ限り縮小せんとする態度を取り、他面都市計畫區域の決定に於ける市の主動的地位を更に強調して、區域の限界を決定せんとして居た。即ち大阪市の答申原案に於ては、大阪市を中心とする所謂大都市計畫主義は明確に表現せられて居たが、尙ほ市域擴張との關連は明かでなく、多少之を豫想したるが如きも都市計畫區域と市域擴張とは一應區別して考へられて居た。然るに市會に於ては此の都市計畫に關



する大阪市の主働的地位を一層強調して、都市計畫區域を以て單に都市計畫の對象たる地域たるのみならず、其の都市構築を大阪市の手に於て爲すべき地域と觀念して、將來一切の行政部門に於て市自身の構成部分を爲すべき町村を限り都市計畫區域に加へんとしたのであつた。市會は其の答申理由中に於て「寧ろ今次の計畫區域は近き將來に於て本市に併合し、同一の公共團體となるべき運命を有する地域に止め」るのを妥當なりと云つてゐる。即ち都市計畫區域に包攝せらるべき町村は、將來其の市との對立的な主體を解消して、完全に市の一部となるべきことを豫想して、其の前提として都市計畫に關して市と部分的結合をなし、所謂目的團體を構成せしめるものであつて、都市計畫區域は此の意味の區域の限界を劃せんとするものゝ如くである。本來都市計畫區域と市域擴張の關係は唯都市計畫區域が都市的實體を補促する點に於て、間接的に市域擴張の基礎たり規準たるものであるが、市會の意圖に於ては斯かる間接の事實上の關聯たるのみならず實に意識的に關連せしめられた謂はば市域擴張豫定地とも稱せらるべきものであつた。殊に後年の市域擴張の範圍が此の答申案と僅に中河内郡の三村を異にするのみなるは注目し値するものと云はねばならない。

修正案は市の東部及び南部に對しては原案を認め、北方に於ては西成郡界を境として、豊能郡

及び三島郡の部分を削除し、また原案が神崎川と淀川の間地帯を工場地帯と豫想し、千里山附近を其の住宅地と豫定せるに對し、修正案は神崎川改修計畫の存することに依り將來變化あるべきを豫測し、且つ神崎川以北が水田多く、市の原案に於て諮問案の東成郡界以東を除外したると同一理由に依り、神崎川以北を削るべきものとし、之と同時に港灣施設に重きを置き、開港規則第一條による水域を計畫區域に加へることとした。即ち左の如くである。

大阪市 西成郡一圓 東成郡一圓 中河内郡一圓 矢田村、瓜破村 大阪港界内の水面積二十三平方哩

然して其の説明中前述の趣旨に依り改められたところは左の如くであつた。

(前略) 況ヤ之ヲ越エテ南下遙ニ濱寺町ニ及ボスオヤ又市ノ東郊中河内郡及北河内郡ニ屬スル十三箇町村及神崎川以北八箇町村ノ如キハ或ヒハ將來本市ノ發展ニ伴ヒ之ヲ計畫區域ニ加フルノ日アラムモ知ル可ラズト雖モ今日尙人煙稀薄ノ近郊地ヲ隔テ、直ニ之ヲ包括スル必要ヲ認ムル能ハズ寧ロ今次ノ計畫區域ハ近キ將來ニ於テ本市ニ併合シ同一ノ公共團體ト爲ルベキ運命ヲ有スル地域ニ止メ同時ニ開港則第一條ニヨル大阪港界内ノ水面積ヲ加ヘ以テ海陸設備ノ充實ヲ期スルノ妥當ナルニ如カス

**都市計畫區域の決定** 内務省は右原案に各市町村の答申を添へ、大正十年九月十六日内務省發

都第四二號を以て大阪都市計畫地方委員會に諮問した。豫定域内二市七十ヶ町村の答申中、區域設定に反對の答申をなしたるは豊能郡豊中村のみであつたが、地方委員會に於ては各關係市町村



の意見を參酌し、特別委員に附託して慎重審議の結果、原案の一部に修正を加へ之を内務大臣に答申するに至つた。其の區域は左の如くである。

大阪市 西成郡一圓 東成郡一圓 豊能郡一庄内村、小曾根村、中豊島村、南豊島村、豊津村 三島郡一千里村、吹田村 北河内郡一守口町 中河内郡一巽村、瓜破村、矢田村

斯くして大阪都市計畫區域は此の議決せられた區域により決定せられ、内閣の認可を得て翌十一年四月二十四日公告せられるに至つた。

**都市計畫地域及地區の指定** 曩に大正七年六月東京市區改正條例及び附屬法令が大阪市に準用せらるゝや、大阪市は市區改正部に於て都市計畫と併行して地域制の基本調査にも着手してゐた。然しそれが市街地建築物法に依る用途地域として指定される迄は、市の意思は必ずしも明確ではなかつた。即ち上記の都市計畫説明書に於て郊外地の開発の題下に、新市域の用途を次の如く豫想して居た。

工場地帯 神崎川新淀川間の低地、寢屋川以北ノ城北工場地、東成郡十三間川以西木津川間  
住宅地帯 吹田町背面の高地、天王寺、田邊、平野、天下茶屋、住吉に亘る臺地、及工場地帯内に散在する勞働者住宅街  
公園地帯 吹田臺地の天然公園及新淀川河岸公園、大阪城、田邊村股ヶ池、池田池より公園道路により天王寺及住吉公園に結び更に大和川依羅村に及ぶ

又市内に關しては内務省都市計畫局編纂の都市計畫要鑑(大正十年)によれば、市内の現況を次の如く述べて居る。

住宅地帯 市の東方大阪城高臺より南へ東區及南區の臺地  
工場地帯 安治川、尻無川、木津川流域  
商業地帯 其の他の地區、殊に東西南區の中心部

即ち此の兩者を併せ考ふるときは極めて概略ではあるが、大阪市及び其の近郊に於ける都市的職能の配分を明かにすることができたのであるが、此の都市的職能の配置を各個人の恣意的な決定に委ねず、之を統制せんとする企圖は以前から行はれた。然しそれが消極的にもせよ用途地域制として市街地建築物法第一條に依る指定を受け法的効力を有するに至つたのは、市域擴張の直前大正十四年三月二十七日であつた。之に依れば大大阪の構成は次の如くであつて、上述の市の豫想が略ぼ妥當であつたことが知り得られる。

住宅地帯 一、本市東南部大阪城附近より天王寺阿部野に到る一帯の丘地(所謂上町高臺) 二、一より東南大和川以北、住吉公園以東一圓の地 三、北方郊外千里村より曾根、服部方面に至る一圓の地 四、新淀川右岸豊里より姫島東端に至る一帯の地 五、城東の左專道附近、綱島、都島の一圓及淀川を越えて天満、堀川、本庄、福島、春日出方面の各一部  
商業地帯 一、市の中央中之島、船場島之内を中心とする一圓の地 即ち北は天満、曾根崎、堂島、福島の大部及び西は堀江、本田、九條に至り南は難波の一部及び新世界を包括する地 二、局地的商業地帯として北に十三、南に住吉及び平野



郷、西に市岡及び築港 三、路線的商業地域として路線の兩側に於ける建築線に接する地域、道路四十二線、都市計畫道路七十七線

工業地域 一、北方神崎川沿岸一帯の平地 二、都市計畫城北運河に沿ふ一帯の地 三、長柄より新淀川左岸に沿ふて南下し安治川下流に連る一帯の地 五、大阪灣に面する尻無川、木津川下流一帯の地

此等の地域の面積及び比率を示せば次表の如くであつた。

地域	面積	比率	地域	面積	比率
住居地域	六・五九一 <sup>平方哩</sup>	三三・三%	工業地域	八・一一五 <sup>平方哩</sup>	三〇・二%
商業地域	三・〇五一	一一・〇	未指定地域	三・八三一	二五・〇

### 第三章 市域擴張問題の經過

#### 一 接近町村に關する調査

本市が明治三十年四月、第一次市域擴張を行ふや、其の直後に於て更に北部接續町村を編入せんと議が起り、同三十二年及び大正二年に市會の建議となつて現はれたのであるが、當時は未だ之に關する具體的の調査は行はれなかつた。超えて大正四年十一月、本市は左の通り市區境界變更調査會を組織し、夫々委員の任命囑託を行ひ、調査機構の整備を圖つた。

##### 市區境界變更調査會規程

- 第一條 市區境界變更調査會ハ本市及區ノ境界變更ニ關スル事項ヲ調査審議ス
- 第二條 市區境界變更調査會ハ委員長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 委員長ハ助役ヲ以テ之ニ充テ委員ハ市參事會員及市吏員中ヨリ市長之ヲ囑託シ又ハ之ヲ命ス
- 第四條 委員長ハ會務ヲ總理シ會議ヲ召集シ其ノ議長トナル
- 委員長事故アルトキハ市長ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス
- 第五條 市區境界變更調査會ニ幹事及書記若干名ヲ置キ市吏員中ヨリ市長之ヲ命ス

接近町村に關する調査



幹事ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス  
書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス  
市區境界變更調査會役員

委員長	助役	關 一	巖 又兵衛	同	技師	澤井準一
委員	市參事	大塚惟明	乾 吉治郎	同	主事	天野時三郎
同	市議員	中島政二郎	小西儀助	同	同	池川大次郎
同		吉本彦太郎	杉山清次郎	委員兼幹事	技師	岩田成實
同		宗 吉平	田川正二郎	技師	主事	近藤常吉
同		赤田瑛一	宮島茂次郎	主事兼視學		

斯くて大正四年十二月第一回調査會を、續いて翌五年七月第二回及び第三回調査會を開催し、一面専門吏員を置いて關係町村に亘り綿密に實情を調査し、其の結果を次の如く發表した。

一、接近町村編入調査資料(大正六年)

- (一)面積戸數及人口調(二)編入後の面積及人口密度調(三)編入後の大阪市人口及將來の増加調(四)編入後各種議員定數異動調(五)有租地地目別及免租地地目別調(六)各町村歳入出豫算(自大正元年度至大正五年度)(七)大正五年度歳入出豫算一覽(八)大正四年度歳入出決算一覽(九)大正四年度町村稅率調(一〇)町村稅額調(自大正元年度至大正四年度)(一一)町村稅一戸當一人當納稅額(一二)稅率を基礎とせる各町村比較調(一三)町村有財產調(大正四年十二月末現在)(一四)町村負債調(大正六年九月)(一五)町村費支辨道路橋梁工費(一六)學齡就學兒童數調(一七)小學校兒童數並學級數調(大正五年六月)(一八)小學校教育に關する調(大正五年二月)

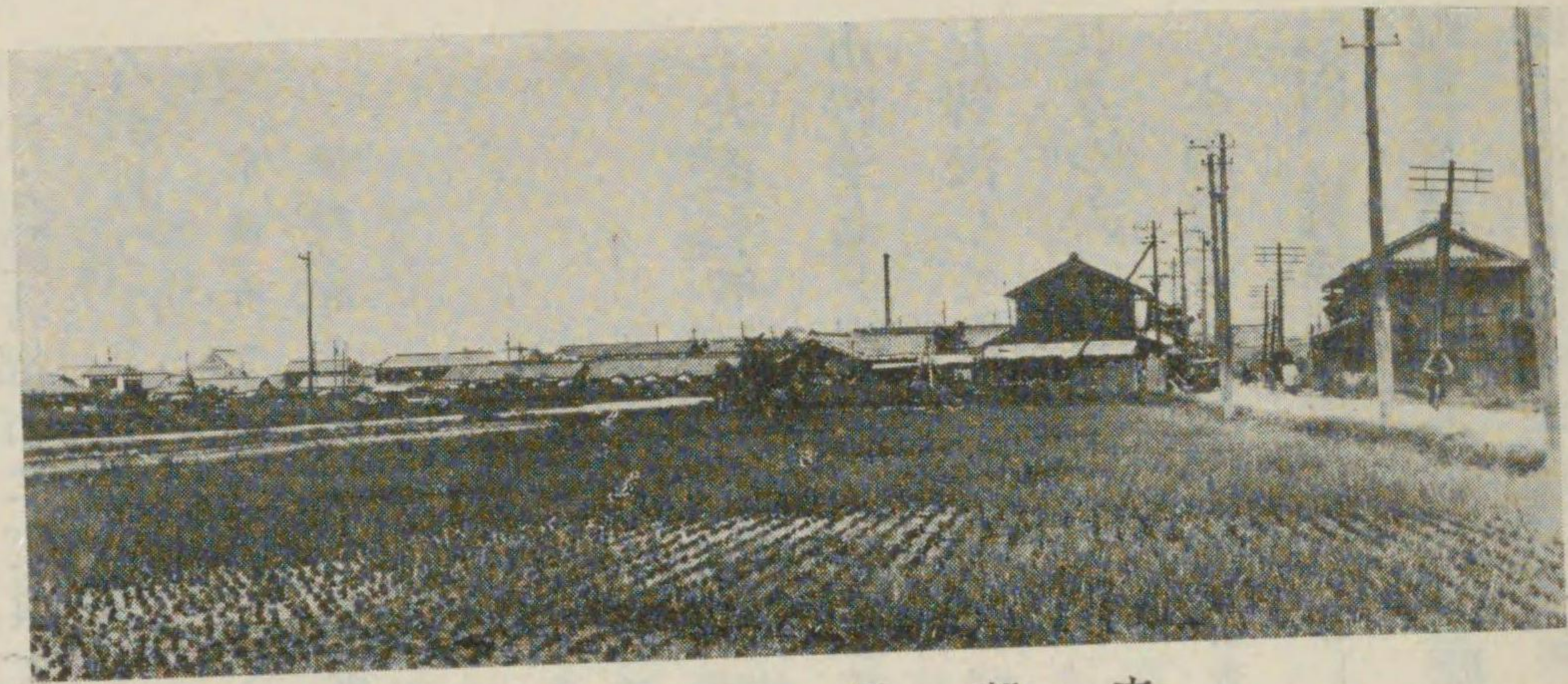
二、接近町村編入調査資料(大正七年三月)その調査項目は第一次刊行分と同様なるも、調査區域及び其の方法を異にしてゐる

三、接近町村編入調査資料(大正九年二月)その調査項目は第二次刊行分に次の各項目の調査を追加してゐる

- (一)有租地地價調(二)田畑其の他の土地にして年々宅地に變換せられし面積調(三)國稅附加稅課率比較調(大正八年)(四)府稅並同附加稅率比較調(五)府稅雜種稅不動產所得稅と市稅特別稅歩一稅との課率比較調(六)地價を標準とし各町村内宅地市部府稅家屋稅地位等級何等に該當するやの調(七)町村部落有財產調(八)小學校費在籍兒童一人當比較調(九)市及町村傳染病患者率比較調(一〇)水道使用戸數等調(一一)水道使用料に關する調

四、接近町村編入に關する調査書(大正十三年六月)その調査項目は第三次刊行分と同じきも調査區域を擴張してゐる

右の如く接近町村に就いては數次調査を行つたのであるが、更に他都市の先例をも調査する必要ありとし、最近接近町村の編入を行



南 部 編 入 町 村

接近町村に關する調査



つた左記各都市に吏員を派遣して、其の實例を調査せしめ以て本市市域擴張の參考に供するところがあつた。

京都市 (大正八年八月調査)	神戸市 (大正八年八月調査)	堺市 (大正八年九月調査)
神戸市 (大正十三年一月再調査)	名古屋市 (大正十三年七月調査)	京都市 (大正十三年七月再調査)

## 二 市域變更調査會の設置

大正十年七月の市會に於て、大阪都市計畫區域に關する内務大臣の諮問に對し、其の地域を一市四十七ヶ町村に修正して答申したが、本市が其の接續町村を編入すべき具體的市域の問題は未だ解決してゐないので、同年八月市域變更調査會を組織し之に關する諸問題を調査研究することになつた。

本調査會は同年十月より同十一年九月まで回を重ねること五回、其の間特別委員會を開くこと二回、實地踏査を行ふこと二回、詳密に調査審議を遂げたる結果、淀川以南に於ける西成郡の各町村及び榎本村字今津を除いた東成郡の各町村を編入區域とするを妥當なりと決定し之が實行を期することとなつた。

### 市域變更調査會の組織

市域變更調査會は其の調査事項の重大なるに鑑み、特に左の規程を制定して池上市長自ら委員長となり、委員には市會議員二十名、助役以下市吏員十一名を囑託又は任命した。

#### 市域變更調査會規程

- 第一條 市域變更調査會ハ本市ノ區域變更ニ關スル事項ヲ調査審議ス
- 第二條 市域變更調査會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス  
委員長ハ市長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 委員ハ市會議員及市吏員中ヨリ市長之ヲ命シ又ハ囑託ス  
委員長ハ會務ヲ總理シ會議ヲ召集シ其ノ議長トナル  
委員長事故アルトキハ市長ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス
- 第四條 市域變更調査會ニ幹事及書記若干人ヲ置キ市吏員中ヨリ市長之ヲ命ス  
幹事ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス  
書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

#### 附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大正四年十一月達第六號市區境界變更調査會規程ハ之ヲ廢止ス

#### 市域變更調査會役員

委員長	市長 池上四郎	同	同	谷 始太郎	同	同	川畑清藏
委員	市會議員 小西儀助	同	同	山口房五郎	同	同	益田喜之助
同	同 海老友次郎	同	同	金澤種次郎	同	同	鎌田長七

#### 市域變更調査會の設置



同	北端兵吉	同	同	神戸萬太郎	同	社會部長	天野時三郎
同	山本藤助	同	同	廣瀬徳藏	同	南區長	高久 要
同	大槻吉平	同	同	岩本政市	同	東區長	坂本重英
同	山本芳治	同	助 役	關 一	同	北區長	田中兵太郎
同	藤崎寅藏	同	同	有田邦敬	同	西區長	池川大次郎
同	上道菊治	同	同	木南正宣	幹 事	主 事	片桐由雄
同	赤田 瑛一	同	同	直木倫太郎	同	同	岡崎早太郎
同	余部市郎兵衛	同	同	澤井準一	同	同	速水 茂
同	杉浦理三郎	同	同	福士末之助	同	同	
			港灣部長兼 都市計畫部長				
			水道部長				
			教育部長				

市域變更調査會の經過

市域變更調査會に於ける審議經過の概況は次の如くであつた。

第一回調査會(大正十年十月五日)―接近町村調査の結果理事者に於て作成した市域擴張區域に關する三案(別項、地域問題参照)を提出し、先づ池上委員長より都市計畫事業に關聯して町村編入は避くべからざること及び作成した三案中、第一案を最も適當と信ずる旨の説明があり、次いで關助役より第一案は曩に市會に於て決定した都市計畫區域によるもので、市の區域を都市計畫區域と一致せしめて置くことは、都市計畫事業を遂行する上に於て幾多の利益があるから、之を根據としたものであり、第二案は中間案で、神崎川と新淀川との間を除いたもので大した根據を有しない。第三案は最も縮小したもので、本市に隣接して衛生、教育其の他社會狀態より觀て本市の福

利増進に密接なる利害關係を有するのであるから、自衛上此の部分の編入は是非共必要である旨の説明があつた。右の説明に對し、赤田、金澤、川畑三委員より、編入地帯に市と同様の施設を爲す爲めには少くとも今後十年間位は市より經費を支出することを覺悟しなければならぬから、先づ以て各案に關する歳入出豫算、決算及び諸施設に要する經費等につき箇條書に詳細の計數を擧げ、調査提示せられた旨の要求があつた。

本會議に於て理事者より提示した調査資料の項目は左の如くであつた。

- (一)西成郡町村及中河内郡瓜破村外二ヶ村の大勢
- (二)市域變更區域内人口増加圖
- (三)市域變更區域内戸數増加圖
- (四)市域變更一覽
- (五)西成郡豊崎町長及東成郡榎本村長より提出の陳情書

而して會議の要求による調査書作成につき理事者に於て協議の結果、左の方針によつて調査を行ふことゝなつた。

- (一)調査は先づ第三案についてこれを行ひ、次に第二案、第一案の區域に付これを行ふこと、(二)經費及び収入調は十ヶ年を目途とすること
- (一)電鐵、水道、下水、道路、衛生、教育、収入關係に分ち各關係部課これを擔當すること、但し収入關係は検査課に於てこれを擔當すること
- (二)三案を圖示する爲め委員會用小地圖を作製し置くこと
- (三)現在人口、戸數及び年々増加の割合並に地圖を作り調査擔任部課に送付すること



第二回調査會(大正十一年四月十日)―前回調査會の要求により調製した左記資料を理事者より提出して審議に入つた。

- (一) 上下水道敷設及改良工事費並上下水道費收支調(一)電鐵建設費及收支調(一)道路創設費及道路費收入(一)教育費收支調
- (二) 衛生費收支調(一)編入區域歳入調(十年度、十九年度及十ヶ年間)

先づ有田助役より調査書の内容につき、第一案を中心として詳細に述べた後、上下水道費は大體に於て其の收支相償ふこととなるも、衛生費及び教育費は之を市に於て負擔せねばならぬ旨の説明があつた。之に對し鎌田、赤田、川畑各委員より編入後に於ける市税區費の課率、道路維持費其の他十ヶ年後に於ける剩餘金の費途等につき質問あり、而して市域を第一案に依るを可とするか、第二案に依るを可とするかにつき各議員は大いに論議を闘はしたが採決の結果、滿場異議なく第二案に依ることに決定し、次回には第二案を基礎として詳細な圖面を提出するやうにこの要求があつて散會した。

第三回調査會(大正十一年六月二十六日)―理事者より左の調査書を提出した後、前回に引續き審議を凝らした。

- (一) 郊外道路開設事業費概算書(一)毎年人口増加表(一)各町村人口密度表(一)五大都市人口密度表(一)各町村色別圖面

有田助役及び直木都市計畫部長は、右調査書の根據につき詳細の説明を爲し、鎌田、金澤兩委員より人口密度及び編入理由等につき質問があつた。赤田、廣瀬、鎌田各委員より編入區域の決定は重要問題であるから、全部に亘り實地調査を爲すべき旨の提議があり、更に鎌田、赤田の兩委員より、市街地建築物法の適用につき質問があつた。之に對し委員長より同法の施行は實地調査の結果により、必要あらば監督官廳に上申することゝすべきを以て、此等の問題は實地調査の上決定することゝしては如何と諮り、滿場異議なく實地調査をすることに決定した。

實地調査―前回の申合せに依り前後二日間に亘り大體淀川以南の接近町村につき實地踏査を行つた。其の順路は左の通りである。

第一日(大正十一年七月一日)

市役所より榎並町、城北村を経て古市村へ、古市村より城東村、鯉江町を経て榎本村へ、榎本村より一應歸廳  
市役所より鷺洲町、西成大橋へ、西成大橋より中津町、豊崎町へ、豊崎町より堺筋を経て紀州街道を安立町へ、安立町より墨江、住吉、長居、南百濟村を経て八尾街道を平野郷町へ、平野郷町より喜連村を経て瓜破村へ、瓜破村より平野郷町  
巽村、小路村、神路村、城東村を経て榎本村へ、榎本村より歸廳

第二日(大正十一年七月十五日)

市役所より今宮、天王寺、玉出、粉濱、安立町へ、安立町より墨江、住吉、長居、南百濟村、平野郷町、喜連、瓜破村へ  
瓜破村より喜連村、平野郷町、巽、小路、神路各村及び中本町を経て一應歸廳

市域變更調査會の設置



市役所より鷺洲町、西成大橋へ、西成大橋より中津町、豊崎町長柄橋に至り散會

第四回調査會（大正十一年八月二日）——本會議に對し理事者より提出した調査書は左の如くである。

- (一) 世界大都市人口密度表
- (二) 市域變更區域内人口増加圖表
- (三) 接近町村人口密度比較的大なる町村併合の場合の調書
- (四) 第三案に依る人口増加表

先づ委員長より本日は大體の意見を纏めたく、尙ほ實地調査の結果多少變更を要するものあるべしと思はるゝにより、此の點につき審議したき旨を述べ、委員中より實地調査の結果は接近町村中其の状態が大阪市に類似せるものゝみを先づ編入しては如何、即ち第三案を基礎として調査し、事情によつては多少其の區域を擴張するも可なる旨の意見があつた。之に對し有田助役は、人口緩和策上並に工場地帯及び住宅地域を設くる必要上、第三案は不適當なる旨を詳細に述べ又一委員より第二案を骨子として、不要の地域を除外するのが適當であるとの意見があつたが、結局谷、藤崎、山口各議員より特別委員を設けて更に調査を爲し、萬遺憾なきを期したき旨の提議あり、各委員之に賛し谷、山口、益田、鎌田、藤崎、神戸、廣瀬の七委員が特別委員に指名せられた。

第一回特別委員會（大正十一年九月十一日）——委員より同一行政區劃の土地を分割して編入すること

が出来るかどうかの質問あり、之に對し有田助役は法律上可能なること、又分割して編入した實例もあるが、なるべく特別の理由なき限りは現在の儘編入する方が容易であること、接続町村には工事中又は敷地豫定の電氣鐵道六線があるから、交通上の見地からするも編入の範圍を廣くする必要がある旨を答へた。又一委員より東北方面は水田が非常に多く、寢屋川は悪水の流出場と見られ、之を工場地帯として利用することは不適當である。且つ同方面は低濕地であるから、保健衛生上住宅にも適しない。故に餘り東に出ることは宜しくないとの意見があつた。又他の委員より衛生、教育等生活の状態が、市と看做し得る所まで進んでゐることを標準として編入地域を定むべきで、徒に農村を編入することは職業と生活の相違から、互に迷惑を感ずることがないかとの質問があつた。之に對し有田助役は、市と同じ状態にある町村を編入することは餘りに當然である。併し編入については市内人口密度の緩和、住宅地、工場地の擴張等をも考慮せざるべからざること、又東成郡の中から一二の地域を除外することは實際上困難な問題である旨を答へた。最後に神戸委員より各委員私案を作成して持寄り、理事者を除いた委員のみで一應研究したき旨の提議あり一同之に同意した。

第二回特別委員會（大正十一年九月十六日）——本會は秘密會であつたので會議の内容は判明しない。



第五回調査會(大正十一年九月二十五日)―委員長より特別委員會に於て、第二案中の地域から東成郡榎本村字今津及び中河内郡に屬する巽、瓜破、矢田の三村を除くことに決定した旨の報告があつた。又一委員は第二案を修正するに至つた理由を大要左の如く説明した。

矢田、巽、瓜破の三村を除外した理由は、大阪市から餘程遠距離にあり、この附近の長居、依羅、田邊方面と比較すれば、低地で住宅地として稍不適當と考へる。且つ行政区劃が中河内郡に屬してゐる爲め、之を除外する方が大阪市を形成する上に利益である。又榎本村字今津の突出部を除外したのは、南岸は市域に編入するとしても、極樂橋北岸は北河内郡に屬して居るから、川の兩岸を利用すると云ふことは理由にならぬ。加之突出部に限つて泥田であり、此處を住宅地にするには困難である。又此の川は灌漑用であるから、工場地帯として利用することも困難である。行政区劃が同一なりと云ふ爲めに、該突出部を入れて置くことは將來大阪市の爲めに不利益と考へる。河川改修工事も極樂橋に止める筈であるから、其處で劃するが適當と見て修正したのである。

右の修正意見に對しては異議なく、採決の結果右修正案を以て市域擴張案となすこととなつた。最後に委員長より、右の決定案を府知事に稟議する手續に關し、市會の建議とするか又は理事者のみで稟議するかにつき協議した結果、案の權威を保たしむるため之を市會の建議とすることに決定した。

第六回調査會(大正十三年八月二十三日)―編入地域に關して府と内交渉を行つた結果、曩に本調査會に於て決定した編入地域を變更する必要に迫られたので、之を審議するため急遽調査會を開催し、委員長より、本會に於ては既に編入區域を第二案に決定し、其の後府とも交渉を重ね、又内務省よりは田中都市課長の來阪あり、問題は着々進捗しつゝあるも、府と交渉の結果編入區域は第一案に近い東西兩成郡を包擁するものとするのが、最も實行の可能性あるものとせらるゝに至つた。第二案に依る場合は編入せられる部分と、編入せられざる部分とに分別せらるゝ町村を如何に處理すべきかの殘存町村の處分問題が、編入の實行を困難ならしむる事情あり、府市の案を一致させることは編入問題の解決に最も必要なことであるから、協議の結果、東西兩成郡全部を編入することに意見の一致を見たのであるが、本調査會に諮る爲め決定を保留してあるから熟議せられたしとの説明があつた。之に對し各委員より府市協定案を容認することは、曩に決定せる第二案の精神を沒却することゝはなるが、編入促進の爲め讓歩する旨を述べ、東西兩成郡全部編入案に同意した。

第七回調査會(大正十三年十一月二十一日)―委員長より編入に關し大體の經過を述べた後、編入地域の行政区に關し府市協議の結果五區に決定したこと、而して此の五區の名稱に就いては關係町村の意嚮もあることなので未だ確定して居らざること、又増區に關しては種々考慮の結果聯合區、學區等を尊重して成可く現在のまゝとし之を八區としたこと、尙ほ其の名稱に就いては諸説があ



るから意見を承り度い旨を述べ、次で協議の結果左の如く決定し、之に基き府と打合を爲すことになつた。

第一區	北區	第二區	留保	第三區	東區	第四區	西區
第五區	港區	第六區	天王寺區	第七區	南區	第八區	難波區

### 三 市會の動向及府會の建議

**市會の動向** 第一次の市域擴張後、僅かに二ヶ年を経た明治三十二年、市會の一部より市の北部隣接町村編入の必要が唱へられ、同年三月建議案となつて現はれた。併し時機が未だ熟しなかつた爲め審査委員會に於て審議未了のまま、消滅するに至つた。翌三十三年以後、市は市内の市區整理及び電気軌道の敷設並に北區及び南區の大火跡地の整理等に力を注いだ爲め、大正二年に至る迄は編入に關して何等の行動も見なかつたが、同年二月に至り再び北部隣接町村編入に關する建議案が市會に提出せられた。併し之亦議員の任期満了の爲め審査員に附託せられたまゝ、消滅となつた。

其の後世界大戰による急激なる市の發展に伴ひ、市内外に亘る都市計畫確立の必要を痛感するや接近町村の編入問題が再び擡頭するに至つた。即ち大正十年七月、都市計畫區域に關する意見答申が、市會に於て其の區域を將來市に編入すべき見込の區域として、一市四十七ヶ町村に修正したのは明に其の趨勢を示したものである。次いで前記市域變更調査會に於て市域に關して大いに論戰が行はれ、一旦は淀川以北を除くことに決定したのであるが、大正十二年關東大震災の慘害の經驗上、急速に町村編入の必要あるを認め、府會と相呼應して第三回の建議案を可決し、之を監督官廳に提出した。其の後府と交渉の結果、市域變更調査會決定の淀川以北除外案は實行が困難の情勢にあるので、之を讓歩して東西兩成郡編入に同意したことは前記の如くである。他方大正十三年六月泉市會議長外六議員(市域變更調査委員)は、大阪府知事を訪問して編入の希望を述べるところがあり、斯くして同年十一月府知事より編入に關する諮問に接するや、市會は本會議を開くと二回、審査委員會を開くこと四回、慎重審議の結果諮問に異議なき旨を答申することに決し、永年に亘る市域擴張問題も茲に漸く解決を告ぐるに至つた。

第一回建議案の提出(明治三十二年三月)―明治三十年第一次市域擴張の地域が不満足なものであつた爲め、其の後僅か二ヶ年を経て織田半次郎氏外二十名より左の建議案が市會に提出せられた。

西成郡豊崎村外三ヶ村編入ニ關スル建議案

市會の動向及府會の建議



淀川改修ニ付新ニ開鑿セラル、中津川以南ニ屬スル西成郡豐崎村、中津村、鷺洲村及傳法村ノ全部若クハ一部ハ右中津川ノ中心ヲ境界トシ以南ノ地ハ大阪市ニ編入セラレンコトヲ府知事ニ建議スルモノトス

右建議案に對し、湖龜議員は大體に於て賛成なれども、問題は重要且つ複雑であるから、七名の調査委員に附託せんと發議し、又龜井議員は本案記載の村落は家屋散在し、市街の體裁を爲さず且つ住民の多くは農民であるから、之を編入するも害あつて益なしと反對するところあり、採決の結果之が調査の爲め五名の調査委員を指名した。併し本案に就いては其の後市會に於て議せられた形跡がないから、委員會に於て握潰しとなつたものと思はれる。

第二回建議案の提出(大正二年五月十六日)―海老友次郎議員より左の建議案が市會に提出せられた。

接近町村ニ關スル建議案

大阪市北大阪接續地新淀川ノ北方、淀川ヲ東方ノ一區劃トシタル一圓ヲ大阪市ニ編入ス可キコトヲ當局官廳ニ稟請セラレンコトヲ建議ス

理由

我大阪市近來ノ膨脹ハ非常ナルモノニシテ接續町村ノ發展ヲ來シ、曩キニ明治三十年ニ於テ一部町村ノ編入ヲ實施セラレタルカ其後益々發展シ、現ニ北大阪ノ如キハ宛然地方ニ於ケル大都市ニ優レルノ觀ヲ呈セリ、爾來本市ニ於テモ其將來ヲ推シ大阪府ノ内意ヲ享ケ前記地域ヲ本市ニ編入スベキコトヲ計畫セラレタルモ機未ダ熟セズ、却テ接續町村ニ於テ反對者アリテ一時立消ノ委トナリタル由ナルモ、今ヤ其發展ノ情況ハ現狀維持ヲ許サズ、夙ニ之ガ編入ヲ完成シ増區ヲ行ハザル可カラズ

トハ已ニ有識者間ニ唱ヘラル、所ナリ

殊ニ本市ハ街區ノ整理ハ元ヨリ衛生、教育、交通等都市經營トシテ計畫セラレタルコト尠ナカラザルモ尙今後計畫セラレ可キ事業枚舉ニ遑アラズ、從來町村トノ境界犬牙錯雜セル爲メ此等ノ統一ヲ妨ゲ彼我ノ不利不便ヲ來セシコト幾何ゾ、今ニシテ編入統一ヲ企圖スルニ非ザレバ後日又其機ナキニ至ルベシ

恰モヨシ西成郡鷺洲町ニテハ町會ノ決議ヲ以テ之ガ編入ヲ稟請シ來レリト聞ク、前記地域ヲモ調査シ之ヲ本市ニ編入ノ方法ヲ講ズルハ將來本市ノ爲メ將タ早晚其編入ノ必要免ル可カラザル接續町村ノ爲メ最モ機宜ヲ得タルモノナルコトヲ認メ本建議ヲナス所以ナリ

海老議員は提出者として提案理由を説明し、理事者に於て速に之が編入を遂行せられたる旨を述べた。之に對して谷口議員は、本案は鷺洲町以外多數の町村を編入せんことを希望するもの如くであるが、果して然らば町會の議決を経たる鷺洲町は可なりとして、他の町村は其の同意を得るにあらざれば實行困難であるから、直ちに之が實行を理事者に望むは妥當ではない。此の機會に於て委員を擧げて審査をせしむべしと提議し、結局竹尾治右衛門氏外十一名の委員に附託せられた。然し之も議員の任期満了の爲め、委員會を開くに至らないで消滅したことは前記の如くである。

都市計畫答申市會(大正十年六月十四日)―大阪都市計畫區域に關する意見の答申市會に於ける審議の經過は、別項都市計畫區域の項に於て述べた如くである。其の審査委員會に於て修正決定した



答申の理由書中に「今次の都市計畫區域は近き將來に於て本市に併合し同一の公共團體と爲すべき運命を有する地域に止め云々」とあり、之に依つても既に當時編入區域を豫想して答申したことは明であつて之が動機となり將來の行政區劃を定める爲め、市域變更調査會の設置となつたことは既に述べた所である。

第三回建議案の可決（大正十二年十二月二十六日）——關東大震災の慘害に鑑み、四塞の状態にある本市が一朝にして其の覆轍を踏むこととなれば戰慄すべきものがあるので、市外と諸種の連絡施設を計る必要上、急速に接續町村を編入すべしとの議が起り、本多喬行氏外十一名より左記建議案が市會に提出せられ滿場異議なく之を可決した。

接續町村編入ニ關スル建議

本市接續町村編入ニ關シ別紙意見書ヲ内務大臣及府知事ニ提出セラレムコトヲ建議ス

意見書

近時接續町村ニ於ケル人口頓ニ激増シ其發展著シキモノアリト雖モ、本市ト行政ノ區劃ヲ異ニスル關係上其施設ノ完カラザルモノ尠シトセズ、就中、衛生、教育、土木、交通等ノ事業ニ至リテハ兩者ノ間相互ニ連絡アル施設ニ待ツニアラザレバ到底共存共榮ノ實ヲ舉ゲルコトヲ得ズ、而シテ之ガ目的ノ達成ハ適當ナル地域ヲ舉ゲテ之ヲ本市ニ編入シ單一ナル公共團體トシテ施設經營スル所ナカルベカラズ、殊ニ這般關東地方ニ於ケル大震災ノ結果、其必要愈々切實ヲ加フルモノアリ、希クハ閣下本市及郊外町村ノ現狀ト四圍ノ狀勢ニ顧ミ兩者永遠ノ福利ヲ増進スル爲メ速ニ適當ノ措置アラムコト翹望ノ至リニ堪

ヘズ

右市制第四十六條ニ依リ意見書及提出候也

大正十二年十二月二十六日

議

長

内務大臣宛  
府知事宛

接續町村編入實施促進運動（大正十三年五月十九日）——市會各派幹事會を開いて理事者より編入問題の經過を聴取し、いづれも之を促進する必要を認め、歸省中の府知事の歸阪を待ち實施促進の陳情を爲すことに申合せ、翌月十八日泉市會議長外六議員（市域變更調査委員）は、知事に面接して編入促進の希望を述べた。

接續町村編入に關する諮問答申市會（自大正十三年十二月三日）——大正十三年十一月二十六日、愈々府知事より接續町村編入に關する諮問に接したので、之に對する意見答申を建議する市會が開かれた。其の概況は左の如くである。

池上市長は第一次市域擴張後の本市發展狀況と、編入を必要とするに至つた理由を述べ、府市の調査打合せより諮問に接するに至るまでの經過を説明し、特に市域變更調査委員會に於て決定した案に比し、編入地域が廣くなつた理由を詳細に述ぶる所があつた。之に對し諸種の質問があ

市會の動向及府會の建議



つた後、之を審議する爲め村井基一氏外三十一名の委員に附託せられた。審査委員會は十二月四日より同月十日迄四回に亘り繼續せられた。同會に於ける主なる質問事項は、府に於ける市町村協議會の經過、諮問案と市域變更調査委員會案との異なる點、上下水道、道路、電鐵、電燈、衛生、學校設備、消防其の他の名古屋市に於ける接近町村編入後の狀況、編入に對する市長の經綸、東西兩成郡の共通條件たる行政區の設置方法、市會議員の定數、學區の編成、町村公益團體の補助、町村吏員の引繼、退隱料、家屋税の賦課、財産處分等であつた。此等の問題につき論議の結果「大正十三年十一月二十六日地第二四五五號を以て御諮問に係る接續町村編入並に財産負債處分の件は異議無之候條此段及答申候也」の答申を爲すことに決した。左に委員會に於ける賛否兩意見の梗概を掲げて參考に供することとする。

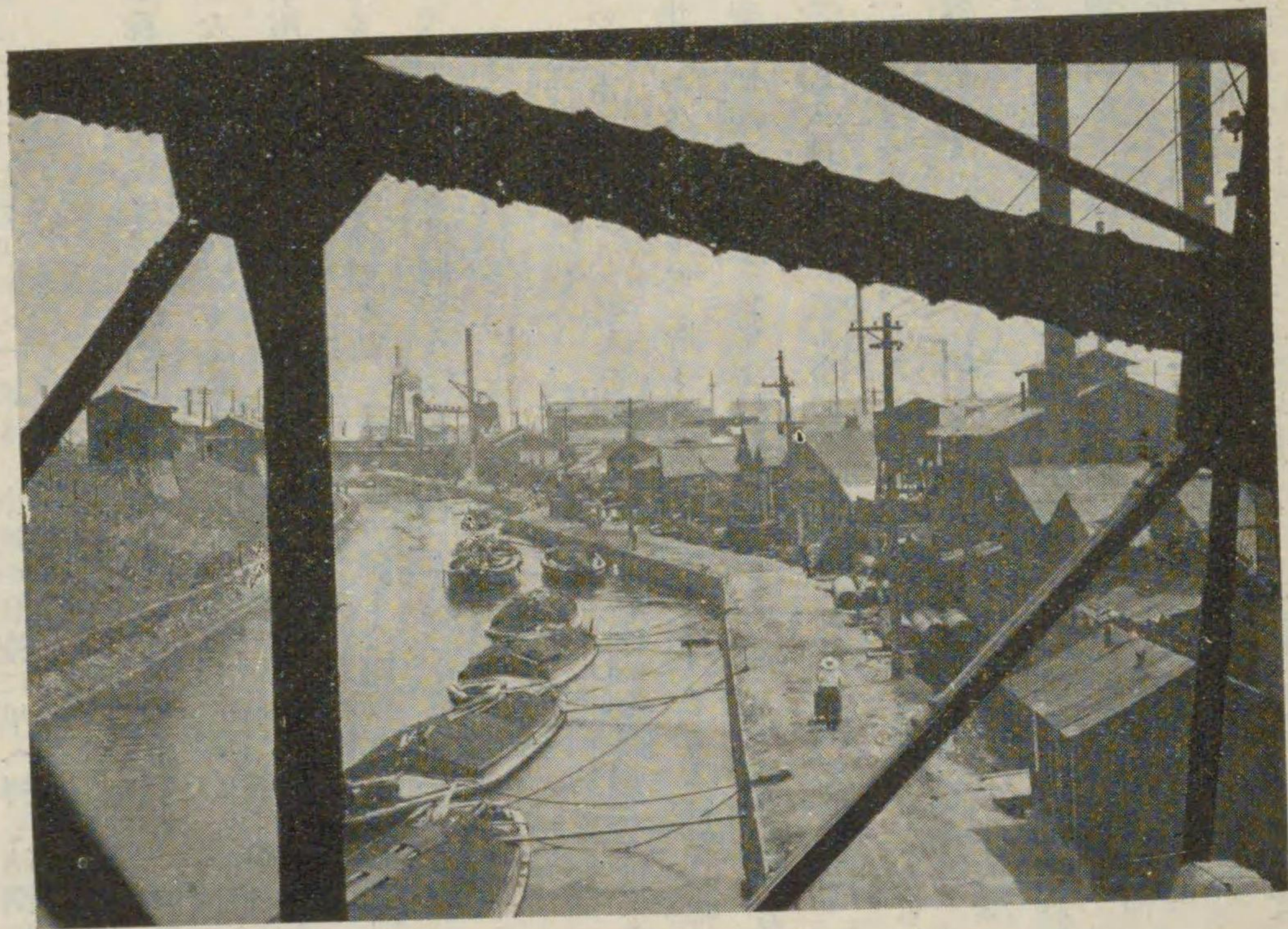
賛成意見の要旨は左の如くであつた。

接近町村編入のことは市會の發動に依つて起つた問題である。大阪市の接近町村の衛生狀態は、市民に對する大なる脅威であり、一朝傳染病襲來の場合を考へると戦慄に堪えない。併し町村の財政を以てしては適當の施設を爲すに由なく、これが改善は如何しても大阪市の力に依らなければならぬ。この點から見ても接續町村の編入は大阪市に取つて緊急且つ重要事である。たゞ問題は編入すべき範圍である。之に對する市長の意見は既に市街地を形成せるもののみを編入するとせば、更に數年ならずして再び其の附近を取込まなくてはならぬ。それ故に將來を見越してモツと廣い區域を編入するやうにしないで

はならぬと云ふのである。これに反對するものは、必要あらば四、五年の後また編入を行へば可いではないかと云ふのであるが、行政區劃の變更と云ふことはそう容易に行はるゝものでない。

今回提案の理由とするところは、郡部の行政區劃の變更、町村の變更は財産問題に關係するものであるから、淀川北岸も共に編入するの便とにある。若しこれを編入しなければ財産處分その他種々の問題のために、編入に一頓挫を來すことになる。それ以上大なる理由は行政區劃の問題である。一學區の存置併合を行ふにも、關係者の了解を得た後三年以上の歳月を費やし、豫備交渉の日數を加ふれば、七、八年も掛る。接續町村の編入については、監督官廳たる内務省を初め大阪府又は町村の同意を要するので、何時でも行へるものでない。淀川北岸の編入の如きも此機會を失すれば次の編入までは數十年を待たねばならぬ。但しこの地方を編入するため、大に市民の負擔を増すこととなれば別問題であるが、淀川北岸の取捨は五十歩百歩の問題である。接續町村編入の結果、多少市民の負擔を増すことがあるにしても、市民が保

市會の動向及府會の建議



小工場地帯



健、火災等の脅威から免るゝためには、どつち途それは必ず行らなくてはならぬのである。市民の負擔に堪へ得る範圍に於て之を實行しなければならぬのである。

都市計畫を市に於て行ふも、其の財源は受益者負擔と土地増加税に求むれば、市民に大なる負擔を加へずに出来る。道路費も町村が行つてゐる費用を徴して行ふことにすれば大した差がない。内務省の技師は洪水に際しても淀川の南岸が堅固で北岸が脆弱であるといふやうなことはない云つてゐる。神崎川附近は工場地帯として、新淀川附近は住宅地域として極めて有望の地である。傳染病を防ぐ上に於ても、淀川が存在してゐることは好都合である。議員數の點も心配はない。町村の編入によつて經費の總額は大きくなるが、町村の經費を合するとその儘經費は緊縮せられることになる。云々

これに對する反對意見は左の如くであつた。

新淀川左岸を限度とし、新淀川以北の編入は之を否認する。市の東南部に於ても編入を欲せない町村を強要的編入することには反對する。それは第一に、淀川北岸は南岸よりも低いから洪水の危険が伴ふ、斯る區域を市に編入することは策の得たものでない。第二に、この方面には夏作よりとれない處や、年中水に浸つてゐるやうな處が澤山ある。かゝる厄介な地方は市に取込まない方が可い。大阪市とて有餘の金がある譯でないから編入區域の如きも市に有利なものを選ぶべきである。第三は、淀川が大阪の北に貫通してゐることは、傳染病に對して一の障壁を爲すものであるから、市はこれを越えて立入らぬが可い。第四に、風俗人情の異なる純農村を市に取入れることは施政上面白くない。第五に、編入した以上はその地方に對しても市と同様の各種の施設をしなくてはならぬ。それには莫大の費用を要する。此財政を如何にするか。其他市會議員が増加すると、市會は混亂する虞がある。又編入を欲しない町村を強制的に市に取入れることは甚だ宜しくない。編入は百年の長計であるから、急速に行らぬでもよい。市に同化したものを漸進的に編入すべきである。云々

十二月十日審査委員會の終了するや、直ちに緊急市會を開會して委員長より前記の如く諮問に

異議なきことに決した旨報告があり、其の議事經過と主なる質問應答の説明があつた。之に對して更に質問を重ね、大體審査委員會に於けると同様賛否の意見が出たが、結局委員會決定通り可決するに至つた。

茲に於てか永年に亘り建議を繰返し且つ調査審議を重ね、幾多の論議を戦はした編入問題も右の如く大正十三年十二月十日の市會に於て、遂に市としての最後の決定を見ることゝなつたのである。此の記念すべき市會議決に参加した市會議員は左の諸氏であつた。

小林 綠	仲田由太郎	余部市郎兵衛	神戸萬太郎	澤野爲之助	木田新三郎
阪田成一	鎌田長七	鹽見伊八郎	濱口駒次郎	石橋辰次郎	見野文次郎
岩本政市	藤崎寅藏	谷 始太郎	樽本政五郎	大槻 吉平	細谷 辰藏
改正源右衛門	中澤喜藏	渡邊菊之助	森川 俊治	井澤清兵衛	上村 重助
小林唯治郎	仙波哲夫	田村駒治郎	泉 仁三郎	上道 菊治	村井基一
川畑清藏	赤田瑛一	山本芳治	田 中 讓	吉本 重光	石原善三郎
岡本藤三郎	杉浦理三郎	山口房五郎	山本藤助	田中喜三治	海老友次郎
小西儀助	岩井要次郎	木村篤三	藤本八次郎	長谷川清治	中村虎次郎
小島逸平	沼田嘉一郎	榊谷寅吉	山田嘉助	吉村安兵衛	金澤種次郎
酒井猪太郎	吉田卯之助	伊藤喜十郎	廣瀬徳藏	益田喜之助	以上

市會の動向及府會の建議



大阪府會の建議 接近町村編入市域擴張の必要なることは獨り市理事者及び市會に於て之を痛感して居つたのみならず、大阪府會に於ても夙に其の必要を認めて居つたのであつた。殊に大正十二年九月一日に起つた關東大震災火災の結果は、愈々編入實施の速かならんことを切實に感ぜしむるに至り、同年十二月十七日接近町の編入の意見書を議決し、府知事並に内務大臣に提出したのであつた。従つて市域擴張問題に就ては、當初より何等異論を爲す者なく、府參事會の如きも編入案に對して直ちに之が可決確定を見た次第であつた。併し本件の實現は三部制廢止との關係上、府經濟に及ぼす影響の重大なものがあるから曩に提出した府會の建議に基き、特に知事に於て配慮を煩はす旨を附言したのである。今建議案の全文を掲げると左の如くである。

接近町村編入ニ關スル意見書

大阪市ニ接近スル町村ヲ適當ナル範圍ニ於テ市ニ編入セラレンコトヲ望ム

理由

近時接近町村ノ膨脹發展益々著シク衛生、教育、土木、交通等之レガ統一的施設經營ヲ要スベキ事業ノ愈々多ク其ノ編入ハ自然ノ大勢ナリ、殊ニ這回關東地方大震災火災ノ結果益々其必要ノ度ヲ加へ、之ガ編入ノ機運ヲ促進セラレ、ニ至レリ、仍テ政府ハ市及町村ノ福利増進ノ爲メ之レガ實施ニ關シ急速ニ適切ナル方法ヲ講ゼラレンコトヲ望ム  
右府縣制第四十四條ニ依リ意見呈出候也

大正十二年十二月十七日

#### 四 監督官廳の態度

監督官廳たる大阪府が市域擴張の必要を認め、愈々積極的に活動するに至つたのは大正十二年十二月頃以降のことであるが、府が斯く決意するに至る迄には幾多の動機が伏在して居つたのである。而して其の最も根本的な動機となつたのは、矢張り接近町村都市化の事實を認識し、之を市域に編入しなければ、市郡とも完全な發展を望むことが出来ないことと云ふことを痛切に感ずるに至つた爲めである。併し幾ら編入の必要を認めるに至つたとしても、若し大阪市が此等町村を包容し、よく之が發展を期するだけの力が無かつたとしたならば、府としても容易に市域の擴張を決意するには至らなかつたであらう。然るに明治三十年に於て市域に編入せられた二十八ヶ町村は、爾來都市的施設の完備に伴ひ著しき發展を示し、其の狀勢は寧ろ都心部を凌ぐの概ある等、成績の見るべきものがあつたことは夙に府の認むる所となり、之が一の導因となつて第二次市域擴張を決意するに至つたのであつた。又斯くの如く編入後の成績が良好であつた爲め、第一次市域擴張より除外せられた町中には、爾來編入を希望するもの多く或は個別的に或は集團的に陳情を爲し、若くは陳情書を提出して編入を要望したのであつた。而して此等關係町村の熱意ある



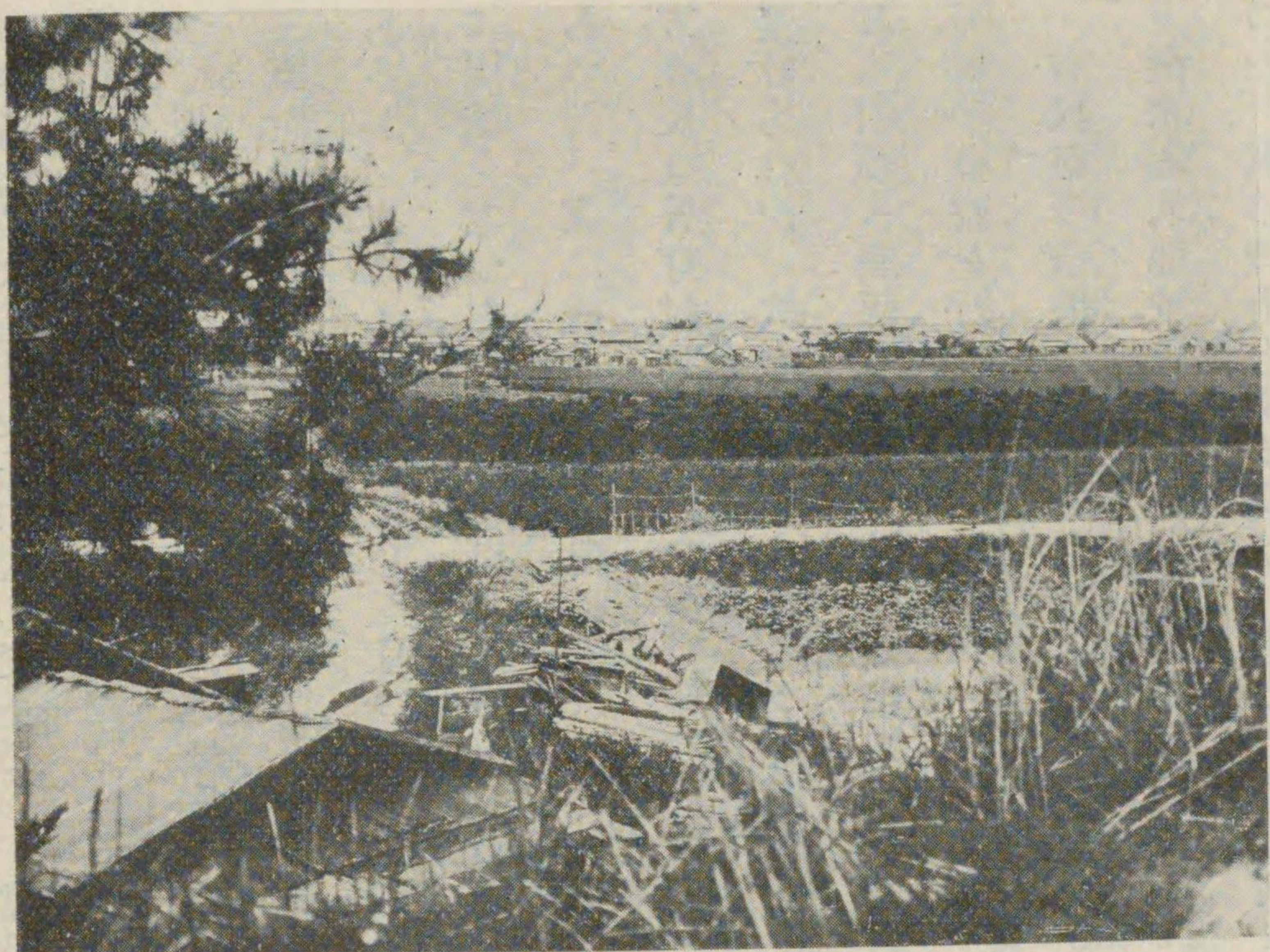
運動が、府をして市域擴張を決意せしむるに至つた有力な動機となつたことは云ふ迄もない。併し府が切實に市域擴張の必要を感じずるに至つた最も有力な導因は、大正十二年九月一日に勃發した關東大震災であつた。即ち其の慘害の狀況より見て接近町村に於ける都市的施設完備の必要を痛感するに至り、之が爲めには貧弱なる町村財政に俟つことは到底不可能で、如何にしても豊かな市の財力に依頼するより外に方法のないことを認むるに至つて、本問題解決に對する機運は頓に熟するに至つたのである。次で同年十二月十七日には府會議長より、又同月二十六日には市會議長より、夫々知事及び内務大臣宛に意見書を提出したのであるが、之亦府が本問題解決に對し愈々積極的に乗り出すに至つた動機となつたのである。茲に於て府は編入實施準備に着手することとなり、「町村勢調査」の名の下に東西兩成郡に對し關係町村の實狀調査を命ずると共に、先例調査として熊本市及び名古屋市に吏員を派して市域擴張當時の狀況を實査せしむる等、具體的活動の域に進んで來たのであつた。

之より先大阪市に於ては、市域擴張が近き將來に於て實施せらるべきを豫想して諸般の調査を遂げ、別項地域問題に述べたる如く編入地域三案を得、市域變更調査會に之を附議したる結果、大正十一年九月に至り右三案中第二案を修正して同會の最後案を決定するに至つた。而して此等

の四案は府に提出せられたのであるが、當時は未だ機運の熟するに至らなかつた爲めか、其の後著しい進展を見るに至らなかつた。然るに右に述べたやうに翌十二年末に至つて形勢が俄かに變つて來たので、府に於ても編入地域案を作成することとなり、独自の立場に於て調査の結果當初三案を得たのであつた（別項地域問題参照）。而して之を市提出の四案と比較して審議を凝らしたのであるが、事極めて重大にして且つ各案何れも一長一短があつて容易に決するに至らなかつた。殊に問題となつたのは淀川以北及び市の南部の純農村を編入區域に包含せしむべきか否かの問題であつた。茲に於て實地調査に依つて之を解決することとなり、大正十三年一月二十五日、白松地方課長は各町村を實査したが、其の實狀より見て淀川以北をも編入しやうとする意嚮のやうに見受けられた。次で四月十八日に平賀内務部長は、特に淀川北部各町村の視察を爲し、同月二十一日も引續き關係町村の實情を視察したのであつた。而して翌二十三日には中川知事が親しく關係町村の視察を行つたのである。

右視察の結果は大體淀川以北をも編入するの要あることを認めしもの、如く、翌五月七日に至り從來編入地域に關し府市に於て立案せられた何れとも異なる別個の案（府の第四案）を起案するに至つた。其の理由とする所は、市の各案は何れも適當なものなく殊に淀川以北に屬し將來工場地と





大和川畔の農村

して發展の素地充分と認むべき地を除外し、現在純農村として將來發展の見込少なき東成郡東南部の地を編入せんとする點に於て、大阪府案と甚しい差異があり、一方府案も亦最良と爲し得ないと云ふにあつた。而して此の第四案の内容は西成郡の中十四ヶ町村、東成郡の中十七ヶ町村を編入せんとするので、之を市域變更調査會の採擇した市の最後案と比較するに、市案に於ては一方に於て淀川以北の町村を除外し、他方に於て淀川以南に於ける東西兩成郡の殆んど全町村を包轄せしめたのに對し、府案は淀川以北にある西成郡の大部分の町村を含ましむる代りに、東成郡の南部及び東北部に於て若干町村を除外したので

ある。

以上の如く大正十三年五月七日迄に、府市に於て立案せられた編入地域案は、合せて八案あつたのであるが、何れも一長一短あつて容易に決するに至らなかつた。

之より先府市の間に於ては、編入問題に關し屢々非公式に協議を重ねて居たが、府の第四案の決定を見るや、其の翌六月五日知事應接室に於て始めて正式に府市當局者の協議會を開催し、爾來數次の協議を重ね編入地域其の他諸般の事項を審議する所があつた。一方町村側に於ては東西兩成郡共、揆を一にして全町村の編入を希望し、頻りに陳情が行はれたのであるが、市域變更調査會の決定した市の最後案及び前記府の第四案は、何れも東西兩成郡の全町村を含むものではなかつた爲め、之を聞知した除外町村民の不安は殊に甚しく、遂には一致結束して兩成郡全部編入に非ざれば、市域擴張そのものに反對を表明せんとするの情勢に迄立ち到つた。茲に於てか府は此等町村民の希望を考慮に入れると共に、他方府市の財政關係、殘存町村の處置、選舉區問題其の他各種實際問題解決に就いての難易を考察し、且つ又所謂都市的施設を要する統一的地域により編入區域を決定するは當然であるとの理論的見地に立脚し、市當局との間に更に數次の會見懇談を重ね、慎重協議の結果八月二十日の府市當局協議會に於て、遂に東西兩成郡全部四十四ヶ町



村を以て編入地域とすることに兩者意見の一致を見ることゝなつたのである。此の編入地域案と先に記したる府の第四案及び市の最後案との間には著しき差があつたが、然し別項に於て述べたる如く之は結局市の第一案を修正することに依り、府の第一案に落着くことゝなつたのであつて、府市何れに於ても最も廣い編入地域として、豫ねてより立案せられて居たのであつた。茲に多年懸案の地域問題も一應最後の決定を見ることゝなつたので、同月二十五日市域變更承認申請書を府知事より内務大臣に提出し、白松地方課長、加々美助役は之を携へ東上し、内務省の諒解を得る爲め奔走する所があつた。次で翌二十六日府參事會員並に府會正副議長を參事會室に招致し、編入區域決定の理由、經過等の説明を爲し其の諒解を求むる所があつた。

一方内務當局に於ては市域擴張の重大問題なるに鑑み、大阪府知事の懇請を容れて大正十三年八月十四日田中都市課長を府に派遣し、二日間に亘つて實地踏査の上、府市當局と諸般の打合を爲したが、更に翌九月二十一日には潮地方局長來阪し、これ亦二日間に亘つて實地調査を遂げ、二十三日には府市當局と會談した。併し事重大に屬せるを以て議遂に決せずして歸京するに至つたが、同局長が實地調査に際し「一望千里」「五穀豊饒」の語を發し暗に純農村を除外せんとするの意を洩らされたので、淀川北岸に於ける純農村の中には不安を感じる向も少くなかつた。由來

内務省は傳統的に市域擴張は家屋連檐、人口稠密の地にして既に都市化せる町村に非ざれば之を容認せずとの方針を持して居たのであるから、從來の方針を變更して獨り大阪市の爲めに新例を開き、純農村をも市域に編入せんとすることに對し、容易に省議の一致を見るに至らなかつたことは蓋し想像に難くない所である。そこで内務大臣自ら實地調査を行ふことに決し、十月二十六日若概内相は西下の途次大阪府に出張調査を遂ぐると共に、府市當局並に東西兩成郡町村長の代表者等と中央公會堂に於て會見して、詳細に編入事情を聴取したのであつた。而して内務大臣歸京後愈々内務省に於ては大阪府知事の内申を承認することに決し、十一月十四日遂に承認書が發せられたのである。

之より編入問題は愈々具體化することゝなつたので、府は直ちにこれに關する對策決定の必要を認め、郡市長の來廳を求めて行政區問題、學區問題、答申期日關係並に希望條件に關する對策及び財産處分に關する方針等を協議し、十一月二十六日大阪市境界變更、町村の廢止並に財産處分に關し、關係市町村會に諮問を發したのであつた。次で兩成郡長に於ては右の協議會の結果に基づき直ちに關係町村長會を召集し、行政區、市會議員割當、吏員引繼、財産處分、各種事業設備等の問題に關して協議を遂げ其の結果を府に報告する所があつた。而して其の内容は此等の問題



に對する希望條件を述べたものであつたが、府に於ては希望條件は成るべく之を整理し、出來得れば之を覺書程度に止め圓滿なる答申を得やうとし、之が方策として關係市町村長の間に於て隔意なき意見の交換を爲さしむる必要を痛感し、十二月一日關係市町村長を府に招集して協議會を開催したが、容易に意見の一致を見るに至らず、遂に回を重ねること四回に及び幾多の波瀾曲折を経たる後、同月五日に至り漸く圓滿なる解決を見るに至つた（別項、市町村長の協議参照）。

右の協議會終了後、各町村は個々に町村會を招集して府の諮問に對する答申を議し、異議なき旨の答申を爲したが、獨り東成郡依羅村のみは反對の旨答申した。又大阪市は同月十日諮問に同意の答申を爲した。依羅村反對の理由は同村が未だ純農村なる關係上、編入に依つて純朴なる氣風の漸次消磨せんことを恐ると云ふにあつたのであるが、府に於ては之は杞憂に非ずんば誤解であると思へ、之に對しては強制編入の方針を以て進むこととし、同月十二日府參事會に附議したところ、豫ねて府會に於ては編入希望の意見書を提出した程であるから、もとより一人の異議者もなく、滿場一致を以て可決確定したのであつた。斯くてさしにも困難と目された編入問題も茲に各方面の一致を見るに至つたので、府に於ては爾來稟請書類の整備に専念し、同月十九日市域變更に關する稟請書を内務大臣に提出した。次で府市の關係者相次で東上し、書類の説明に當る

等銳意これが促進に努めたのである。一方内務省に於ては府市の誠意を認め、時恰も府縣會終了後の善後措置に多忙の折柄であつたが好意ある調査を遂げられ、翌大正十四年二月二十一日申請事項中一部を更正し、之が理由を通牒となし遂に本件を許可するに至つた。

以上大體編入區域に對する事項を中心として監督官廳の動向を略叙したが、尙ほ地域問題、行政區、選舉區及び學區問題、財産處分問題等に對する監督官廳の動向に就いては、各當該問題の項に於て之を述ぶることとする。

## 五 接近町村側の意嚮

**編入要望の發端** 第二次市域擴張に對する接近町村の要望は、既に遠く明治三十年の擴張當時に其の端を發してゐたのである。即ち大阪市が第一次の接近町村の編入を企て、明治二十八年三月市參事會より、當時之を市に編入せんと欲する三十一ヶ町村に對して協議したるに、中二、三を除くの外は總て異議なき旨を決議して回答して來た。然るに之が實施に當つては三十一ヶ町村の中十三ヶ町村と十五ヶ村の一部とを編入し、他は編入より除外せられたのであるから、當時既に此等の町村が編入を希望してゐたことは明かであつた。



淀川改修工事完了後、河南部に於ける豊崎、中津、鷺洲の方面は大いに其の面目を改め、殊に日露戦役後、國力發展の餘波を受けて大阪市の人口は急激に増加し、市に接近せる此等の町村も亦從來の單調なる面影なきまでに複雑となり、殆んど市内と異ならざる状態に立至つた。偶々明治四十二年七月北區に大火あり、焼跡の市區改正を行つた結果、舊市内に於て著しく宅地を減少したので、河南部の繁榮を一層速かならしめた。當時鷺洲村大字大仁區長たりし黒田一轉氏は、都市に屬するの利益多きを察知して大阪市に編入すべきことを提唱し、之に基いて同年八月村長は緊急村會を招集して本件を附議せしに、村會は滿場一致之を可決した。

其の後大正二年二月、鷺洲町に於て大字浦江を大阪市に編入するの議起り、之を町會に附議せしに滿場異議なく之を可決し、編入の陳情書を大阪市會に提出した。次いで同年五月大阪市會に於て淀川以南の地を編入すべきことを建議し、之を審査委員に附託せしも遂に議了に至らずして自然消滅となつたことは既に述べしところである。當時大阪市は水道に、下水に、衛生に、教育に其の他一般施設に於て大いに進み、舊來の面目を一新してゐたのに反し、大仁、浦江は商業に又工業に一般的に大阪市と異ならない形態に達し、加之地形上に於ては市と最も密接なる關係にありながら行政區劃を異にする爲めに、百般の經營に於て著しく遜色があつた。それ故に此の地

方の大阪市編入は結局時機の問題とせられ、機運の到來を待つてゐたのであつた。

**接續町村の情勢** 歐洲大戰勃發後に於ける經濟界未曾有の好況は、大阪市並に之を繞る隣接町村の上に一大變革を齎らした。其れは僅か數年にして郊外町村の異常なる膨脹を來したことである。之が爲めに農地は愈々急激に宅地化して、無秩序なる街衢を構成し、接近町村就中豊崎、中津、鷺洲、鶴橋、中本、鯉江、今宮等の町村は交通上の不便、保健上の不安を來たし、忽ちにして道路の築造、上下水道の擴張等の急に迫らるゝことゝなつた。

由來大淀川に圍まれた豊崎、中津、鷺洲等河南部の方面は土地低濕にして、古來惡水の排除に幾度か苦がき經驗を嘗めた。即ち南は本市北區と軒を並べて惡水を排泄する路なく、北には一條の運河あるも陸上との連絡を缺くが爲めに下水溝を設けることができず、遂に窮餘の策として大正七年一月三ヶ町相提携して下水道改良組合を組織し、經費五十八萬餘圓を計上して淀川河口に貫通する一大排水路を計畫したが、物價遽かに昂騰して經費は一躍百五十六萬餘圓の増嵩を來したが爲めに財政上の困難に逢着し、大正九年九月遂に組合を解散するの己むなきに至り、茲に三ヶ町提携の下水道築造の問題は全く行詰つて仕舞つた。豊崎、中津、鷺洲の三ヶ町が急先鋒となつて最も熱烈に編入の陳情を爲すに至つた所以のものは全く此の下水道問題に胚胎したものであ



る。

又一方市の東部に接續せる鶴橋、中本、鯉江等の町村は物價の騰貴に伴ひ道路、上下水道の施設費は勿論、特に小學校の増築費に尠からざる窮乏を告げて居つた。元來此等の東部接續町村住民の大多數は、砲兵工廠を始め各種の會社、工場に勤務する勞働者其の他の小額所得者であつて、町村費歳入の根幹を爲す租稅收入は極めて少く、之に引換へて學童は年々著しく累増し、町村費の五割乃至六割は教育費に支辨せらるゝの状態で、此の種の問題は最も多く町村當局者を悩ましたのであつた。

斯くの如く市の北部及び東部の接續町村に於ては、何れも財政難の爲めに都市的施設の行詰を告げたが、此の難局を打開するの途は大阪市と併合して市の施設の恩恵に浴するの外なく、此の事は町村住民の腦裡に強く意識せらるゝことになつた。茲に於て豫ねてより市水道の利害問題の對策に就いて研究中であつた接續町村長懇話會は、爾後専ら編入問題に關して躍動を開始することとなつた。之より先、市當局に於ては竊かに隣接町村編入の調査に着手しつゝあつたが、適々其の議坊間に傳はり市の區域には東成郡に於ては北部十二ヶ村の中、鯉江、榎並、中本、鶴橋の四ヶ町並に生野、城北、城東、神路、小路の五ヶ村のみ編入せられ、他は之より除外せられんと

することの外部に洩るゝや、其の旨を聞知したる榎本、清水、古市の三ヶ村は躍起となつて編入運動を起し、他町村と同一の情勢にある地域を除外するのは理由なきものであるとして、大正八年十二月十日市部編入陳情書を府知事に提出した。

超えて大正十年六月十四日、内務省より大阪都市計畫區域に關する諮問が發せられ、又一方大阪市に於て市域變更調査會の組織されるや、編入問題は茲に具體化し接近町村を刺激するに至つたのである。茲に於てか木村鶴橋、黒田鷺洲、寛鯉江の各町村長等は接近町村懇話會を東成郡衙に招集し、市部編入に關する緊急協議を開催した。併し當時は尙ほ編入を希望しない二三の町村（天王寺、城北、住吉等）もあり、殊に東成郡城北村の如きは淀川の水利に恵まれた府下有數の工場適地である爲め、村民の負擔は極めて軽く従つて容易に編入を肯ぜず、寧ろ反對の氣勢を示したほどであつた。然るに一方豊崎町は豫ねてより下水道問題の爲めに行惱んでゐた折柄として、好機逸すべからずと爲し独自の立場から他の町村に卒先して、同年八月二日内務大臣並に府知事宛に左の無條件編入陳情書を提出した。

大阪市ニ編入ノ儀ニ付陳情ノ件

吾大阪府西成郡豊崎町ハ大阪市ノ東北隅ニ位置シ北及東ハ新舊淀川ノ流域ニ沿ヒ西ハ本郡中津町ニ接シ南ハ僅カニ溝渠又ハ

接近町村側の意嚮



道路ヲ隔テ廣ク大阪市ニ面ス、面積百八十七町歩人口五萬六千七人工業尤モ盛ニシテ大正八年度ニ於ケル工業生産品ハ三千二百一萬七千六百圓全大阪ノ工業ノ十分ノ一ヲ占メ又人口ノ密度ハ大阪市一平方里三十三萬五千九百九十九人ニ對シ本町四十六萬七千五百五十八人ノ割合トナリ市ノ密度ヲ超ユルコト遙ニ三十三萬六千九百五十九人北大阪工業地トシテ地勢發展共ニ大阪市中心分離スベカラザルノ地位ニアリ、抑々本町ハ元小農村ニシテ十數年前ヨリ大阪市商工業ノ勃興ニ伴ヒ農村ノ儘急激ニ開拓セラレ自然ニ街衢ヲ構成シ今日ノ發展ヲ招ケルガ故ニ町トシテ系統的施設ヲ缺キ道路ハ右折左曲加之狹隘ニシテ一ツノ自動車ヲ馳驅スルニ足ルナク水路ハ國費ニ依リ開鑿セラレタル一條ノ運河アルモ陸上トノ連絡ヲ缺キ下水溝ハ自然ニ放出スル流量ヲ容ルニ足ルナク降雨ノ際ハ絶エズ家宅ニ浸入シ病菌ハ自然ニ媒介セラレ一面増加スベキ人口ハ施設ニ先ダチツ、アルガ爲町民ノ不安ト脅威ハ一層深甚ナラントス、町ハ銳意努力ニ汲々タリト雖モ前途遙カニ遠シ、現ニ喫緊止ムヲ得ザルモノトシ上水道ノ擴張下水抽水所ノ新設町道ノ改良築造等計畫中ニハアレド何レモ巨萬ノ工費ヲ要スルト且其竣功ヲ見ルモ將來ノ大阪市トシテ之ヲ見レバ當町ノ全力ヲ盡サントスル事業スラ尙且ツ頗ル姑息ノ施設ニ過ギザルナリ、如上ノ事業ハ既ニ市ニ於テハ何レモ完成ノ域ニ達シ現豐崎町トシテハ焦眉ノ急ヲ要シ急成ヲ期シツ、アリト雖モ行政區劃ノ差異ハ共通利便ノ道ナク徒ラニ食ヲ見テ渴ヲ覺ユルニ均シク之ヲ醫セントシテ姑息ノ策ヲ弄スルニ過ギザルベシ、想ヒ茲ニ到レバ過去明治二十九年勅令第二六七號ヲ以テ隣接町村ヲ大阪市ニ編入ノ際（當時本町内國分寺、川崎、本庄、南濠一部、編入）事共ニ出デズ町ノ存置ヲ致シタルハ今ニ至リテ深ク遺憾トスル所ナリ、今ヤ都市計畫法ニ依ル大大阪都市區域ニ依レバ當町ハ恰モ其中樞タリ、此遠大ナル計畫ハ將ニ實現セラレントスル時ニ當リ利害ニ於テ市ト多少異ナル立場ニ在リト雖モ既ニ接近町村ノ編入ハ市町見解ヲ均フシ當時機ノ問題トナセリ、此ノ些々タル利害ヲ考覈シ時機ヲ論ジ在昔日ヲ曠フスルハ大勢ニ逆行シ市町百年ノ大計ヲ誤ルモノナルヲ自覺シ茲ニ當町ハ凡テノ希望ヲ放擲シ市ノ適切ナル施設ニ信頼セントス、仍テ當町ハ接續町村第二次大阪市編入ノ先驅者トナリ豐崎町ヲ廢セントスル次第ナリ

右理由ニ依リ當町會ハ市編入ノ機運ニ熟セルモノト認メ之ヲ議決シ以テ閣下ノ明鑒ヲ仰ガントス何卒事情御洞察ノ上速カニ

相當御決裁アラシコトヲ茲ニ陳情書ヲ以テ懇請仕候也

大正十年八月二日

豐崎町會議長 富士原清吉

內務大臣 床次竹二郎殿

大阪府知事 池松時和殿

豐崎町一たび此の舉に出るや、鯉江町も亦機正に熟せりと爲して無條件編入の陳情をなし、引續き九月十八日榎本村は地理的關係から鯉江町に合流して之亦知事及び市長に陳情し、更に十二月二十八日西成郡西中島村も亦同地が大阪市の水道水源地となりて以來、兎角財源の涸渴を愬へつゝあつたので、村會は滿場一致を以て無條件編入を陳情し、編入問題の機運は漸く熟することになつたが、殊に榎本村は古市、清水の兩村と共に人口頓に増加し、小學校擴張費、上下水道施設費に窮迫を告ぐる事が甚しいので、間斷なく知事及び市長に對して陳情を續けたのであつた。

然るに大正十二年關東の大震火災は接續町村をして都市的施設完備の必要を痛感せしめ、此等の文明的事業殊に下水道は其の設備に巨額の資金を要し、町村單獨の力を以て之を經營することが極めて至難なることが明となり、また編入後に於ける負擔關係を考へても、先年編入の行はれ



た名古屋市、京都市等の例に依れば其の負擔は總體に於て輕減せられてゐることが判つたので、町村側の編入要望の聲は再び喧しくなり、暫く情勢を觀望してゐた接近町村懇話會も茲に再び活躍することとなり頓に編入の氣勢を煽るに至つた。

**編入直前の情勢** 超えて大正十三年、大勢は既に市部編入を是とするに決し、問題は更に第二段に移つた。

淀川以北を除外せんとする市の決定案の一たび發表せらるゝや、之に對する監督官廳の一舉一動は淀川を挟む中津、鷺洲、稗島の三ヶ町を始め淀川以北の各町村の齊しく注目する所となり、就中稗島町の如きは同町財源の六割七分をラサ燐鑛株式會社を始め多數の工場を有する同町の河南部に需めてゐる關係上、河南部にして市に編入せられんか取残れたる同町の残存部分は財政上存立することの出来ない状態にあり、同町として實に看過すべからざる死活問題であるとして一月同町全部の編入を府知事に陳情し、又西中島町は同町内に大阪市の水源地のある關係上、多年大阪市の爲めに莫大なる財源を失ひ、加ふるに著しく町の發展を阻害した事實に鑑み、同町の市部編入は徳義上よりするも當然の歸結であるとして、三月四日府知事に陳情し、更にまた今宮、豊崎、鷺洲、中津等の各町は、一部編入に因つて生ずる諸種の弊害のうち當面の具體的事例とし

て、二十餘年前市域擴張の際に取残された此等町村の道路の極めて狹隘にして自動車、牛馬車の交通に甚だしく困難を感じつゝあることを挙げ、將來斯かる失敗を再びせざる爲めには是非とも淀川以北を市に編入すべきであると主張し、遂に西成全郡一致して猛烈に淀川以北の除外に反對したのであつた。其の後まもなく中川知事の實地視察によつて、淀川以北部の編入は大體認められたが、架橋問題其の他幾多の事情の介在に因つて、動もすれば以北部除外の風説頻に傳はり河北住民の不安は依然として去らず、同郡では遂に同年四月二十三日西成全郡町村長の連署を以て府知事に左記の陳情を爲すことになつた。

陳情書

西成郡の各町村を大阪市に編入の儀に關し別紙記載の理由を具し陳情候に付實情御洞察の上本郡全部を大阪市に編入方御詮議相仰度各町村長連署此段奉懇願候也

大正十三年四月二十三日

大阪府西成郡

福村長 北 邨 米 次 郎

他 十 八 名

大阪府知事 中 川 望 殿

陳情理由書

多年ノ懸案タリシ接續町村ノ大阪市域編入問題ハ交通保安衛生經濟等各種ノ事情ヨリシテ最モ急ヲ要スル事項タルモ今ヤ其

接近町村側の意嚮



ノ機運相熟シ諸般ノ調査モ亦既ニ完了シテ近ク其ノ實現ヲ見ントスルハ洵ニ喜ブベキ現象タリト雖モ本件タルヤ彼此ノ影響蓋シ鮮少ニアラザルベク殊ニ其ノ區域ノ決定ノ如キハ最重要事ニシテ須ク土地ノ實狀ヲ精察シ大局ヲ達觀シテ純ラ公共ノ安寧ト其ノ福利ノ増進トヲ期セザルベカラズ、府ニ於テハ夙ニ數案ヲ樹テ、熟議ヲ重ネラレ新淀川以南ノ地ノ編入セラル、ハ殆ド十日ノ見ル所ナルモ以北ノ地ハ或ハ除外セラル、コトナキニアラザルヤヲ慮リ左ニ數項新淀川以北ニ於ケル實狀ヲ具シ御清鑑ヲ仰ギ以テ速ニ本郡全部ヲ市域ニ編入セラレンコトヲ切望ス

一、淀川以北ノ地タルヤ文化ノ發達ト大阪市膨脹ノ餘波ヲ受ケ桑海ノ變頓ニ臻リ戸口年ト共ニ激増シ住宅ノ新築、會社、工場ノ創設等日々ニ滋ヲ加ヘ忽チ股賑ナル市街ヲ形成シ土地ノ繁榮、交通ノ狀況、社會的諸施設等何等市ニ遜色ナキノ狀態ヲ呈セリ

一、只一部東北隅ニ未ダ田園ノ存スルモノアルモ此ハ目下工事ヲ急ゲル阪神國道ノ改修及伊丹街道ニ於ケル神崎川ノ架橋、新京阪電車ノ敷設並阪神急行電車ノ複々線敷設工事完成ノ曉ハ交通運輸上至大ナル便益ヲ得ルヲ以テ立所ニ住宅地ニ急變スベキハ豫斷ニ難カラザル所ナリ

一、殊ニ交通、衛生、其ノ他各種ノ社會事業等各町村個々ニ經營若ハ計畫セルモ徒ラニ町村ノ爲スガ儘ニ放任シテ各任意ノ發展ヲ遂ゲシメンカ、必ズヤ其ノ統一ヲ缺キ遂ニ收拾シ易カラザルノ結果ヲ招致スルニ至ルベク寧ロ此ノ際一部空地ヲモ併セ編入セラレ整然タル街衢ヲ形成シ規矩アル發展ヲ庶幾スルハ最モ策ノ得タルモノナルヲ信ズ

一、若シ巷間傳フル如ク東成郡南部ノ町村ヲ編入シ本郡新淀川以北ノ地ヲ除外セラル、ガ如キハ町村發展ノ趨勢ヲ知悉セザル者ノ暴論ニシテ單ニ既往數年ノ發展率ヲ見ルモ遠ク其ノ比ニアラズ著シキ徑庭ノ存スルヲ知ルニ至ルベシ、殊ニ西成普通水利組合水路ヲ利用シテ運河ヲ掘鑿シ淀川、神崎川トノ連絡ヲ圖ランカ天下ニ誇ル一大工業地ヲ實現シ其ノ發展ヤ蓋シ意表ノ外ニ出ヅベキモノアルヲ信ズ

一、一面住民ノ狀況ヲ見ルニ市内ニ活動セル者ノ多クハ競フテ居ヲ郊外隣接町村ニ占ムルノ結果民情風俗等何等市民ノソレ

ト異ル所ナク商工取引ノ如キ亦相關スル所極メテ密接ニシテ宛モ唇齒輔車ノ關係ニ在リ、殊ニ此等ノ者ノ負擔分任タルヤ其ノ受クル所ノ利益ニ適ハズ、從テ町村ノ財政ヲシテ益々困難ニ陥ラシメ町村ハ豊裕ナラザル財政ヲ以テ大都市ノ補助ヲ爲セルノ奇態ヲ呈セリ

一、市ハ市民ノ日常生活上缺クベカラザル水道水源地ヲ我郡西中島町ニ有シ莫大ノ財源ヲ喪失セシメ加フルニ町ノ發展ヲ著シク阻害セルニ鑑ミ市部編入ハ德義上ヨリスルモ當然ノ歸結ト謂フベシ

一、今若シ新淀川以南ノミ編入セラル、モノト假定センカ南北ニ跨ル町村ノ如キハ此所ニ有スル相當巨額ノ財源ヲ失シ財政上尠カラザル影響ヲ蒙ルノミナラズ此等町村ニハ錯雜地アリテ之ガ整理モ亦多年ノ懸案タリシガ其ノ解決ハ全ク望ムベカラザルノ結果ヲ招來スル等自治發達上ノ障害蓋シ鮮少ナラザルベシ、殊ニ殘部ニシテ獨立不可能ノ部分アリテ必ズヤ區域變更ノ問題ヲ生ズベキモ因襲ノ久シキ容易ニ決行セラルベクモアラズ幾多紛擾ノ惹起スルハ火ヲ見ルヨリモ明カナル所ナルニ之ヲシモ顧ミズ強イテ北岸ヲ除外セラル、ノ不可ナルヤ必セリ

以上ハ實狀ノ概要ニ過ギズ要ハ市域編入區域ヲ淀川以南ニ限定セラルガ如キ姑息ナル策ヲ棄テ宜ク將來發展ノ大局ニ着眼シテ以テ遠大ノ計ヲ樹テ彼此共濟ノ實ヲ舉ゲラル、コト所謂大阪建設ノ大計上將ニ然ルベキ喫緊要事ナリト信ズ

一方東成郡に於ては市に接近せる城北、榎並、鯉江、城東、中本、鶴橋、生野、天王寺、住吉、墨ノ江、安立、敷津の十二ヶ町村は、府市何れの區域案によるも編入せられることは確實であるが、清水、古市、榎本、喜連、田邊、長居、神路、小路、平野郷、北百濟、南百濟、依羅の十二ヶ町村は、動もすれば編入區域より除外せられんとする情勢にあり、若し果して一郡中此等の町村を省いて編入が實施せらるゝが如き場合あらば、此等の殘存町村は財政上非常な窮地に陥るべ



く、如何にもして全部の編入を實行せられたきことを希望して止まなかつた。殊に平野郷町は大阪市東南の關門に位し、市部に編入せられると否とは同町盛衰の岐れるところであるとして極力編入を希望し、又榎本、清水、古市の三ヶ村は既に工場地帯又は住宅地帯として目ざましき發展を示してをり、近く寢屋川改修工事の完了、省線片町線の電化、京阪電車複々線の實施の曉は更に一層の繁盛を加ふべき運命を有してゐるので、鯉江町乃至城北村にして編入せられるのならば、近き將來に於て寧ろ此等の町村を凌駕すべき状態にある榎本外二ヶ村も亦、同時に市に編入せられるべきであるとして四月十日府知事へ最後の陳情に及んだ。また天王寺村は地勢地理の關係上市に編入せらるゝことは既定の約束であるが、翻つて將來大阪市の發展に想倒するときは、再び行詰つて第三次の編入問題を生ずることが明であり、且つ又同村の態度は聽て郡内他町村に影響するところ大なるものがあるので、此の際若し全部を編入せず、一部を除外するが如きことあれば、郡内全町村舉つて編入反對の行動に出でんとするの意氣込を示し、二月十八日天王寺村長は他の數ヶ町村長と共に府に内務部長を訪問して其の旨を陳情した。斯くの如く東西兩成郡が何れも期せずして一致の行動を採るに至つたについては他に色々事情もあるが、明治二十三年郡制布かれて以來三十有餘年の久しきに亘つて、多數の町村が各々同一行政區劃として同一郡長の下に

幾多の交渉を有し、利害を同じうし來た傳統的感情の發露が然らしめたものであると見ることが出來やう。況んや郡内町村の一部を編入して他の一部を除外すれば、組合病院、上下水道其の他の共同事業は運営上に幾多の困難を來たし、混亂と不統一に陥るべきことは想像に難くなかつたからである。

斯くの如くにして兩成郡が編入の實現に向つて邁進してゐるうちに、府市協定の原案漸く定まり、大正十三年八月二十五日知事は内務大臣へ兩成郡全部編入方を内申するに至つた。茲に於て九月二十一日内務省より潮地方局長が實地視察の爲めに來阪するや、西成郡全町村長は局長を粉濱村に迎へて同郡全部の編入方を陳情し、又東成郡町村長代表者等も局長を平野郷に迎へて同様の陳情に及んだのであつた。然るに同局長は暗に純農村を除外するの意を洩した爲めに、地元住民は不安に堪えず九月二十六日東西兩成郡は、再び相提携して内務大臣へ直接陳情することになつた。越えて同年十月二十六日若槻内務大臣が西下の途次來阪するや、兩成郡町村長は此の機を逸せず愈々最後の陳情に及んだのであるが、其の結果十一月十四日に至り兩成郡編入の承認書が發せらるゝことになつた。

之より先東成郡城北、住吉、墨ノ江村及び西成郡粉濱村は財政極めて裕福であるのみならず、



溜池其の他の基本財産をも相當に有し村民の負擔も極めて輕かつたので、編入に因る公租公課の加重を顧慮し、一時編入反對の氣勢を擧げたものもあつた。併し此等町村の繁榮は實に大阪市の發展に基くもので、従つて大阪市と離れて此等町村の福祉は望み得べくもなく、また此等町村の施設は相互に連絡統一なく、頗る雜然たるもので之を大阪市の統一せざる限り其の發達改善は期し得られない。そこで以上の事情が明となるに及んで此等の町村も漸次編入に賛意を表するに至つた。敷津、長居の二ヶ村は何れも市の中心部より遠隔の地にあつて、未だ農村の域を脱しないから、若し老大なる市域に編入されるやうなことがあれば、啻に農村自治の精神を破壊するのみならず、折角實施の途上にある學校、上水道等各種の自治施設は市の事業の爲め犠牲に供せられること無さを保し難い。之は農村として忍び難いところであるとして、一時反對を唱へてゐたが大勢既に東西兩成郡全部編入を是とするに決したのに鑑み、且つ又大阪市將來の發展に想到するときは、市から分離することの不利なるを悟つたので、之亦編入に同意することになつた。獨り依羅村のみは純農村の立場から時期尙早を標榜して譲らず、遂に大正十三年十二月九日編入反對の陳情までも爲すに至つたが、時日の經過と共に漸く大勢に順應することとなり、明治三十年の編入以來多年の懸案であつた第二次市域擴張も平穩無事の裡に大團圓を告ぐることとなつた。

## 六 關係市町村長の協議

接續町村長懇話會 大正十二年十二月、接近町村編入に關する府、市會の意見書提出せられ、之に對する監督官廳の意嚮も漸く明になつたので、東西兩成郡の各町村長は相提携して行動を共にせんが爲めに屢々會合して之が對策を協議したのであるが、當時にありては此の種の問題の爲めに正式に町村長會議を開催したことは極めて稀であり、唯接續町村長の組織より成る接續町村長懇話會なるものがあつて、其の會合の都度編入問題に關する利害をも論議してゐた程度であつた。接續町村長懇話會なるものは、西成郡の九ヶ町村長及び東成郡の十二ヶ町村長を以て大正七年に創立せられたもので、其の後同十年に至りて規則の改正を行ひ名稱を接近町村懇話會と改めたのである。會合の主なる目的は都市計畫及び上下水道の利害問題に關して研究協議し、且つ之について市と折衝するにあつた。

斯くの如くに接續町村長懇話會は、元來編入問題とは無關係の存在であつたが、大正九年頃に至り接近町村編入の議起るに及び町村側唯一の機關となつて行動し、其の一舉一動は能く町村側の動向を反映して居つたのみならず、後に至つては町村側の輿論を積極的に指導するに至つた。



爾來接續町村長の編入問題に關する會議は、主に此の懇話會の形式に於て開催せられたのであつた。懇話會の組織、會則等の要綱を示せば次の如くである。

接續町村長懇話會則抄（大正七年）

- 一、大阪市街改良法制定ニ關スル事務ノ研究ヲナスコト
- 二、本會ハ西成郡九ヶ町村東成郡十二ヶ町村ノ大阪市接續町村ヲ以テ組織シ、左ノ事業ニ付懇話ヲ爲スコトヲ以テ目的トス
- 三、大阪市ト契約スル所ノ上水料金最低限度ヲ廢止シ又水代金ヲ大阪市同様ノ水代金ニ減額請求スルモノトス
- 四、其ノ他市ニ對スル時事問題ニ付テ研究スルコト
- 五、懇話會ハ毎月第一日曜日午後正一時西成郡役所及東成郡役所内ヲ借受ケ隔月交代開催ス 但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限リニアラス

大阪市接續町村懇話會々則抄（大正十年七月改正ノ分）

- 第一條 本會ハ大阪市接續町村懇話會ト稱シ別表ノ町村長ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ大阪都市計畫及上水道事務ニ關シ諸般ノ法例及事業施設上ノ疑義ヲ研究シ斯業ノ普及發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

大阪市接續町村懇話會關係町村名

東成郡 墨江村、城北村、榎並町、鯉江町、城東村、中本町、鶴橋町、生野村、天王寺村、住吉村、安立町、敷津村  
西成郡 傳法町、稗島村、鷺洲町、中津町、豊崎町、津守町、粉濱村、今宮町、玉出町

其の後一時中絶の形となつてゐた接續町村懇話會は、大正十二年の關東大震災の後、市域變更の問題の再起するや、更に其の區域を擴めて東成郡全町村長と西成郡新淀川以南の九ヶ町村長の組織となり、同年十二月九日東成郡役所に會合を催し、曩に大阪市域變更調査會が決定した區域案の提示を要請し、然る後對策を講究する事に決したのである。

翌大正十三年に至り、曩に府會並に市會に於て決議した接續町村編入に關する意見書を知事より主務大臣に傳達するや氣勢頓に揚り、接續町村懇話會に於ては各自町村の立場として、其の筋に具陳すべき條件の統一を圖る爲め、二月五日東成郡衙に、同十三日難波某旗亭に會合して左の決議をした。

- 一、市會に於て建議案を可決せる學制統一に關し府知事の裁決を促進すること
- 二、編入區域決定次第具體案の表示を受けて府より諮問が發せられる以前に相互の諒解を得るに努むること

此の協議會開催以來接近町村懇話會は或は郡役所に、或は難波某旗亭に屢々會合し専ら編入問題の對策に就き鳩首協議を重ね、其の實現の爲めに銳意努力したる功績は牢記せねばならない所である。

關係町村長の協議

一方西成郡に於ては淀川以北編入除外の風聞の傳はるや、西中島、豊里、



大道、新庄、中島、北中島、神津、歌島、千船、稗島、福、川北の十二ヶ町村は、同年二月一日及び十二日の兩度に亘り府會議員並に關係町村長等會合して、各々忌憚なき意見を交換し左の四項を協定した。

(一) 淀川、神崎川間北部一帯を以て一團とし、希望條件を附し編入に力むること (二) 進行の都合により前項の區域並に條件に異動を生ずるときは協議の上善處するに力むること (三) 府當局の意見を聴取し差支なき限度に於て適當なる機會に町村長に内示すること (四) 其の他必要あるときは會合すること

其の頃東西兩成郡に於ては、郡内全町村長結束して府市當局に接するの必要なるを認め、茲に期せずして一致の行動を執るに至つた。即ち東成郡に於ては同年二月十六日郡内町村長會議を開催し、大橋(榎本)、寺西(城北)、寛(鯉江)、石川(小路)、吉村(平野郷)、橘(田邊)、武岡(天王寺)、成山(敷津)の八町村長を委員として、同郡全部の編入方を内務部長に陳情することを決議し、又西成郡に於ては淀川以北十二ヶ町村の主張する同郡全町村の編入希望に策應して協議を進めることとなり、三月十七日午後二時西成郡衙に郡内全町村長の打合會を開き、選出府會議員の小岸、鮎子多兩氏等も相會合して全町村編入陳情委員として、本山傳法、漆島玉出、北後西中島中園歌島、北邨稗島の五ヶ町村長を擧げたのである。

其の後六月五日府廳に於て、正式に府市當局の協議會開催せられ、編入區域は市の第二案に府の意見を加味することとなつたが、淀川以北町村の陳情頻りに絶へず、東西兩成郡又全郡の編入方を陳情して譲らず、大勢既に東西兩成郡編入を是とするに至つたので、知事は七月一日に西成郡、翌二日に東成郡の郡長並に全町村長を府廳に招集し兒玉産業部長、白松地方課長等臨席の下に協議を開き、先づ中川知事は「編入區域に關しては既に四個の案が準備せられてゐるが、未だ何れとも決してゐない。而して市域の變更に關しては各自夫々立場があり、市と町村とは其の立場が異なると同様に、府としても亦市町村と立場が違ふ。故に要は此等立場の異なつた各方面の意見を斟酌して適當なる解決案を得たいと思つてゐるから、編入區域の決定に先立つて關係町村側の意見を聞いて



今宮の晝市



て有力なる參考に供したく思ふ、仍て町村側として十分に意見を開陳されたい」と、當日町村長を招致したる趣旨を述べ、隔意なき意見の發表を促したるに對し、西成郡町村長は「全町村擧つて編入を希望してゐる。而して編入に對し希望としては市の學區統一の斷行、編入町村に對する道路、橋梁の維持改良等交通機關の改善、教育設備の向上、下水道の改良、上水道の普及、防火設備及び警察力の充實等で、之は編入と同時に又は編入後速かに實行されたい」と答へ、東成郡町村長は「元來都市は發展すべきものであるから、出來得る限り編入區域を廣く決定し將來の發展に備へなければならぬ。此の意味に於て東西兩成郡を編入されたい。而して兎角大阪市に於ては大きな事業は都合よく遂行せらるゝが、小さな事業は町村に於けるよりも成績が悪い傾向がある。故に編入後は相當増區すると共に、區に對し從來よりも廣い自治權を附與して學校其の他の事業を經營せしめられたい。斯くの如くになれば市の細部に亘つて行政が徹底し、市民の福利増進を期することが出来る。尙ほ町村有財産の處分方法として財團法人を組織せしめ、其の區域内の住民に對する福利増進を圖ることとせば、増區と相俟つて市民の實生活上に寄與することが多い。依て町村の財産處分に就いては此の意味に於て充分考慮されたい。尙ほ學區統一を編入と同時に解決せられたい。若し同時に解決すること不可能ならば、編入區域の町村に對しては相當

の補助金を交付されたい。此の外交通機關の整備、上下水道の施設は編入後速かに實行するは勿論、現在町村の計畫しつゝある簡易なる上下水道に對しては、其の遂行を阻止せざること及び一町村の一部の編入は絶対に避けられたい」と、各種の希望を述べたが、依羅村を除く外は大體に於て編入に賛意を表した。茲に於て府市當局は各種の事情を綜合考覈したる結果、八月二十日に至り東西兩成郡全町村を編入することに就いて漸く意見の一致を見るに至つた。

#### 編入條件作成協議

次で十一月十四日に至り愈々市域變更承認書が發せられたので、府市當局

は勿論、郡も全町村も俄かに緊張味を見せ編入氣分頓に濃厚となつた。即ち西成郡に於ては市部編入實施に對する各町村の希望條件を統一すべく、同郡町村長會を同月十七日西成郡衙に於て開催した。十九ヶ町村長全部出席して協議を行つたが、一ヶ村から三十ヶ條に涉る希望條件の提出がある等、各自町村の立場を露骨に主張したので意見容易に纏まらず、結局委員會に於て之を統一することとし、黒田鷺洲、木下豊崎、身市千船、末廣神津、漆島玉出、松井粉濱、北後西中島、四島豊里の八ヶ町村長を委員に擧げ、翌十八日委員會を開いて希望條件の統一を圖り、十九日更に各町村長會を開催して別項記載の編入條件と共通的希望條項とを決定したのである。

一方東成郡に於ても十一月二十日午前十時急施町村長會を招集し、市部編入實施に關する共通



の條件に關し協議を爲すこととし、依羅村々長を除く他の町村長に於て協議に移り、編入條件に就いては共通のものゝは西成郡に於て大體決せられてゐたので、それに準據して十一ヶ條を決定したが、議論百出相當紛糾を極めたのであつた。條件中最も問題になつたのは行政區に關する町村の配合であつて、石川小路村長は市の内定案第三區は十二ヶ町村を包括することゝなつてをるが之を二區に分ち、小路、神路、鶴橋、中本、生野の五ヶ町村を以て一區とすることを主張し、又太田住吉村長は住吉警察署管區内即ち住吉、安立、敷津、墨江、長居、依羅の六ヶ町村を一區とされたいと主張し、結局東成郡を四區に分割する要求を提出することゝなつた。また區の名稱に就いては「北東成」「南東成」の名稱を用ひんことを要望した。當日協定された編入條件は別項記載の如くである。

斯くの如く東西兩成郡町村長は、知事の編入に關する諮問に答申する爲めに編入條件並に希望事項に就いて夫々慎重審議を重ねたのであつた。

**市町村協議會** 元來地域の擴張は町村側に於ても、また市側に於ても、實質的に極めて重要な各種の問題を伴ふべきことは明白であつて、單に法制上の手續に於て過誤がないと云ふだけでは目的を達し得べきものでない。即ち市町村側に於ても編入に關係ある一切の問題の正當且つ圓

滿なる解決を圖ることは、實質的に編入其のものをば價値づけるものである。此の意味に於て府當局は編入條件について豫め協議するの必要を認め、市及び各町村の當局者を府廳に招致して十二月一日より五日迄四日間に亘り、共通の編入條件に關し隔意なき意見を徴したのである。此の市町村長會議の經過を略説すれば次の如くである。

第一日——十二月一日知事室に關市長、有田、加々美兩助役、大津西成、木下東成の兩郡長並に編入關係町村長（東野依羅村長缺席）四十三名出席し、府廳側からは知事代理として兒玉産業部長及び白松地方課長等出席して午後二時四十五分開議した。劈頭白松地方課長開會を宣し、續いて黒田鷺洲町長は西成郡各町村長を代表し、武岡天王寺村長は東成郡各町村長を代表して、各々過般兩郡に於て協議したる大阪市に對する編入に就いての町村側の希望條件を詳述し、之に對し關市長は簡單に挨拶を爲し、引續き二日午後一時より細目に亘つて協議を重ねることとし、午後五時散會したが、同席上關市長は挨拶中に於て、新編入區域の行政區劃は府市案たる五區制を維持したき旨を説き、學區の問題は西成郡は一行政區一學區制を採り、東成郡は從來の町村別に一學區を設置されたしとの意嚮であるが、市としては内務省並に府當局の意の如く、一行政區一學區制に依りたき旨を述べ、又市會議員の定數割當の問題については從來の舊市各區の定員を減少せ



ざる程度に於て、町村側の意嚮を容れたき考である旨を漏らし、更に農會設置の件、公益團體補助の件は從來通り爲す旨を言明した。

第二日——十二月二日午後二時三十分兒玉部長開會を宣し、大橋榎本、漆島玉出、筧鯉江、黒田鷺洲、寺西城北、淵田長居等各町村長より逐次希望條件を述べたが、關市長は正當の理由ある希望條件は之を認めるも、無理なる主張は之を容ることが出来ない旨を答へて互に相折衝したが、特に行政區の問題に就いては西成郡の五區説に對して東成郡は七區説を主張し、又學區問題に關しては西成郡一行政區一學區制として教員給は勿論、設備費も市の一般經濟より支辨せられべきことを希望せるに對し、東成郡は一町村一學區制として所要經費の中、市全體の教育費の平均超過額だけは市費を以て支辨せられたいと主張し、東成、西成の兩郡に於て未だ意見の一致を見ざる點あり、遂に見市千船町長の提議に依つて、行政區、學區及び市會議員定數の問題に就いては、先づ兩成郡の意見の一致を圖りたる上、府市兩當局と協議することに決し、委員には東成郡より武岡天王寺村長外九名、西成郡より黒田鷺洲町長外九名を舉げ、午後五時三十六分散會した。

第三日——十二月四日午後四時三十分開議、劈頭武岡天王寺村長は東西兩成郡選出委員の協議

の結果得たる妥協案として

- 一、行政區は東成郡は四區、西成郡は三區に分劃し各區に夫々出張所を二ヶ所設置すること
- 二、學區統一は之を希望するが、その實現せらるゝ迄は一行政區に一學區を設置し、小學校の設備費は新舊市とも凡て之を市の負擔とし編入町村の小學校に關する財産處分方法を不均一とすること
- 三、市會議員の配當數は大阪全市の定員を九十二名とし、舊市六十六名、新市二十六名とすること

右三項を呈示して兒玉知事代理、白松地方課長等臨席の下に武岡天王寺村長、大橋榎本村長、黒田鷺洲町長等交々之が貫徹を主張して市側と折衝したが、市長の意見としては曩に挨拶の席上に於て述べたると大差なく次の如きものであつた。

- 一、行政區に付ては市内の増區との均衡を考慮すれば五區が適當なりと思ふ、尙是以上のことは知事の裁決に一任せられたし、出張所についても財政上多數の設置は困難で従つて一區二ヶ所は不可能である
- 二、學制統一は異議なきも其れ迄は行政區單位の學區制とし小學校の設備費は學區に於て支辨せられたし、併し何等かの方法により市全體を通じて或基準を見出し、其れ以上の負擔をしてゐる所は公平の原則上、市の支出とするは不可でない
- 三、市會議員の配當は、内務省及府當局の意嚮を窺ひ充分努力する

斯くして結局行政區の問題は知事に一任することゝなつたが、學區の問題に付ては依然市と町就側の意見一致せず、又市會議員の増員案は府市町村各當局者の意見一致して最早問題が解決したので、爾餘の問題に就いては五日午前九時より更に引續き協議することに決し午後六時四十六分散會した。



第四日——十二月五日午前十一時四十分開會、先づ黒田鷺洲町長は本日は之を最後の會合として全部圓滿に解決致したしと述べて、西成郡の希望條件中未解決の事項、即ち學區の問題、吏員引繼の問題、町村關係事項前協議の問題等に就て市長の答辯を求め、就中市町村吏員の引繼並に之が待遇問題に就ては特に考慮せられんことを主張し、又武岡天王寺村長は東成郡の希望條件中、西成郡との共通事項にあらざるもの即ち財産處分の問題、事業實施の問題、補助金の問題、家屋税賦課率の問題に就いて逐次希望を述べたが、此の兩町村長の質問に對して、市側は左の如く答へて二、三の希望事項を容認した。

- 一、學區の問題については従前と變りない
- 二、町村吏員は之を市に引繼ぎ、其の在職年数は之を通算する
- 三、編入後、市會議員改選前編入地域に關する重要な事項決定の場合は、現在の町村長に一應協議する、但し法律的の意味に於てではない
- 四、町村道は之を市道に認定し、國府縣道にして改修工事着手中のものは府と協議の上、市に於て之を引繼ぎ工事を実施するに力むる

又財産處分並に補助金の問題に就いては府側より夫々意見を述べ、尙ほ町村各自の個別的希望條項は市當局と懇談的に解決することとして午後一時三十分會議を終了した。

以上回を重ねること四回に及んで漸く圓滿なる解決を告ぐるに至つたが、會議に於て協定した

る條件の主なるものは次の如くである。

- 一、行政区の数は五區とし、地域廣大にして交通不便なる區には相當数の出張所を設けること
- 二、市會議員数は九十二名とし舊市六十六名(現在通)新市二十六名と爲すこと
- 三、町村吏員は之を市に引繼ぎ、其の既得權を尊重すること
- 四、町村費を以て補助し來れる各種公益團體の維持の途を講ずること
- 五、編入地域は未だ相當の農業地域存するを以て市農會を新設すること

尙ほ學區に就ては之を行政区單位又は町村單位と爲すやの問題、並に設備費に對する市費補助問題に就ては意見一致せざりし爲め、之が解決は後日に譲ることとした。斯くて協議會終了後各町村共町村會を招集して編入の件を議したのであるが、依羅村を除き全部異議なき旨の答申を爲したので、編入問題は茲に全く解決を告ぐるに至つた。

## 七 報道機關の論調

市域擴張問題に關する都下の報道機關は、何れも編入の必要なる所以を力説し、併せて本市の計畫に對して滿腔の賛意を表すると共に、市郡住民全般の福祉の爲めに一日も早く之を實現せんことを唱道した。以下輿論を代表するものと認むべき當時の新聞紙の論調を綜合すれば左の如くである。



**編入の必要** 接近町村は實質上に於て大阪市其のものゝ延長であり、事實上市の一部である。故に市の道路、上下水道の施設は勿論、各種の衛生的社會的施設が、市及び接近町村を通じて統一的計畫の下に行はない限り、市民も接近町村民も共に都市生活の利益を享受することが出来ない。然るに自治體の政務が凡て國の行政區劃たる市町村を區域として行はるゝ結果、市の行政權が接近町村に及ばず、之が爲めに接續町村の住民は市其のものから全く除外せられて、市の各般の施設に就て恩典に均霑するを許されない。殊に衛生的施設及び社會事業の如きは、市の周圍部に於て却つて多く其の必要を見るにも拘らず、行政區劃の嚴存する結果として市外の住民は此等の事業を利用することができない。

市と其の周邊の接近町村とは實生活上から見れば必至不可分の關係にある。双方の住民の利益と幸福とを別々のものとして考へることは事實あり得べからざるところである。市外の交通は市内の交通の連續であり、市外の衛生状態は市内の衛生状態である。如何なる都市的施設も市内だけを目標として執行すべきものでなく、また効果を擧げ得べきものでない。斯かる必至不可分の關係こそ大都市接近町村が、地方の單獨町村と區別せらるゝ唯一の特質である。然るに從來の傳統的な行政區劃の爲めに此等の施設の統一が妨げられ、延ては都市の發達を妨ぐるものとすれば、

之は直ちに改めなくてはならぬ。元來榮を行く都市の實質的範圍は、忽ちにして人爲的の行政區劃を超越するもので、此の兩者を一致せしめない限り市民生活の發展充實は望み得られない。市部と云ひ郡部と云ふも、市とその接續町村とは事實上都市の一體を爲すもので、兩者の間に區別すべき何物をも存しないのである。

大阪市が今回幾多の困難を排して、接近町村を市に編入せんとするのは、事實上の都市と法制上の都市とを一致せしめ、斯くして市民及び町村の住民を大都市民として結合し、以て共存共榮の目的を達せんとするに外ならない。一言にして之を言へば、經濟生活に關する社會連帶主義の實現である。一方町村民は市外にある爲めに衛生、交通、教育、保安に就いて都市的施設の利益に與ることができず、また市民は周邊を取巻く不健康地域、不良地域の爲めに絶えず生命財産を脅かさるゝとしたならば、其の不安苦痛は堪え得べきところでない。併し之は大阪市の現状である。それ故に不合理極まる現在の行政區劃を變更して、適當範圍の接續町村を市に編入し、斯くして名實共に渾然たる眞の大大阪を造成することは目下の急務である。

之は市民も町村民も齊しく切望するところであらう。接續町村の編入については市側と町村側との間に多少利害を異にする點もあらう。併しそれは大局から見ても互に忍ばなくてはならぬ。また監督官廳としても市の此の企に對しては極力厚意的援助を與ふべきである。云々。



**編入區域** 次に編入の區域に關しては如何なる範圍を以て妥當とすべきか、之に對する輿論の趨勢は次の如くであつた。

編入區域に關しては現在の接續町村のみならず、將來大阪市の發展を豫定して之に必要な地域の統制を加へなければならぬ。蓋し過去に於ける都市經營が、資本主義經濟組織の下に於ける人口の都市集中を豫測せざりしが爲めに、現實の如き不統制、無秩序なる都市の發生を見るに至つたのに鑑み、今後は再び斯かる轍を踏むことの無きやう編入區域を相當廣く決定するの要がある。況んや其處に住宅地域と工場地域と公園等を適當に配置せんとすれば尙更のことである。都市と接近町村との共同依存の實を全ふすべき趣旨の下に、曩に都市計畫法の施行があつたが、單に之のみを以て區域の標準と爲すべきものでない。理想的大都市の設計は將來都市化するべき隣接町村をも編入することに依つて之が實を擧げ得るのである。換言すれば此等の地域全般に亘る自治權能を完全にするに依つて始めて都市的施設の統一を期することが出来るのである。此の意味に於て今回の大阪市の市域擴張は、大阪市を中心として發展を經濟的地域にのみ着眼せず更に目下増加の趨勢にある人口分散の目的の爲めに、住宅地區、工場地區を豫定して其の區域を決定しなければならぬ。従つて東西兩成郡全部を編入するの案は、大體に於て大阪都市計畫區域

とも一致し先づ以て妥當と見るべきである。云々。

**編入の利益** また編入の利益に就いては次の意見に一致せるものゝ如くであつた。

接續町村の編入に依つて増區問題が解決せらるゝと共に、學制統一の問題も其の機運を促進することゝなるべく、多年の懸案たる特別市制の問題の如きも、之を前提として早晚實現せらるべき可能性を多分に有することゝならう。今回の編入は編入の爲めの編入ではなく、都市計畫事業の遂行を完全にならしめ、衛生並に交通状態を改善し、編入部の住民をして經濟的能率を發揮せしめ、健全にして愉快なる都市生活を營ましめんことを期したのである。要するに編入問題の解決は之を前提として、大阪市に於ける幾多の問題に解決を與へるのであるから極めて重視すべき問題である。云々。

**町村に對する注意** 編入の機運熟するや、町村側に於て或は無理な條件を提出し、或は編入を目前にして不急の起債事業を起さんとし、また或は學制統一を編入の絶對的條件として要望してをると聞くが、斯くては折角順調に進みつゝある編入問題を中途にして頓挫せしむる虞があるので、之に就いては細心の注意を拂はなくてはならぬ。

第一に、今回の町村編入の問題に關して未だ編入地域の決定を見ないのにも拘らず、町村側か



ら種々の希望條件を提出し、就中住吉村外四ヶ村から大阪府へ提出した條件二十七ヶ條の如きは主として都市改良の施設計畫に關するものであるから、強ち排斥すべきものではないが併し是等の施設は編入後に完成すべきものであり、且つ市にして若し以上の希望條件を拒否せる場合は編入に反對すべしと強請せる如きは、徒らに理想的に走り市の財政状態をも顧みず、舊市街との振合をも考慮せずして、無理を通さうとするので決して穩かな遣方でない。斯くては關係町村の誠意のほども疑はるゝこととなる。今回の如き問題に對しては將來を考慮して善處すべきである。

第二に、或る町村では編入を豫期して種々の起債を爲して不急の事業を起し、編入と同時に此等の負債を市に繼承せんとするものがあるやうに聞くが、それは餘りに利己的振舞で、決して市民一般の同情を得る所でない。其の町村の負債を市に轉嫁すればそれで其の町村は利益するかも知れないが、其の結果は市の負擔を増加して一般の都市的施設に影響を及ぼすこととなるべく、かゝることは共存共榮の精神に背反するものとしてお互に戒めなければならぬ。

第三には學區統一の問題を接近町村編入と同時に片付けんとして無理押せんとするのがあるが之は大に考へなくてはならぬ。町村編入の實現は學區統一の好機には相違ないが、學區の統一は必ずしも編入の前提條件とか不可分の條件とか云ふべき關係のものでない。然るに若し編入と同

時に是が非でも之を斷行せんとして、遮二無二突進するときは市内富裕區民の反對の爲めに編入問題も統一の問題も共倒とならぬとも限らない。之を不可分の關係に置かず別個の問題として考へて着手する方が却つて目的を達する上に於て効果があらう。編入さるべき町村側に於ても教育の機會均等と教育費負擔の均衡との問題は、編入問題と別途に解決し得べきものたることを諒解し、編入承諾の條件として學制統一の要求を固持しない方が得策である。云々。

**市當局者に對する希望** 大阪市が東西兩成郡四十四ヶ町村を合併すると一躍して日本第一、世界第六位の大都市となる譯であるが、それだけのみでは大大阪建設の目的は達せられない。編入の目的たるや先づ年々其の密度を加へて過群状態を呈しつゝある市部の人口を適度に分散せしめ、之に依つて市民の保健状態を改善するの必要より來たるものであり、之と同時に現在不統一の状態にある接近町村の衛生、水道、土木、交通、教育等に關する總ての施設を整備統一し、都市計畫の完成と相俟つて文化都市としての使命を完からしめんとするのにある。それ故に速かに一定の財政計畫を樹立して、編入の目的遂行に向つて邁進し、歐米の各都市に劣らざる健全優秀なる都市を實現すると共に、編入町村の要求は成るべく之を容れ、新に共同の一體として市民生活の向上と住民の福利増進に向つて力を致すべきである。云々。



### 第四章 市域擴張に關する諸問題

#### 一 地域問題

新に市域に編入すべき地域を如何なる範圍とすべきか、即ち家屋櫛比して市街地を爲せる接續町村のみの小範圍に止むべきか、將又田野相連の純農村をも抱擁すべきか、之は市域擴張の核心を爲す最も重要な問題であつた。従つて凡ゆる機關は本問題を中心として動いてゐた。即ち府市當局は云ふに及ばず、主務省に於ても擴張地域に對しては最善の努力を拂ひ、別章に於て述べし如く、遂に從來の傳統を破つて市域擴張史上第一期を劃すべき、新方針を採ることとなつたのである。關係町村に於ても亦本問題の成行に就いては、編入せらるべき區域に就いて深甚の注意を拂つて行動しつゝあつた。蓋し町村側から見れば、市域に編入されると否とは各自の利害休戚に關係する所極めて大なるものがあつたからである。

**市の市域擴張案** 隣接町村の編入に就いては、市は既に大正四年頃から調査に着手してゐたのであるが、愈々成案を得て公式に論議せらるゝこととなつたのは、大正十年十月五日に開かれた

第一回市域變更調査會に同案の提出せられた時であつた。而して此の調査會に附議せられた地域案は左の三案であつた。

- 第一案 北ハ神崎川、南ハ大和川ヲ以テ限トシ、東ハ中河内郡ニ屬スル巽、瓜破、矢田ノ三ヶ村ヲ加フル外、攝津、河内ノ國境線以内ノ地七十三平方哩〇三(十二方里二六)ヲ以テ大阪市ノ境域トス
- 第二案 北ハ淀川、南ハ大和川ヲ限トシ、東ハ中河内郡ニ屬スル巽、瓜破、矢田ノ三村ヲ加フル外、攝津、河内ノ國境線以内ノ地五十五平方哩五四(九平方里三二)ヲ以テ大阪市ノ境域トス
- 第三案 北ハ淀川、南ハ大和川ヲ限トシ、東ハ東成郡ニ屬スル城北、榎並、鯉江、榎本、城東、神路、小路、鶴橋、生野、天王寺、住吉、墨江等ノ各町村ヲ抱擁スル以西ノ地、四十四平方哩一九(七平方里四)ヲ以テ大阪市ノ境域トス

各案の地域は右に依つて大體想像し得られるが、今其の内容を表示すれば左の如くである。

#### 大阪市の市域擴張諸案

面積	(第一案)	(第二案)	(第三案)
面積	七三・三方哩	五五・五四方哩	四四・一九方哩
包容區域	總計(一市) 四十七ヶ町村	總計(一市) 三十三ヶ町村	總計(一市) 二十一ヶ町村
	大阪市	大阪市	大阪市
	西成郡	西成郡	西成郡
	二十ヶ町村 (一部加除ノコト)	六ヶ町村 (傳法、豊崎、粉濱、玉出、津守、今宮)	六ヶ町村及三ヶ町ノ一部 (第二案ニ同シ)



東成郡(全部)	三ヶ町ノ一部	東成郡
二十四ヶ町村	(鷺洲、中津、 稗島)	
	東成郡	
	二十四ヶ町村	
	十五ヶ町村	
	天王寺、生野、鶴橋、 中本、神路、小路、 城東、榎本、鯉江、 榎並、城北、墨江、 住吉、安立、敷津	

中河内郡	中河内郡
三ヶ村(巽、瓜破、矢田)	三ヶ村(第一案ニ同ジ)
一、七七六、〇九九 <sup>人</sup>	一、七一三、八四一 <sup>人</sup>
	一、六六七、六六九 <sup>人</sup>

備考 以上三案の外市域變更調査會の修正案がある

以上三案を比較するに第一案は其の地域最も廣く、大正十年七月十三日「大阪都市計畫區域に關する意見」として答申した區域と全然一致して居るのであつて、之は主として市の行政區劃と都市計畫區域とを一致せしめて置くことは、都市計畫事業を遂行する上に於て便利であると云ふ趣旨に基いたものである。次に第二案は中間案であつて唯第一案から淀川と神崎川との間の地域を除外したものに過ぎないのであるが、淀川以南に於ては全然第一案と同一である點より見れば之亦都市計畫區域を念頭に置いて立案したものと云ひ得られる。最後に第三案は地域最も狭く其の特色とする所は大體に於て市と隣接した接續町村のみを編入せんとするもので、衛生、教育其

の他の社會狀態より見て、市民生活に密接な關係を有する部分を市の自衛上の立場から編入せんとする意圖に出でたものである。

**市域變更調査會修正案** 右の三案は市の市域變更調査會に提案せられたのであるが、同調査會に於ては爾來會議を開くこと五回、特別委員會を開催すること二回、各案の利害得失に就き種々調査研究を遂げ且つ其の間實地調査を行ふ等、慎重審議を重ねた末大正十一年九月二十五日開催の第五回調査會に於て遂に市としての最後案を決定するに至つた。而して之は先に述べた第二案を骨子とし之に多少の修正を加へたものであつた。即ち第二案の地域から東部に於て中河内郡に屬する巽、瓜破、矢田の三村及び東成郡榎本村字今津を除いたもので、北は淀川、南は大和川を以て境界線とすることには變りがない。之に依ると西成郡の六ヶ町村(傳法、豊崎、粉濱、玉出、津守、今宮)及び三ヶ町(鷺洲、中津、稗島)の一部、東成郡の二十三ヶ町村(全部二十四ヶ町村中榎本村を除きたる殘部)及び一ヶ村の一部(榎本村より字今津を除きたる殘部)、合計二十九ヶ町村及び四ヶ町村の一部を以て擴張區域と爲すものである。

市域變更調査會が右の如く第二案を修正するに至つた理由を見るに、第一に中河内郡に屬する三ヶ村を除外したのは、此等三村は當時の市より遠隔の地にあり且つ之を其の附近の長居村、依



羅村、田邊町等と比較するときは、土地低く住宅地として不適當であり、尙ほ行政區劃が中河内郡となつてゐるなど、總ての點より見て之を除外する方が大阪市を形成する上に於て利益であるとの考に出たものである。又榎本村字今津を除いたのは、同地は元來北河内郡に屬してゐたのが、明治三十五年四月一日以降榎本村に合併せられたと云ふ沿革上の理由が主なる動機となつたものゝ如くである。右のやうな經過を経て到達した市の最後案は、前記三案と共に大阪府に提出せられたのであるが、府に於ては未だ急に之を決定する運びに至らなかつた。

**府の市域擴張案** 翌大正十二年九月關東大震災があり、一般をして市域擴張の急務なるを思はしめ、府に於ても其の必要を痛感したので愈々積極的に諸般の準備に取掛ることになつた。當時府に於ては編入地域に就いて独自の立場から調査せる結果、當初三案を有してゐたのであるが其の後更に一案を加へて都合左表の如き四案を得たのであつた。

大阪府の市域擴張諸案

面積	(第一案) 六五・五〇方哩	(第二案) 五六・三二方哩	(第三案) 四〇・五一方哩	(第四案) 五三・六七方哩
包容區域	總計 一市 四十四ヶ町村	總計 一市 三十二ヶ町村	總計 一市 十八ヶ町村	總計 一市 三十ヶ町村

大阪市  
西成郡(全部)  
二十ヶ町村

大阪市  
西成郡  
十六ヶ町村

大阪市  
西成郡  
六ヶ町村

大阪市  
西成郡  
十四ヶ町村

西中島、北中島、神津、歌島、神島、福千船、川北、豐崎、中津、鷺洲、傳法、今宮、玉出、粉濱、津守

豐崎、傳法、今宮、玉出、粉濱、津守ノ全部、中津、鷺洲、神島ノ一部

西中島、北中島、神津、歌島、神島、福千船、川北、豐崎、傳法、今宮、玉出、粉濱、津守

東成郡(全部)  
二十四ヶ町村

東成郡  
十六ヶ町村

東成郡  
十二ヶ町村

東成郡  
十六ヶ町村

城北、榎並、鯉江、城、東中本、小路、神路、鶴橋、生野、天王寺、北百濟、田邊、住吉、墨江、安立、敷津、榎本村ノ一部(同村字今津及下辻ヲ除キタル殘部)

城北、榎並、鯉江、城、東中本、鶴橋、生野、天王寺、住吉、墨江、安立、敷津

(第二案ノ東成郡ノ町村ニ同ジ)

人口 一、七七三、三〇四人

一、七三二、五五八人

一、六〇八、八八五人

一、七一五、二四一人

府市協定案

以上の如く市域の擴張に關して府市の間都合八案を得たのであるが、右の中府の第四案及び市域變更調査會に於て決定した市の最後案は、其の立案の時日より考へて府市兩當局の意見を代表するものと見るべきものであつた。然るに此の兩案とも東西兩成郡の全町村を包容するものではなかつた爲め、關係町村民は兩成郡全部編入に非ざれば市域擴張自體に絶對反對



を表明せんとする氣勢を示したので、府に於ても此等町村民の熱意ある希望を考慮に入れ、市當局との間に更に數次の會見懇談を重ねた後、大正十三年八月二十日府廳で開かれた府市當局會議に於て、所謂府市協定案なるものを決定したことは別項記載の如くである。其の内容は先に述べた府の第一案と同様であつて、東西兩成郡全町村を以て編入區域とするものであつた。之を市の最後案と對照すると、協定案は淀川以北の西成郡の町村及び東成郡榎本村字今津をも包容する點に於て遙かに廣い地域に亘つてゐるが、市の第一案と比較すれば其の相違は大體中河内郡に屬する三村を之より除いたものに過ぎない。結局市の第一案を修正することに依り府の第一案に落着くこととなつたのである。

右の如く府市の協定案は、市理事者と府當局の間に決定を見るに至つたが、之に就いては更に市域變更調査會の承認を求むる必要があるので、同年八月二十三日開會の第六回市域變更調査會に右の協定案を提案したのであるが、同調査會に於ては此の際府市一致の下に、成るべく速かに問題を解決するの要あること、而してそれが爲めには必ずしも自案を固執せず、最も實現の可能性がある案を採用するの要あることを認め、結局小異を捨て、大同に就くの立場より、全會一致を以て遂に府市協定案に賛成することとなり、多年の懸案たる市の編入地域に就いて完全に府市の

間に意見の一致を見るに至つたことは之亦既述の如くである。

**編入區域決定の根據** 府市協定の下に編入地域を決定するに至つた根據は、左記大阪府の理由書に依つて明らかである。

編入區域決定ノ根據

元來大阪市ニ接近シ且市ト同様ノ外觀ヲ呈セルハ、西成郡ニ於テ傳法、鷺洲、中津、豊崎、粉濱、玉出、今宮、神島ノ八ヶ町、東成郡ニ於テ天王寺、生野、鶴橋、中本、鯉江、榎並、住吉、安立ノ八ヶ町村ニシテ、人口三十五萬五千八百八十二人ヲ算シ、兩郡全人口ノ約七割ヲ占ム

然レドモ編入問題ハ簡單ニ之等ノ町村ヲ市ニ編入スルコトニ依リテ解決シ得ベキニ非ズ、隣接町村ニアリ乍ラ特殊ノ事情ニ阻マレテ未ダ市街地ヲ形成セザルモノニ津守、敷津ノ二ヶ村アリ、區域内ニハ尙相當ノ田畑ヲ有セルモ既ニ大工場ヲ有シ工場地帯トシテ發展ノ見込充分ナルモノニ城東、城北ノ二ヶ村アリ、住宅地商業地トシテ現ニ著シク發展シツ、アルモノニ神路、小路、北百濟、田邊、墨江ノ五ヶ町村アリ、殊ニ新淀川ヲ越エ北部ニ於テハ千船町、神津町ノ如ク其ノ發展ノ度ハ寧ロ神路等ニ優レタモノアリ、之等町村ノ取扱方法ハ最モ考慮ヲ要スベキ問題ナリトス

現ニ市街地ヲ形成セル接續町村ノミノ編入ハ明ラカニ姑息ナリ、之等ノ町村ハ其ノ人口密度ニ於テ一平方哩ニ付既ニ三萬人ヲ越エ、近時ノ發展ハ更ラニ其ノ近接町村部著シク延長セラレツ、アルヲ以テ、近接町部ノ編入ハ昔年ナラズシテ復問題トナルベケレバナリ、元ヨリ之等町村ガ純然タル市街地ヲ形成セル後編入スルコトモ不可能事ニハ非ザレドモ、編入ノ事タル種々ノ事情ニ阻メラレ如斯頻繁ニ實行シ得ベキニ非ズ、現ニ今次ノ編入ノ如キ編入ノ必要ヲ痛感シテヨリ數年、第一次編入ノ時ヨリ三十年ヲ經テ漸ク實現セラレントシツ、アルノ状態ニシテ、而モ今日ニ於テハ近接町村部ノ雜然タル膨脹ハ之ガ整理



ノ爲メ市トシテ巨額ノ費用ヲ投ズルノ餘儀ナカラシムル實情ニアリ、町村ヲシテ其ノ自由ノ發展ニ任セシメタル後ノ編入ハ市ヲシテ徒ラニ多額ノ費用ヲ支出セシムルノ因ヲ作ル、豫メ之等ノ町村ヲ市ニ編入シ、市ヲシテ其ノ部ノ發展ニ秩序ヲ立テシメ、市内ノ施設ト相互ニ連絡統一アル施設ヲ施サシメナバ之ニ要スル費用ハ八方塞リトナリテ後之ヲ編入シ、同一事業ノ爲メニ市ノ投ズルヲ要スベキ費用ニ比シ眞ニ九牛ノ一毛タルベシ、元ヨリ市ノ財政關係モアリ編入後直チニ理想地ヲ形成セシムルハ不可能ナルモ、少クトモ周圍部ノ發展ニ先立チ又ハ之ト並行シテ施設ヲ爲シ得ルコトハ、常ニ發展ニ遅レ之ニ追隨シテ施設ヲ爲スニ比シ利益ノ著シキハ明カナリ、從ツテ編入ハ二十年乃至三十年毎ニ一回宛實行セラル、モノトシテ、其ノ期間内ニ市街地化セラルベキ町村ハ全部之ニ編入スルコトニヨリテ初メテ編入ノ意義ヲ全ウセシメ得ベシ、此ノ意味ヨリスレバ新淀川ヲ境界トスル案ハ明カニ編入ノ趣旨ノ半ヲ没却スルモノナリ、淀川以北ノ人口七萬三千二百三十一人、面積十四平方哩二八ニシテ其ノ密度一平方哩ニ付五百二十八人ニ過ギザルモ、之ヲ河南中接續市街地町村ヲ除ケル町村ノ人口八萬八千二百七十四人、面積十七平方哩六、密度一平方哩ニ付五千五百五十五人ナルニ比シ毫モ遜色ナキノミナラズ、其ノ内神津町ノ一部(十三方面)、千船町、稗島町ノ如キハ近時ノ狀勢ニ於テ接續市街地ニ何等劣ル處ナキ狀態ナリ、殊ニ此ノ河北部ハ土地低濕ニシテ工場地ニ適シ既ニ大小ノ工場各所ニ設置セラレ、近ク阪神國道ノ改修、神崎川ノ浚渫工事完成ト共ニ工場地トシテノ將來ノ發展目覺マシキモノアルベシ、尙市ハ此ノ方面ヲ工場地トシテ理想地タラシムル爲ニ淀川ニ並行シテ淀川、新神崎川間ノ中間ニ運河開鑿ノ計畫アリ、之ガ爲メニモ此ノ地方ノ編入ハ這回ノ編入ト切離スコトヲ得ザル問題ナリ、淀川ノ大河ノ介在ニ依リ兩地方ノ將來ノ團結ヲ危ブムモノアレドモ、現在鷺洲、中津、稗島ノ如キ小町ニシテスラ河ヲ介シテ支障ナク存在セルニ、大阪市ノ大ヲ以テシテ河南部ノ統轄ニ困難ヲ感ズルガ如キ處レアルベキ筈ナシ、寧ろ淀川モ大阪市内ノ河タルニ依リテ初メテ其ノ利用完カルベキナリ、兩地ノ交通ハ現在三橋、三電車(阪神二、阪急一、他ニ新京阪線半完成)ニ依リテ行ハレ居ルヲ以テ此ノ上橋梁ノ架設ヲ爲サズトモ殆ンド不便ナキ狀態ナリ、同地方ノ純農村中川北村ハ其ノ地域ノ全部(公用地ヲ除クカ)市内ノ一富豪ノ專有ニ係レル關係上、編入ト共ニ土地開發ノ目的ヲ以テ所有者自身ニ於テ相當ノ施設ヲ

爲ス見込ニシテ、元來ガ河ニ接シ水利ノ便ヨキ處ナルヲ以テ其ノ發展ノ時期遠キニ非ズ、大道、豐里、新庄、中島ノ四ヶ村モ陸ハ新京阪電車ニ依リ、水ハ本年度完成ノ神崎川ニ依リ水利交通ノ便備ハルヲ以テ之ガ發展ノ近カルベキハ當然ナリ、西中島町ハ其ノ中核ニ市ノ上水道貯水地ヲ有シ著シク發展ノ妨害ヲ受ケ居レドモ、周圍ハ殆ンド街衢ヲ爲シ北中島村モ阪急停留場三國ヲ中心トシテ新興ノ機運漲リ、歌島村モ阪神國道ノ完成ニ依リテ先ヅ沿道ノ人家連檐センコト想像ニ難カラズ、要之淀川以北ハ總テノ點ニ於テ將來最モ繁榮スベキ素質ヲ有ス、市ハ何時カ之ヲ市ニ編入シテ適當ナル準備ヲ整ヘザルベカラザルガ、接續町村編入ノ聲喧シキ今日正ニ其ノ絶好ノ機會ト云フベシ、更ニ眼ヲ轉ジテ河南部ニ付テ見ルニ、同地方ノ純農村ト認ムベキハ喜連、依羅、長居、南百濟、敷津、清水等ニシテ、城北、城東、古市、榎並、小路、神路、北百濟、墨江等モ其ノ大部分ハ未ダ農村タルノ外觀ヲ失ハズ、然レドモ城北、城東ハ既ニ工場地トシテ一般ニ認メラレ紡績其ノ他ニ關スル大工場ノ設ケラレアリ、榎本村モ寢屋川改修工事ノ完成(大正十五年度)ニ依リ工場地化スルコト明カナリ、古市村ハ現在京阪電車線ノ森小路停留場ヲ中心トシテ都會化シツ、アルガ、其ノ勢ハ間モナク清水村方面ニ波及スベキハ疑ヲ容レズ、神路、小路、北百濟、墨江等ハ交通ノ便ヲ受ケテ現ニ發展ノ著シキモノ、喜連、依羅、長居、南百濟ハ土地高燥ニシテ住宅地トシテ最モ適當シ、天王寺、住吉、田邊等ノ住宅地ノ延長トシテ將來最モ囑望サルベキモノナリ、接續町村中ノ敷津、津守ノ兩村ハ河北部ノ川北村ト同様市内富豪ノ獨占ニ係リ、地主ガ地目變換ヲ厭ヒ賣買ヲ避クル結果、未ダ田畑耕地多キモ之ヲ市ニ編入セバ地主モ土地開發ノ爲メ努力スベク、殊ニ大阪市ヨリ堺市ニ通ズル阪堺電車線ガ近ク兩村ヲ通シテ開通セムトスルハ其ノ將來ノ發展ニ資スル處尠少ナラザルベシ、要之河南部ハ河北部ト異リ多ク住宅地トシテ適シ大都市ノ住宅緩衝地帶トシテ必須ノ地域タリ、此ノ際之ヲ市ニ編入シテ將來ノ發展ニ備フルハ市トシテ當サニ盡サマルベカラザル責務ナリトス以上ノ理由ニ依リテ府ハ遂ニ東西兩成郡全部ヲ市ニ編入スルノ案ヲ建テタルモノナリ、元ヨリ之ニ依リテ市ハ其ノ内部ニ七千餘町歩ノ田畑ヲ包括スルコト、ナレド之等ノ田畑ハ普通農村ニ於ケル田畑トハ大イニ其ノ性質ヲ異ニシ、大都市ノ勢力範圍内ニ在リテ近キ將來ニ於テ宅地化セラル、可能性充分ナルモノナリ、現ニ之等ノ田畑中將來ヲ見越シ土地會社ニ買收セラ



レタルモノ甚ダ多シ、人口稠密ノ度ニ於テモ兩郡ノミニテ一平方哩、一萬二千三百人ニ達シ、現在名古屋市ノ密度一萬百五人ニ比シテ多キコト正ニ千八百十八人ナリ、之ヲ大阪市ニ合併セル後ノ密度ハ二萬六千八百九十三人ニシテ假令七千町歩ノ田畑ヲ含ムモ全體ニ於テ決シテ不調和ニ非ズ、更ニ之ヲ從來ノ人口増加率ニ依リテ見ルニ東成郡ハ大正元年ニ十一萬九千二百二十三人ナリシモノガ大正九年ニハ二十二萬八千四百二十二人トナリ、西成郡ハ同ジク十四萬六千六百三十二人ナリシモノガ二十八萬六千八百八十三人トナリ、兩郡共近々十ヶ年間ニ於テ實ニ倍加セルノ状態ナリ、此ノ趨勢ヲ以テシテ殊ニ省線ノ外南海、阪堺、高野、平野、大鐵、京阪、新京阪、阪急、阪神、大軌ノ十電車線ヲ有シ、他ノ都市ニ比シテ遙カニ交通機關ノ完備セル現在ノ状態ヲ以テスレバ將來十ヶ年後ニ於テ兩郡人口百萬ヲ突破スルハ易々タルモノアルベシ、(内務省ノ人口標準増加東成郡千分ノ七十八、西成郡千分ノ八十九ヲ基礎トシテ計算スルトキハ兩郡人口ハ大正十八年ニ於テ既ニ二百萬ヲ超ユル結果トナル)現在田畑ノ悉ク宅地化スルハ遅クモ將來二十ヶ年ヲ出デザルベシ、(大阪市ノ調査ニ依レバ大阪市ハ大正二十六年ニ至リテ人口二百萬ニ達シ郡部中新澁川以南南部ハ大正三十四年ニ至リテ人口百三十五萬ニ達シ何レモ其ノ飽和密度市ハ一平方哩當九萬人、郡ハ四萬人ニ達スト云フ)從ツテ現在ノ田畑ヲ見テ其ノ編入ノ時期ノ尙早ヲ説クハ其ノ田畑ノ上ヲ蔽ヘル百三十萬ノ大阪市ノ力ヲ忘レタルモノナリ、農村ヲ市ニ編入スルハ不自然ナリトセバ現ニ大阪市ノ延長トナリテ發達シ又ハ發達セムトシツ、アル地方ヲ市ノ編入區域ヨリ除外スルモ亦不自然ト云ハザルベカラズ、殊ニ後者ハ消極的ニシテ早晩再ビ編入問題ヲ生ズベキ事實ニ鑑ミルトキハ前者ニ比シ寧ろ將來ニ多クノ禍根ヲ遺スモノト云フベシ

中河内郡、北河内郡、三島郡、豐能郡ノ一部ハ現ニ大坂都市計畫區域内ニ入り、之ニ接續セル東西兩成郡トノ間ニ表面上何等ノ差別ナキヲ以テ之ヲモ此ノ際ニ編入スベク、少ナクトモ西成郡ノ純農村ト待遇ヲ區別スベキ理由ナキヲ説クモノアリ元ヨリ此ノ地方ガ將來西成郡部ノ發達ニ伴ヒ發達スベキハ疑ヒナキ處ニシテ、都市計畫區域外ニ於テモ布施村ノ一部ノ如キ小路村ト連接シテ街衢ヲ爲スモノアリ、之等ヲ編入スルノ不可ヲ説クニハアラザレド、タゞ斯クスルニ於テハ其ノ編入地域ヲ決定スル標準ヲ求ムルコト極メテ困難ニシテ且ツ該地方ハ從來ノ沿革ニ依リ兩成郡町村ト事情ヲ異ニスルモノアルヲ以テ

此ノ際編入スルノ必要ヲ認メザルナリ、自然ノ境界タル大和川ヲ境界トスベキヤ從來ノ沿革ニ依ル郡界ヲ境界トスベキヤニ付テハ見ル人ニヨリテ意見異ルベケレド行政地域ノ決定ハ第一氣分ノ結合ニ重キヲ置クベク、人爲的ニ之ヲ定ムルハ他ニ方法ナキ場合ニ限ルト解スルガ故ニ從來一郡トシテ結合セル町村ノミヲ編入スル案ヲ執リ形式的ノ境界決定方法ヲ執ラザリシナリ

**東西兩成郡編入の利益** 市の地域擴張に關して東西兩成郡を編入するの可否が殆んど問題の中心となつたが、兩郡全部の編入説が勝を制し遂にそれに決したことは前述の如くである。而して其の理由は之亦府の理由書に明であつて左の如くであつた。

(一) 殘存町村の處分に苦しむの要なきこと

市に接續して居る町村、即ち傳法、稗島(河南部)、鷺洲(河南部)、中津(河南部)、豐崎、城北、榎並、鯉江、城東、中本、鶴橋、生野、天王寺、住吉、今宮、玉出、粉濱、墨江、津守、安立、敷津の二十一ヶ町村を編入するものとすれば、殘存町村の人口は十二萬八千四百七十七人となり、此等を合して一郡を組成することは必ずしも不可能ではないが、單に名義上一郡となるに止り、各町村相互の連絡を缺き郡の中心點なく郡役所の所在地に困難を感ずることになる。又新澁川以南南部全部を編入するものとすれば殘存町村の人口は七萬三千二百三十一人となり、殆んど郡として存置する價値がない。更に兩郡を通じて純農村たる豐里、大道、中島、新庄、古市、清水、喜連、南百濟、依羅、長居(其の他の純農村は區域の關係上市に編入)及び地域の關係上平野郷を除外した三十三ヶ町村を以て編入區域としたならば、殘存町村の人口は僅かに三萬六千六百三十九人となる。斯の如く殘存町村を以て一郡を組成することが不可能であるとすれば、此等の町村は隣接郡の區域に編入を要することゝなるのであるが、郡の區域の變更は實質上町村に對し何等の不利を齎すものではないけれども、從來の觀



念、沿革、慣習等の關係もあり一郡の一部を市に、殘部を他郡に分割編入することは他郡に編入せられる町村民の精神上に影響を及ぼすこと大であるから輕々に實行し得べき問題でない。兩郡全部を編入したならば此等の問題の起る餘地がないのである。

### (二) 衆議院議員選舉區の問題に關しても支障少きこと

編入以前に於て選舉法の改正が行はれるものとすれば、編入後の選舉區問題は政府に於て適當に解決せられるが故に考究の要はないが、若し其の改正が行はれないか或は又改正があつたとしても、其の施行前に補缺選舉が行はれる場合には忽ち問題を生ずることとなる。即ち殘存町村を以て郡を組成するものとすれば、從來五十萬人以上を以て二名の議員を選舉して居つたものが、最小案にするも十三萬人弱、最大案にするときは四萬人弱を以て尙ほ二名の議員を選舉し得ることとなり、權衡上甚だ不合理となる。若し殘存町村を他郡の區域に變更すれば大阪府は結局二名の議員を減少することとなる(尤も此の場合に於て町村を市に編入するに先だち、殘存すべき町村の郡行政區域を變更し置き、然る後編入すべき町村を以て組成した新東西兩成郡全部を市に編入すれば結局次の場合と同一となる)。然るに東西兩成郡全部を編入すれば、其の地域を以て従前通り十二名の議員を選舉するものと解して誤なからう(大正十年法律第六十四號)。

### (三) 町村組合の處分に支障少きこと

現在郡内の町村が傳染病院經營、學校經營、上水道設置、水利、土工事業等の爲めに設置して居る組合は十一に上つてゐるが、若し其の組合町村中の一部を編入し他を残すが如きことがあれば忽ち多方面に支障を來すこととなるも、兩郡全部を編入すれば此等の事業は盡く市(學校のみは學區)に移管せられることとなるから何等面倒な問題を生じない。尤も神津町外十六ヶ町村傳染病院組合中には豊能郡の一村を含み、又平野郷町外六ヶ町村學校組合中には中河内郡の二村を含み、古市村

外二ヶ町村上水道組合中には北河内郡の一町を含んで居るが、傳染病院に就いては市の營造物と爲つた後關係村の使用を認め、學校に就いては關係村よりの兒童委託を承認し、上水道に就いては市の經營に移した後關係町に供給することとすれば可いのである。

### (四) 行政區域を整理せしめ得ること(飛地の整理)

東西兩成郡には所謂飛地が甚だ多く、豊里村の一部は淀川左岸に飛地し、鯉江町の一部は榎本町に細長く侵入し、墨江村は安立町の三方を包圍して居る。殊に稗島、歌島、千船の如きは淀川の兩岸に亘つて互ひに飛地し、而も其の飛地たるや點々たる一小部分的のものではない。三ヶ町村(他に十ヶ町村も少々飛地して居る)の土地は互ひに犬牙錯雜して、甲村内に乙丙村が飛入つたものであるか、將又乙丙町村内に甲村が飛入つたものであるか主客を決定し難き實狀である。流石明徴を以て權威としてゐる陸地測量部も遂に匙を投げ、所謂何某何ヶ村錯雜地として曖昧模糊の裡に葬り去つた有様である。従つて其の實情を知らうとすれば稅務署及び町村役場の土地台帳の附屬書類として備付けて居る一筆圖(俗に切圖、見取圖と稱するもの)に依るの外ないのであるが、之とても同地方が全國に稀な土地異動の夥しい地域である關係上、日々異動手入に依り十數年以前に既に破損して反古同様となり、現在では披見することも困難であつて到底使用することは出来ない。従つて數年來異動手入も全く放任し來つた有様で何等の信用に値しない。殊に町村部に至つては甲乙丙三村のものを對照して見るときは著しい差違があつて、其の何れが正しいかを判定することは困難である。之が爲め郡當局は數年前飛地整理に着手したのであるが遂に全然失敗に終つたやうな實情に在る。従つて若し淀川を境として編入區域を決定すれば大阪市の一部に歌島村を包擁し、淀川以北部歌島村地内に大阪市が存在するといったやうな奇觀を呈することとなる。尤も概活的に歌島村中淀川以南の部を市に編入することが認められるとすれば河南部は簡單に解決するが、河北部は依然として數ヶ町村の錯雜地として残り、將來幾多紛亂の因となるであらう。東西兩成郡の全部を市に編入したならば、市は新に行政區劃の變更を行



ひ、町名を附するが故に此等の問題は極めて簡単に解決せらるゝのである

(五) 編入手續の容易なること

東西兩成郡は悉く編入を希望し、殊に兩郡内町村は從來總ての事項に就いて協調を保つて來た關係上、郡の一部が分割して編入せられるのを喜ばない。故に若し其の意嚮を無視し淀川を境界として編入するが如きことあらば、現在兩側に跨つて居る鷺洲、中津、稗島が之に對して異議を唱へるのは明かである。殊に稗島の如き河南部に於て財源の大部分(主として工場に對する國稅附加稅)を得、而も人口は却つて河北部に於て大部分を占めて居るのであるから、一部編入には絶對反對であることは瞭かである。鷺洲の如きも府知事に對し「若し一部編入を爲すが如きならば寧ろ全部の編入を延期せられたし」と陳情書を提出した有様である。若し強ひて分割編入を行ふとすれば、人心の惡化は免れ難い所である。又假りに分割編入を斷行するとしても、殘存部分は獨立して存續することは困難であるから、勢ひ町村の合併を行はねばならないこととなり、之に關聯して幾多の紛擾を惹起するの虞がある、又假りに市から補償金を支給して問題の解決を計るとしても此の際到底成功の見込があるまい

**編入地域の確定** 斯くして大正十三年八月二十三日編入地域に關する府市當局の意見の一致を見るや、同月二十五日大阪府知事は大阪市域變更の件に關する承認申請書を内務大臣に提出し、同年十一月十四日に至り内務省地方局長より承認の通牒に接した。而して正式承認の編入區域が府市協定案の區域と同様であつたことは云ふ迄もない。茲に於てか過去數年間府市當局市町村民間の大問題であつた編入地域の問題も遂に最後の決定を見ることとなり、之に依つて大阪府は實

に廣袤六十五平方哩七五(百七十平方英里四三)、人口二百十三萬四千人を抱擁する本邦第一位、世界第六位の大都市に躍進したのである。

左に本邦六大都市及び世界大都市の人口を掲げて參考に資することとする。

世界大都市人口(大正十四年)		六大都市人口(大正十四年十月一日現在)	
紐 育	五、八七三、三五六	大 阪 市	二、一一四、八〇四
倫 敦	四、六一二、〇〇〇	東 京 市	一、九九五、五六七
伯 林	四、〇三〇、八一八	名 古 屋 市	七六八、五五八
市 古	二、九九五、二三九	京 都 市	六七九、九六三
巴 里	二、九〇六、四七二	神 戶 市	六四四、二一二
大 阪	二、一一四、八〇四	横 濱 市	四〇五、八八七
東 京	一、九九五、五六七		
フィラデルフィア	一、九七九、三六四		

二 行政區の分割

**編入地域の行政區設置** 編入地域の行政區の設置に就いては種々の議論があり、關係町村側に



於ても希望が區々であつて容易に決しなかつたが、協議の結果西成郡を三區、東成郡を四區、計七區に分割して各區に區役所、出張所二ヶ所宛を設けられたき旨の要求となつて現はれたことは前章「關係市町村の協議」に明であるが、市會の一部に於ても、近く行はるべき舊市の増區と關聯して、新舊兩市全體に亘り適宜に行政區を決定すべきことの意見があつた。然し乍ら市の理事者側に於ては、市の内外に跨つて區を新設することは學區、財産區、選舉區等の關係上實行不能であるから、舊市との權衡、府市會議員の定數等を考慮し、又人口等を斟酌して大體五區に分つのが妥當であるとし、府當局と協議の結果編入地域を五區に分割することに決した。

同案による各新區の地域は左の通りである。

- 第一區 傳法、鷺洲、歌島、千船、稗島、福、川北
- 第二區 中津、豊崎、西中島、豊里、大道、新庄、中島、北中島、神津
- 第三區 生野、鶴橋、中本、神路、小路、城東、榎本、鯉江、榎並、城北、古市、清水
- 第四區 天王寺、平野郷、喜連、北百濟、南百濟、田邊、依羅、長居、住吉
- 第五區 今宮、玉出、粉濱、津守、墨江、安立、敷津

右案に基いて市より府當局に内申し、尙ほ區名は第一區を下淀區、第二區を上淀區、第三區を

城東區、第四區を阿部野區、第五區を住江區と命名せんと希望を傳へた。

茲に於て大阪府知事は大正十三年十二月九日、大阪市會に對し本案に關する諮問を發したが其の内容は、區名に於ては第一區を姫島區、第二區を中島區、第三區を東成區、第四區を住吉區、第五區を住之江區とし、地域に於ては内申案の第五區中敷津、安立、墨江の三町村を第四區に編入したものであつた。之は内申案は人口、地形等を標準として作成したものであるが、第五區のみは東成、西成の兩地域が混同してゐる爲め選舉區等の關係を顧慮して斯く修正したものであつた。斯くて翌十二月十日右の諮問案に對する答申市會が開かれたが、市會に於て區名に關し「住之江區」は「住吉區」と誤り易く且つ東成郡の内に「東成區」なる分區名がある故「西成區」と改稱する旨の修正動議が成立し、其の點を除きては諮問案に異議なき旨を答申した。次いで十二月十九日の府參事會は「姫島區」を「西淀川區」に、「中島區」を「東淀川區」に修正すべき旨を議決し、又行政區の廣汎なるものには特に區役所の出張所を二ヶ所設置し、且つ其の權限を成る可く廣汎ならしめたき旨の希望條件を附加した。

市の新編入區域を五區に分つたのは、主として地方の沿革及び人口、面積並に人情、風俗等を參照して決定したのであるが、西淀川區を組成すべき川北村外六ヶ村は、從來より一體の地域と



しての行動を共にし、人情風俗其他に於ても共通の點が多いので此の一圓を以て一行政区を設置することにしたものであつた。淀川以北の町村だけを以て行政区を設置しなかつたのは、新阪神國道を始めとし府市の都市計畫放射路線完成の曉は、南北兩岸の交通が頻繁となり其の兩者の聯絡には何等憂ふべき點のないのを豫想した爲めである。東淀川區は中津町外九ヶ村から組成されてゐるが、之も亦從來一體として行政事務の統一を取り來つた沿革を尊重したものであつた。西成區を組成する町村は今宮町外三ヶ町村に過ぎず、人口の割合に面積が狭小であるが、此の四ヶ町村は大阪市の南端部に位して一團を爲し、且つ粉濱村及び津守村の地域は將來増加すべき人口を緩和する餘地が充分に存するので、相合して一行政区を設置することとしたのである。東成區を組成する城北村外十一ヶ村は、之亦以前から北部町村會を組織して行政事務を取扱ひ來つた沿革を尊重して一行政区に編成されたのであるが、同區は他の區に比して面積が廣大なので住民の便宜の爲め區役所の出張所を設けることにした。住吉區は北百濟村外十一ヶ村から組成されてゐるが之も前記東成區と略同様の理由から來たものであつて、傳統を尊重したものに外ならな

る。以上述べた新市の行政区劃設定の過程を要約すれば左の如くであつた。

行政区劃設定經過

名稱	内申案		市會ニ對スル諮問案		市會答申案		府參事會案 (決定案)	
	名稱	地 域	名稱	地 域	名稱	地 域	名稱	地 域
第一區	下淀區	傳法、鷺洲、歌島、千船、神島、福、川北	姫島區	同	同上	同上	西淀川區	同上
第二區	上淀區	中津、豐崎、西中島、豐里、大津、新庄、中島、北中島、神津	中島區	同	同上	同上	東淀川區	同上
第三區	城東區	生野、鶴橋、中本、神路、小路、城東、榎本、鶴江、榎並、城北、古市、清水	東成區	同	同上	同上	同上	同上
第四區	阿倍野區	天王寺、平野、喜連、北百濟、南百濟、田邊、依羅、長居、住吉	住吉區	同	同上	同上	同上	同上
第五區	住江區	今宮、玉出、粉濱、津守、墨江、安立、敷津	住之江區	同	同上	同上	同上	同上
					西成區	同上	同上	同上

**舊市の増區** 接續町村編入を機として多年の懸案であつた舊市の増區が問題となつてきた。本市の行政区劃が四區に分割されたのは、遠く明治二年に三郷の稱を廢して四大組が設けられた時に始る。同十二年に市に四區役所が設置せられ、同二十三年市制施行と共に從來の區を存置することとなつた。然るに同三十年隣接町村の編入の結果、市の面積は從來の零方里九九から三方里七九となり、人口は従前の四十八萬二千三百八人から六十五萬九千八百八十七人に増大したにも拘らず、區のみは從來の儘四區であり、新に六ヶ所の區役所出張所を設けたに過ぎなかつた。茲に



於てか増區の必要は屢々唱られ、明治三十三年二月に市會は全會一致を以て増區に關する建議案を可決するに至つた。次いで明治三十六年六月大阪府知事は市會に増區に關する諮問を發した。それは現在の四區を廢して新に九區を置かんとする案であつた。然るに市會は之に對して増區の必要を認めずとの答申をした。續いて明治四十一年九月、四區長は連署を以て増區の詮議相成度き旨を上申し、大正十一年十月市會は市長に對して區の數を適當に増加する方法を講ぜられたき旨の建議案を議決した。

他方市の理事者側に於ても、從來の行政區劃は其の區域が廣濶に過ぎて區民の不便尠なからざる上に、事務の能率が擧らず殊に普通選舉制が施行されて有權者の數が著しく増加する時は、選舉の際に非常な混雜と事務の澁滯を來すべきは極めて明なので早くから増區の立案に着手したのであつた。増區に就いては市の理事者は七區案、八區案、九區案、十區案等を作成し、種々研究を重ねた結果、八區案が最も適當だと云ふことゝになつたのである。八區案の大體の標準は左の如くであつた。

一、現在の東區は人口約二十萬であるが、之でも既に不便であるから分區後の一區の人口は東區よりも多くないこと

二、人口は密度の關係上多少の不同は已むを得ないが、面積に於ては成るべく其の不同を避くること

三、境界線は之を河川、電車道と云ふやうな、目に着き易い標準に依りて定むるのを理想とするも、學區及び財産區の分割は區有財産の處分問題を伴ひ、種々困難な事情が介在するのみならず、動もすれば貧弱區に於ては分割の爲め財政上獨立し難いものを生ずる虞れがあるから可成之を分割せざることに努め、大區にして不整形の最も甚だしい北區の如きものを小行政区に分割し、且つ東平野及び松島學區の飛地を整理する程度で其の他は全部學區及び財産區の境界を以て行政区の境界と爲し、多少の出入は之を其の儘とすること

市理事者は以上の標準を以て八區案を作成の上、大阪府知事宛に内申し府知事は其の案に就き大阪市會に諮問したが、同諮問案に對する大正十三年十二月三日の答申市會に於て、一部議員から増區不必要論が出たけれども、結局大多數を以て委員附託となり十二月十日の市會に於て委員會の審議通り、區名に關する點を除いて原案に異議なき旨を答申することゝなつた。

區名に就いては市會に於ても種々議論があり、各所の各團體或は個人からも種々の注文や陳情があつたが、東西南北の四區及び天王寺、港等の名稱には大體に於て反對がなかつた。唯諮問案中最も問題となつたのは「玉川區」及び「難波區」の名稱であつて、市會の委員會に於ても議論百出したが「難波區」は難波の地名の故事に則り「浪速區」と改むることゝなり「玉川區」に就いては或は「福島區」「朝日區」とすべしと云ふ案も出たが、天滿天神に縁の多い土地であるから梅の花の古語「木の花」に因み「此花區」とすべしと云ふことゝなり、市會に於ても前記二區の



名稱の變更を可決し其の旨を府知事宛に答申した。「此花區」の名稱に就いては府參事會に於ても問題となり「福島區」に修正せんと議もあつたが對市會關係を考慮し、單なる希望に止めることとなり結局「此花區」に決定することとなつた。

以上の如き經路を以て舊市の増區問題は着々に進捗したが、衆議員議員選舉法第六條及び同施行令第三十四條に依れば、選舉は從來の區域に於て行ふことになるので、右増區案による時は此花區、港區、天王寺區の如きは二選舉區に跨ることとなり、斯かる場合何れの區長が選舉長となつて其の管理を行ふべきに關して明文なく、増區問題に關聯して當初から重大問題として考究せられたのであつた。府當局としては内務省に特別の勅令發布を促し、之に依つて此の問題の解決を圖らうと希望したのであるが、内務省に於ては勅令發布を欲せず寧ろ増區前、豫め現在區域の一部變更の手續を取るべきを勸めて來たので、府當局に於て一時難色あつたが、大正十四年二月十二日大阪府知事より市會に對して現在の區の境界線變更に關する諮問を爲し、市會から異議なき旨の答申あり、内務大臣に進達して増區に伴ふ選舉區域の問題も茲に解決するに至つた。

増區決定經過

舊區名	選舉區ノ關係ニヨル舊區ノ區域變更後ノ地域	區名	地	申	案	域	諮問案	答申案	決定案
東區	舊東區ノ内東平野區(但シ餌差町ノ中元東平野ヲ除外)ヲ除ク地域	東區	舊東區大區、玉造區、清堀區、東平野區餌差町ノ内元東平野	同上	同上	同上	同上	同上	同上
西區	舊西區ノ内西九條區、春日出區ヲ除キ舊北區ノ安治川區ヲ加ヘタル地域	西區	舊西區大區(大正通一丁目ノ内元岩崎町ヲ除ク)	同上	同上	同上	同上	同上	同上
南區	舊南區ニ舊東區ノ東平野區、(但シ餌差町ノ内元東平野ヲ除ク)ヲ加ヘタル地域	南區	舊南區大區	同上	同上	同上	同上	同上	同上
北區	舊北區ノ安治川區ヲ除キ舊西區ノ西九條區春日出區ヲ加ヘタル地域	北區	舊北區大區(其分區、安治川區ヲ除ク)、櫻ノ宮區ノ北區大區ニ屬セザル區域、都島區、濱美區、曾根崎區	同上	同上	同上	同上	同上	同上
南區		難波區	難波區、木津區、今宮區、西濱區	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		天王寺區	東平野區(餌差町ノ内元東平野ヲ除ク)、天王寺區	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		北區	舊北區大區(其分區、安治川區ヲ除ク)、櫻ノ宮區ノ北區大區ニ屬セザル區域、都島區、濱美區、曾根崎區	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		玉川區	上福島區、下福島區、西野田區、其分區、西九條區、春日出區	同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考 區域は學區財產區の區域に依る

以上の如き過程を経て舊市を八區に、新市を五區に、合計十三區に分ち大大阪市としての第一歩を愈々茲に踏み出す運びとなつたのであつた。



### 三 選舉區の歸屬

**衆議院議員選舉區** 編入當時選舉區に關する問題が論點となつたが、就中最も重要なのは衆議院議員選舉區及び市會議員選舉區の問題であつた。即ち衆議院議員に就いては衆議院議員選舉法第四條の規定があるので、市域の擴張があつても差し當り現任議員の資格に何等影響を及ぼす所がなかつたが、編入町村及び殘存町村の區域を今後何れの選舉區に歸屬せしむべきかは相當の問題となり、編入地域の決定にも重大な關係を有することになつた。即ち當時の大阪府の衆議院議員選舉區を見るに、全府下は六區に分割せられ其の地域別及び定員は左の如くであつた。

第一區	西區	三人	第四區	東成西成兩郡	四人
第二區	南區	三人	第五區	三島、豐能、南河内、中河内、北河内五郡	四人
第三區	東及北兩區	四人	第六區	堺、岸和田兩市及泉南、泉北二郡	三人

此の中問題となつたのは第四區であつて、第四區は東成、西成兩郡より成り定員四人を選舉するのであるから、兩郡の地域を市に編入する場合はともかく、其の一部を大阪市に編入するとすれば、編入町村及び殘存町村の選舉區の歸屬如何に就いて困難なる問題を生ずるのは免れざる所であつた。

選舉法別表に據れば選舉區は十年間之を更正せずとあり、中途で之を改正することを許さないから、行政區劃の變更のあつた場合、選舉法別表と新行政區劃との間に何等かの調和點を發見しなければならぬのであるが、其の役目を勤むるものは大正十年法律第六十四號であつて、其の條文は左の如くである。

郡ノ區域ニ變更アルモ衆議院議員選舉區ニ關シテハ仍從前ノ區域ニ依ル、但シ一選舉區内ニ於ケル郡ノ區域ニ變更アリタルトキ又ハ市町村ニ境界ノ變更アリタル爲郡ノ區域ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

そこで今回の編入に對する本法の適用を考へると、市制の建前からすれば町村は大阪市の地域に編入せられたのであるから、單に大阪市の境界變更として同法但書の適用を受けることになるが、一面此の市域擴張と共に編入地區には新に五區が設けられたのであるから、單なる市の境界變更として同法但書の適用を受くべきものとは云はれない。即ち衆議院議員選舉法は市制第六條の市に就いては、其の區を以て他の一般都市と同様に取扱ひ、市それ自體を直接考慮してゐない、それ故に大正十年法律第六十四號の適用に就いても、大阪市を單なる市と見ることは出來ず、矢張大阪市の區を以て同法但書に、所謂市と見做して同法の適用如何を考へなければならぬ。され



ば東西兩成郡の全町村を大阪市に編入し、それと同時に此の地域に新行政區を設置する時は、大正十年法律第六十四號の本文に依り新行政區は尙ほ從前の區域に依り、大阪府第四區選舉區として議員の選舉を執行することが出来るのである。而してそれは選舉法施行令第三十四條「衆議院議員選舉法ノ別表ニ掲グル以外ノ市(區)ハ其ノ設置前屬シタル郡市(區)ノ屬スル選舉區ニ包含スルモノトス」との規定からも推測し得らるゝのである。併しながら若し東西兩成郡の全町村を編入せずして一部町村を残存せしむる時は、茲に厄介な問題に逢着することになるのである。斯かる場合新編入町村は大正十年法律第六十四號に依り、第四區選舉區に歸屬するのであるが、編入漏れとなつた町村を如何に取扱ふかに就いては、問題はさう簡單に決する譯に行かない。今残留町村が相當の人口を有して新一郡を造る事を得る場合は、此の新區と新郡を以て依然第四區選舉區たらしめ得るのであるが、若し残留町村が狭小であつて新一郡と爲すべく餘りに小さい爲め、之を隣接各郡に併合せしむることゝなれば其の併合郡は町村の舊所屬郡の如何に依り選舉區を異にすることゝなり、選舉區は郡市を單位として形成せしめると云ふ觀念に對し一種の畸形兒を生ずる結果とならざるを得ない。

當時大正十年法律第六十四號の適用に就いては別途の解釋として同法但書後段に、所謂市町村の境界變更とは、正文通り市町村に關してのみ適用すべきものであり、市制第六條の市の區に關しては全く適用なきものであるとの議論もあつた。此の説に依れば今回の編入は單に大阪市の境界變更であるから、同法但書後段の適用に依り編入町村は選舉區劃に於ても大阪市の歸屬するものであると云ふ結論に達するのであるが、此の場合に於ても矢張り其の解釋に就いて疑義を生ずることゝなるのである。即ち編入町村を大阪市の歸屬せしむる時は之を大阪市の第一、第二、第三區の中、何れの選舉區に編入せしむべきか。又残留町村のみを以て一郡を構成して從來の第四區選舉區たらしむる場合には其の包擁する人口が少いときは、此の小數の選舉人をして不相當なる數の議員を選舉せしむることゝなり甚しく不合理な結果を見ることゝならざるを得ない。

當時普通選舉制に依る選舉法の改正が立案されつゝあつたので、關係者は新選舉法立案以前に本市の編入問題を解決し、其の編入區域及び新設區の名稱を決定し、新行政區劃を新法に織込まんとする考へを有してゐたのであるが、種々の問題の爲めに其の決定が遅延し、それが實現せられずに終つたが、若し東西兩成郡の一部町村を残存した時は、全く其の處置に窮することになつたのである。幸にして東西兩成郡を市に全部編入し新編入地域のみを以て新行政區を設置したので、衆議院議員の選舉區の問題も無事に解決したのであつた。



尙ほ之と關聯して舊市の増區に就いても同様の問題が起つた。それは選舉法別表を十年間改正せざることに行政區劃の變更との關係である。尤も市には郡に於けるが如き特別法もなく、前掲の選舉法施行令第三十四條が唯一の救濟手段として見出されるのである。即ち新設市(區)は其の設置前屬したる郡市(區)の屬する選舉區に包含されることとなるのであるが、併し偶々大阪市舊市域の増區は單に舊一區の中に新一區を分立せしめたのではなくして、新區の中二、三は選舉區を異にする舊二區より成れるものもある爲め、單純に此の條文を適用することが出来ない。茲に於て餘儀なく増區に先つて新區の設置に便するやう關係舊區間の境界變更を行ひ、増區後に於ける選舉法施行令第三十四條の適用に遺憾なからしめないやうにせねばならなかつたのである。そこで市に於ては新區は各々舊區を母體として、其の母體より分立すると云ふ形式を整へ、各新區の選舉區は其の母體區の選舉區に屬せしむることとして此の問題を解決したのであつた。

**府會議員選舉區** 府會議員は市會議員の如く特に條例に依つて定數を増減することなく、純然たる人口數に依つて定數一定し、其の各選舉區に對する配當も人口數を基準としてゐる爲め、市域の擴張に際しても別に問題となることはなかつた。仍て茲には唯選舉に關係ある條文の主なるものを掲ぐるに止めて置く。

府縣制抄

第四條 府縣制第五條ニ依り各選舉區ニ於テ選舉スヘキ府縣會議員ノ數ハ人口ニ比例シテ之ヲ定ムヘシ

第五條 新ニ市ヲ置キタル爲之ニ配置スヘキ府縣會議員ハ從前其ノ市ノ屬シタル選舉區ヨリ選出シタル議員ノ中ニ就キ府縣知事抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、但シ市ニ住所ヲ有スル議員アルトキハ其ノ議員ヲ以テ市選出ノ議員トス若シ市ニ住所ヲ有スル議員市ノ配當議員數ヨリ多キトキハ其ノ議員ノ中ニ就キ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

たゞ市域擴張の結果として府會議員の市郡部の所屬に次の通り激變を生じ、從來の如き政情を維持することが出来なくなつたので、之が府經濟の三部制廢止の問題に拍車を掛けることとなつたのは注目に値する。

府會議員定數比較表

	市	郡	部	計
市域擴張前	二	三	〇	五
市域擴張後	三	一	九	五
増	△	△	△	一
減	一	一	一	一

**市會議員選舉區** 市會議員選舉區及び定數の問題は、編入豫定期直後六月の市會議員改選期を控へ、編入各町村に於ても最も重要視せられ凡ゆる會合に於て盛に論議せらるることになつた。



即ち市會議員は府會議員と異り、市制第十三條第四項に依り市條例を以て其の定數を増減する事が出來、而も市制第六條の區に於ては同法第十六條第三項に依り、區を選擧區として其の定數を條例に依り規定することとなつてゐるが、各選舉區に對する議員數配當の標準に就いては法規中に明示せられてない。従つて如何にして配當の公正を期すべきかと云ふのが當時に於て最も重要な問題であつた。

之に就いて編入兩郡の希望は次の如くであつた。

西成郡 市會議員配置ハ新區ト舊區トニ論ナク市制ノ原則ニ基キ人口ヲ標準トシテ定ムルコト  
東成郡 大正十三年十二月三十一日現在ノ人口ニヨリテ議員數ヲ配當セラレタキコト

而して今假に人口のみを標準とし特に員數を増減することゝすれば總定數は左の如くなる譯であつた。

大正九年國勢調査人口に依るとき	八十名
同 十二年末人口に依るとき	八十四名
同 十三年末人口に依るとき	八十八名

併し乍ら議員定數を此等の中の最大數八十八名とするも舊市從來の六十六名を減少することは許されない實情にあつたので、若し其の儘とする時は新市割當數は僅かに二十二名となり、舊市

と比較して餘りに懸隔が多い。そこで之を決定することに就いて非常な苦心が存したのであるが、往年熊本、名古屋、福岡各市の擴張に際し、將來に於ける急速なる人口の増加を見越して、人口比例數より六名乃至八名の議員を特に増加した例があるので、本市でも之に倣つて八十八名を九十二名に増員し舊市六十六名、新市二十六名とする案を立てたのである。幸にして兩郡關係者も之を容れ、内務省の諒解を得たので難なく之を實現し得たのであつた。次に之を新舊兩市の區に對して如何に配置すべきかも、兩郡各々前記の如き要求を持出してゐるので相當其の解決が困難であつたが、當時は公民權の資格要件中に「二年以來其ノ市ノ直接市税ヲ納ムルモノ」なる納税資格が存して居つた爲め、單に人口數にのみ依ることは却つて妥當を缺く嫌があつたので、舊市に於ては人口に納税額を稍加味し、新市に對しては單に人口に依ることゝして各區の配當數を決定し之亦圓滿なる解決を見たのであつた。

市制抄

第十三條 第二項 議員ノ定數左ノ如シ

五 人口三十萬以上ノ市四十八人

人口三十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口十萬、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬ヲ加フル毎ニ議員四人ヲ増加ス  
議員ノ定數ハ市條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得、



議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非レハ之ヲ増減セス、但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タル時ハコノ限りニ非ス

第十六條 市ハ市條例ヲ以テ選舉區ヲ設クル事ヲ得、二級選舉ノ爲ノミニ付亦同シ

選舉區ノ數及ヒ其ノ區域竝各選區ヨリ選出スル議員數ハ前項ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

第六條ノ市ニ於テハ區ヲ以テ選舉區トス其ノ各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

#### 四 學區の設置

**學制統一問題** 本市接近町村の編入問題が實際問題として世論に上つた際、之に關聯して大阪市多年の懸案たる學制統一問題は、之を機會に各方面に於て再び盛に論議せらるゝこととなつた。併し編入問題に關して各方面に亘り愈々具體的調査が進むにつれ、學制統一問題を編入問題と聯關せしむるのは問題を複雑化し、却て編入自體の解決を困難ならしむるものであることが明となつた。それは市の編入計畫は舊大阪市民の負擔に急激の變化を及ぼすことのない建前の下に企劃せられたのであるが、今編入と同時に學制の統一を斷行することになれば、一時に舊市民の負擔を増大する懸念があつたからである。從來舊市の學區に於ては教員給は市費に依り支辨せられてゐたのであるが、接近町村の編入が實現せらるゝことになれば、新編入區域の教員給も市費支辨

となるのが當然であると思われ、而も新市に於ては急激なる學童の増加の爲めに、小學校増築の急に迫られつゝある際なので、學區を市に統一して全部を市費支辨とする時は、新市に比して比較的富裕なる舊市民は、新市の教員給を負擔したる上に更に莫大なる小學校の設備費をも負擔せざるを得ない。之は舊市民に取つて確に一の脅威であつた。斯かる狀勢の下に編入を行はんか、舊市民の反對を誘致すべきは想像に難くない。舊市のみ學區統一ですら負擔の關係からして富裕區の區民がそれを悦ばないのに、新市にまで學區の統一を及ぼすことになれば、富裕區としては心中危懼の念あるは無論のことである。一方町村税の重要税目にして教育費の財源たる家屋税制に就いては幾多の缺陷があつたので、其の缺陷を匡正する爲め大阪府に於て家屋税調査委員會を設け之が改善策を考究中であつたので、此の點から見ても學制統一は一時延期し其の成案を俟つて行ふべしとの意見が有力となつた。

茲に於て編入問題の最後の準備打合會たる大正十三年十二月初旬の市町村長協議會に於て、町村側の學制統一斷行の要望に對し、大阪市長は同問題は大阪市に於ても希望する所であるけれども、此の際接近町村の編入と併せて斷行することは困難である、唯後日速に之を斷行して期待に副ふべき旨を述べ、町村側も亦之を強要する事なくして止んだことは別項記載の如くである。



學區設置問題 次に然らば新編入區域に學區を設置するとせば、如何なる區域別とすべきかの問題を生じたのであるが、此の問題を解する爲めには當時東西兩成郡に於ける小學校教育事業の全貌を見る必要がある。左の統計は恐らく最もよく之を物語るものであらう。

編入町村小學校調

町村名	校數	兒童數	教育費			計	課家屋稅率	教育債調	
			經常部 當經費	臨時部	計			起債額	未償還額
傳法町	一	一、三八八	三、〇五四	二、六六六	一、二〇〇	三、七、一六四	二、八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
鷺洲町	五	五、三九四	一、九、二八	二、九、五〇	一、一、二〇	一、九、一、二六	三、三、三〇〇	二、〇〇,〇〇〇	二、〇〇,〇〇〇
中津町	二	三、一九八	七、〇七	二、四、〇八	四、一、五	二、二、二、五	四、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇、〇、〇
豐崎町	五	八、六六三	二、六、四五	三、三、七四	五、一、九五	二、五、七、四〇	三、一、〇〇〇	三、五、〇〇〇	一、六、五、〇〇
今宮町	五	八、七七一	二、六、五三	二、四、六七	八、五、〇	三、五、〇、六三	四、六、〇〇	四、三、〇〇〇	三、三、八、四、七、六
玉出町	三	二、四三三	八、七、四三	三、五、三、四七	三、〇〇〇	一、七、四、三三	四、五、〇〇	一〇、一、五〇〇	六、一、四、五
粉濱村	一	一、三〇二	三、三、三六	二、七、九、九	一、一〇	三、六、三、八	二、七、〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
津守村	二	八、七	四、三、三三	五、四、三三	一、	四、三、三三	一、五、〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
西中島町	一	二、三〇〇	四、八、八三	一、九、一〇〇	七、〇、七〇	五、九、九三	七、八〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
豐里村	一	四、六	七、〇〇〇	一、六、八、七	一、	七、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
大庄村	一	二、七三	四、六、八	一、七、三、五	一、	四、六、八	四、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
新島村	一	四、九	九、九、九	二、二、三	五〇	九、九、九	二、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇

學區の設置

町村名	校數	兒童數	經常部 當經費	臨時部	計	課家屋稅率	起債額	未償還額
北中島村	一	七、〇〇	一、八、八八	三、五、二、六一	二、〇、〇〇〇	二、四、五〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
神津町	一	二、五六一	四、〇、〇三	七、一、九〇	五、〇〇	四、七、〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
歌島村	二	一、一九一	三、六、三三	二、六、五九	一、	四、六、〇〇	七、二、〇〇	三、一、〇〇〇
千船町	二	二、三三三	五、七、九	二、四、〇、九〇	一、一〇	四、五、〇〇	二、三、〇〇〇	三、三、〇〇〇
稗島町	一	一、六三三	三、二、七四	二、二、三三	一、	五、五、〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
福村	一	四、八六	七、七、四	一、五、八、七二	一、	六、二、五〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
川北村	一	三、七	七、二、四〇	二、三、一、四一	一、	九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
西成郡計	三〇	四、七、八三	一、三、九、七二	二、六、五、五	一、二、三、七、五	一、三、三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
天王寺村	六	五、四、五	二〇、一、七、四	七、一、六、三	二、六、八、四八	二、七、〇〇	一、七、〇、〇〇〇	一、七、〇、〇〇〇
生野村	一	一、五九	三、四、八、三五	二、八、九五	一、〇〇〇	三、五、八、三五	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
鶴橋町	三	七、一、五	一、六、四、二四	三、三、六、五	一、〇、八、一七	三、三、三、六五	三、三、七、〇〇	二、二、二、〇〇
中本町	四	四、六、九	二、八、〇、九	二、七、七、七	五、〇、〇〇〇	四、六、五〇	三、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
神路村	一	一、三、七	一、九、六、二	一、五、〇、三	五、〇、四二	四、七、六	二、〇、〇〇〇	九、七、八、三
小路村	一	九、五	一、六、三、四	一、七、八、三〇	一、九、五、〇〇	七、六、〇〇	九、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
城東村	一	二、〇、六	五、二、二	二、六、七、五	二、五、九〇〇	四、六、〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
榎本村	一	一、六、八	一、九、九、五	二、二、八、四	一、九、九、五	三、〇、〇〇	二、四、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇
鯉江町	二	二、三、五〇	六、七、七	二、六、六、四	六、一、七、七	四、六、四、五	四、〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇
榎並町	一	九、〇	二、八、〇、四	三、〇、八、三	一、	二、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇
城北村	二	一、四、八三	四、五、〇、九	三、三、六、四	一、	八、七、〇〇	八、〇、〇〇〇	七、六、一、九、三、五
古市村	一	七、三	一、九、四、五、四	二、六、七、七	一、	一、一、三、〇〇	五、〇、〇〇〇	四、四、二、九、一、五
清水村	一	四、九、四	一、五、八、九二	三、七、〇	一、	一、一、三、〇〇	五、〇、〇〇〇	四、四、二、九、一、五



町村名	校數	兒童數 <small>最近四ヶ年學齡兒童增加數</small>	教育費調			教育債調			
			經常部 <small>兒童一人當經費</small>	臨時部	計	課屋稅 <small>率</small>	起債額	未償還額	
平野郷町	一校	一、九三	三六、四五	二〇、〇三	一、四	四、〇〇	一、〇	一、〇	
喜連村	一	二七三	五、九元	二、七五	一	四、七	一	一	
北百濟村	一	五〇六	一三、一五	二五、九八	一	四、七	一	一	
南百濟村	一	三九〇	七、二四	一八、五六	一	四、七	一	一	
田邊町	一	一、〇五	二六、二九	二六、八〇	一	八、五〇	一	一	
依羅村	一	五三七	二、六八	二、六六	一	五、一六	一	一	
長居村	一	四〇五	一〇、五三	二四、八三	一	四、八〇	一	一	
墨江村	一	一、四九	三、五六	二四、五一	一	六、四〇	一	一	
住吉村	一	八五	二七、四五	三四、〇三	一	五、三六	一	一	
安立町	一	五七	一六、三三	二八、八五	一	一、七六	一	一	
敷津村	二	三二	一四、六三	三九、六七	一	四、九〇	一	一	
平野郷町外(高等)一校	一	一	一	一	一	最低六、〇〇	一	一	
東成郡計	元	三、六五	九、七九	一、〇三、八八	三、九七	四九、六二	一、四、五、四九	一、〇〇、七〇	八三、七、七
合計	五	八、七	三、七五	二、一五、五九	三、八〇	六三、三六	二、七、七、九五	一、三、八、三〇〇	一、九、五、一〇、九

備考 イ、本表中には高等科に關する分を含む

ロ、最近四ヶ年學齡兒童增加數は大正十三年兒童數の大正九年兒童數に對する増加數を示す

ハ、設備調は大正十三年四月末、教育費調は大正十三年度豫算、負債調は同年九月末現在を示す

即ち當時東西兩成郡に於ては七十五校の小學校があり、八萬三千七百餘名の學童を收容し其の

教育費年額二百七十八萬七千餘圓に上つたのであつた。そこで之に就いて兩成郡は最初市町村長協議會(別項記載)を催した時に各々左の條件を持出したのである。

- 西成郡 學制ノ統一ハ是非共コノ際斷行スルコト、萬一此ノ際直ニ實行不可能ナリトシ、行政區ヲ以テ一學區ト爲ス場合ニハ學制ノ統一實現ニ至ル迄、新市ニ屬スル學校増設費ハ、市ノ一般經濟ヨリ支辨スルコト
- 東成郡 速ニ學制統一ヲ斷行セラレタキコト、學制統一ニ至ル迄ハ現在ノ町村ヲ以テ一學區トシ、教育費中教員給市費支辨ヲ控除シタル殘餘ノ教育費ガ大阪市全體ノ教育費平均額ニ對シ超過セル場合ハ其ノ超過額ハ市費ヲ以テ支辨セラレタキコト

然るに協議半にして兩郡の間に左の協定案が成立したのであつた。

- 協定條件 學制統一ヲ斷行スルコト、ソレ迄ハ一行政區ヲ一學區トスルコト、町村ノ基本財産ハ舊町村ノ財産トスルコト。
- 負債ハ不均一ニ町村民ニ賦課スルコト、設備費ハ市費支辨トスルコト

學區統一に至る中間制度として、新編入區域の學區を如何に設置すべきか。當時當事者間に於て考慮せられたのは左の四案であつた。

- 第一案 被編入町村ヲ各町村毎ニ一學區ト爲スモノ
- 第二案 二、三ヶ町村毎ニ町村組合ヲ作ラシメ之ヲ一學區ト爲スモノ
- 第三案 分割セラレタル編入區域ノ行政區毎ニ一學區ヲ設クルモノ
- 第四案 東西兩成郡ヲ一學區ト爲シ市ガ直轄スルモノ



第一案は即ち最初東成郡側の主張したるものであつて、前表所掲の如く各町村に富裕なるものと然らざるものとあり、負擔の不均衡を其の儘學區に持越さんとするものであつて、餘りに從來の事情に囚はれ統一の精神を没却するの譏を免れなかつた。第四案は全然今次の學區設定が中間制度なることに着目して考案せられたのであるが、一市域の中に尨大なる直轄學區と、狭小なる非直轄學區との併存を認めたるは如何なるべきかと云ふのが疑問であつた。第二案は餘りに姑息である爲めに問題にならず、結局第三案の行政區單位が最も妥當であるとせられたのである。然るに之より先、監督官廳たる府に於ては此の何れにも依らざる別案を立て、編入區域の町村の學校に對しては別記明治三十四年勅令第九十七號「市町村ノ廢置分合等ニ因リ消滅スベキ學校幼稚園及兒童教育事務委託ノ存續ニ關スル件」を適用して一時之を市の直轄に移し、規定の一年内に於て各種の利害得失を調査したる上、學制統一を斷行すべき意嚮を表明したのであるが、内務省は文部省の反對に拘らず此の勅令は既に消滅せることを主張し、若し消滅せずとするも一市域内に學區ならざる區域と、學區とを併存するのは妥當でないから、新編入區域の學區は行政區を單位とすべきものである旨を明にしたので、遂に新市域の學區設置に就いては第三案が實現することになつたのである。前述の各主張は先づ尋常小學校に就いて論じられたのであるが、高等小

學校、尋常高等小學校の高等科、實業補習學校、小學校に類する各種學校、幼稚園に就いても各種の議論を生じたのである。併し何れにしる一時的の中間制である爲め之に準ずることとし、市の告示に依り各町村の區域の屬する尋常小學校の學區を以て其の負擔に任ずることとした。

次は行政區を單位とする時之に伴ふ兩成郡の財政的條件を如何にすべきかの問題であつたが、東成郡は町村單位として課率の舊市平均超過額の市費支辨を主張し、西成郡は行政區單位として設備費の市費支辨を要求し、後には兩郡一致して、設備費市費支辨を持出して來たことは前述の如くであるが、併し設備費は新市の學童増加數に照らして相當の多額に上る見込であり、教員給市費支辨の當然豫想せられる、際、設備費までも市費を以て支辨することは市の財政上許さざる事情にあるので、協議會席上に於て市當局は唯考慮すべきを述べたに止まり、何等公約する所がなかつた。

次は新學區に於ける家屋稅賦課方法と學校債の引繼の問題であるが、家屋稅賦課方法に就いては一方には學區内各町村の均一賦課說に對し他には不均一賦課說があつた。併し前者は學區を行政區單位とせる以上あまりに姑息であると云ふので均一賦課と決したのである。又學校債は學區の負債能力に疑義があるので實質上は學區の負擔であるが名目上は市の負債とし、引繼いだ學校



債の元利相當額を納附金として學區から市に納附せしめ、市は之を財源として學校債を償還する形式を取つたのであつた。

### 五 負擔の調和

**町村費と町村税の實體** 本市の接近町村が財政上の窮乏から脱すると云ふことは大阪市編入の最も大きな理由であつた。即ち大阪市は年々急速に發展する産業力を背後に擁してゐたので、市の財力には相當の餘裕があつたが、町村側殊に市に密接した所謂場末の町村は年々移住者が激増して學校設備等の爲め町村費は益々膨脹して行くのに、移住者の多くは負擔力に乏しく勢ひ永住者に高率の課税を爲し、又連年の起債に依つて辛うじて補ふの外なく、町村財政の前途は甚だ憂ふべきものがあつた。従つて東西兩成郡の編入は大阪市の全面的發展に應ずる一面、斯かる町村の財政的破綻を救ふ重大な意義を有つてゐたのであるが、市から見れば反對に負擔轉嫁の虞なきを得なかつた。勿論大阪將來の爲めには編入斷行に依る一時的の負擔の加重は忍ばなければならぬが、さりとて市財政の行詰りを生ずることがあつてはならない。之が爲め市當局は勿論、監督官廳に於ても編入の立案に當つて再三慎重な調査を重ねたのであつた。

當時町村財政は次表の如く普通經濟五百二十九萬餘圓、特別經濟二百五十九萬餘圓、其の合計七百八十八萬餘圓であつた。普通經濟としては教育費が大半を占め、役場費と公債費が之に次ぐと云ふ有様で、特別經濟の殆んど全部が上水道費であつた。換言すれば町村財政は學校と役場と借金の爲めに苦しんでゐたのであつた。

町村財政調 (大正十三年度原豫算)

市町村名	歳入(出)豫算總額		特別會計(水道費、公設市場費) (水道費、救済資金)
	普通經濟	特別經濟	
傳法町	一四七、四三三	一四五、四三三	
鷺洲町	三六〇、〇九七	三三五、〇五二	特別會計(水道費、公設市場費)
中津町	二〇三、七五四	九〇、四〇四	同
豊崎町	四六五、五七七	四八三、九〇六	同
今宮町	五八、六四一	三三〇、〇一〇	七六、六五一
玉出町	一九六、八三〇	六、五二二	二五八、三〇三
粉濱村	七四、五三八	六三、〇〇〇	一七、五三八
津守村	二〇、三〇〇	一	二〇、三〇〇
西中島町	一八、五八一	一九、六六五	特別會計(水道費)
豊里村	一五、七三二	一	一五、七三二



市町村名	歳入(出)豫算總額		特別會計
	普通經濟	特別經濟	
大 道 村	一〇、八四四	一〇、八四四	
新 庄 村	一九、五〇四	一七、三六〇	特別會計(社會事業費)
中 島 村	六四、〇九五	一七、〇四五	特別會計(水道費)
北 津 村	一五、八〇〇	一七、〇四六	同
神 津 村	六六、七五四	六六、七五四	同
歌 島 村	二八、二九三	二五、二五六	同
千 船 町	七四、四七	七四、四七	同
稗 島 町	一六、六六五	一六、六六五	同
福 島 村	一五、三二六	一五、三二六	同
川 北 村	二、七三三、八〇〇	四、二二、九七	(北岸部水道費)
西 成 郡	四四、〇五九	六六、四四九	特別會計(水道費)
天 王 寺 村	八〇、六五	一四、八三六	同
生 野 村	四八、〇三	七九、〇六	同
鶴 橋 町	二四、三三七	三六、〇四	同
中 本 町	四、六三	四、六三	同
神 路 村	七〇、九五	一三、五三	特別會計(水道費)
小 路 村	三三、八六七	三五、八六七	同
城 東 村	四、七六	二四、八〇六	特別會計(水道費)
榎 本 村	二八、一〇〇	四六、八六四	同
餘 江 町			

此の經費を支辨する爲めに町村民の負擔してゐた町村税を見るに、一人當の負擔額は最高八圓

榎 並 町	五、三四五	二〇、六六六	八〇、三	同
城 北 村	一三、四九八		一三、四九八	同
古 市 村	五、八三三		五、八三三	同
清 水 村	三、六四三		三、六四三	同
平 野 郷 町	一三、三六一	八六、九〇四	二〇、二八五	特別會計(水道費)
喜 連 村	一三、三六八		一三、三六八	同
北 百 濟 村	二七、二四		二七、二四	特別會計(水道費)
南 百 濟 村	二七、一五		二七、一五	同
田 邊 町	六四、五一	一〇六、〇〇〇	一七、〇六一	同
依 羅 村	二四、六四三		二四、六四三	同
長 居 村	三三、八四四		三三、八四四	特別會計(水道費、地區整理費等)
墨 江 村	九五、四三七		九五、四三七	特別會計(水道費)
住 吉 村	一三、七四三	三九、三〇〇	一六、〇六二	特別會計(水道費、地區整理費等)
安 立 町	二七、六五		二七、六五	特別會計(水道費)
敷 津 村	三三、二六八	一三、六四〇	四、九〇八	特別會計(水道費)
東 成 郡	二、五五〇、九七	一、二二、四一六	三、七七、三三三	
東 西 兩 郡 計	五、二九三、七七	二、五九〇、五七三	七、八四、三三〇	
大 阪 市	二八、九〇、六五	一六、二七五、七九	一、五、二五、三三四	歳入超過七一〇、六八〇圓



六十一錢、平均四圓九十錢であつて大阪市民の一人當の市税額九圓八十七錢(都市計畫特別税を除く)よりは低い、大阪市民の負擔力は町村民より遙かに高いのであつたから、税率を比較して見ると次表の如く却つて町村税の方が市税の課率よりも高いものが多かつた。

一人當負擔及税率調 (大正十三年度原豫算)

市町村名	一人當負擔額	市町村税率			
		宅地租附加税	其他地租附加税	營業税	所得税
傳法町	三・二四	二八〇	六六〇	四七〇	一二〇
鶯洲町	五・五三	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
中津町	五・五一	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
豊崎町	四・三〇	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
今宮町	五・八四	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
玉出町	四・八二	三三三	八七八	八一〇	一八六
粉濱村	五・九六	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
津守村	四・四三	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
西中島町	五・四八	三九二	九二四	八五四	一九六
豊里村	四・三〇	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
大庄村	五・九一	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
新島村	五・一三	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇

(百分割)

市町村名	一人當負擔額	市町村税率			
		宅地租附加税	其他地租附加税	營業税	所得税
北中島村	三・九五	二二四	五三〇	五〇〇	一三〇
神津町	五・〇一	三〇八	七二六	六七一	一五四
歌島村	六・五五	三一三	七三九	六八三	一五六
千船町	四・五三	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
稗島町	四・一六	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
福北村	六・〇二	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
川北郡	七・二〇	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
西成郡	四・九八	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
天王寺村	五・九〇	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
生野村	五・一三	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
鶴橋町	二・八五	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
中本町	四・四八	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
神路村	三・四六	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
小東村	二・一六	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
城東村	三・七七	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
榎本村	四・六八	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
江本町	四・一四	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
並江町	六・四四	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
城北村	四・〇三	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
古市村	七・三五	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇
清水村	八・二一	三五〇	八二五	七六三	一七五



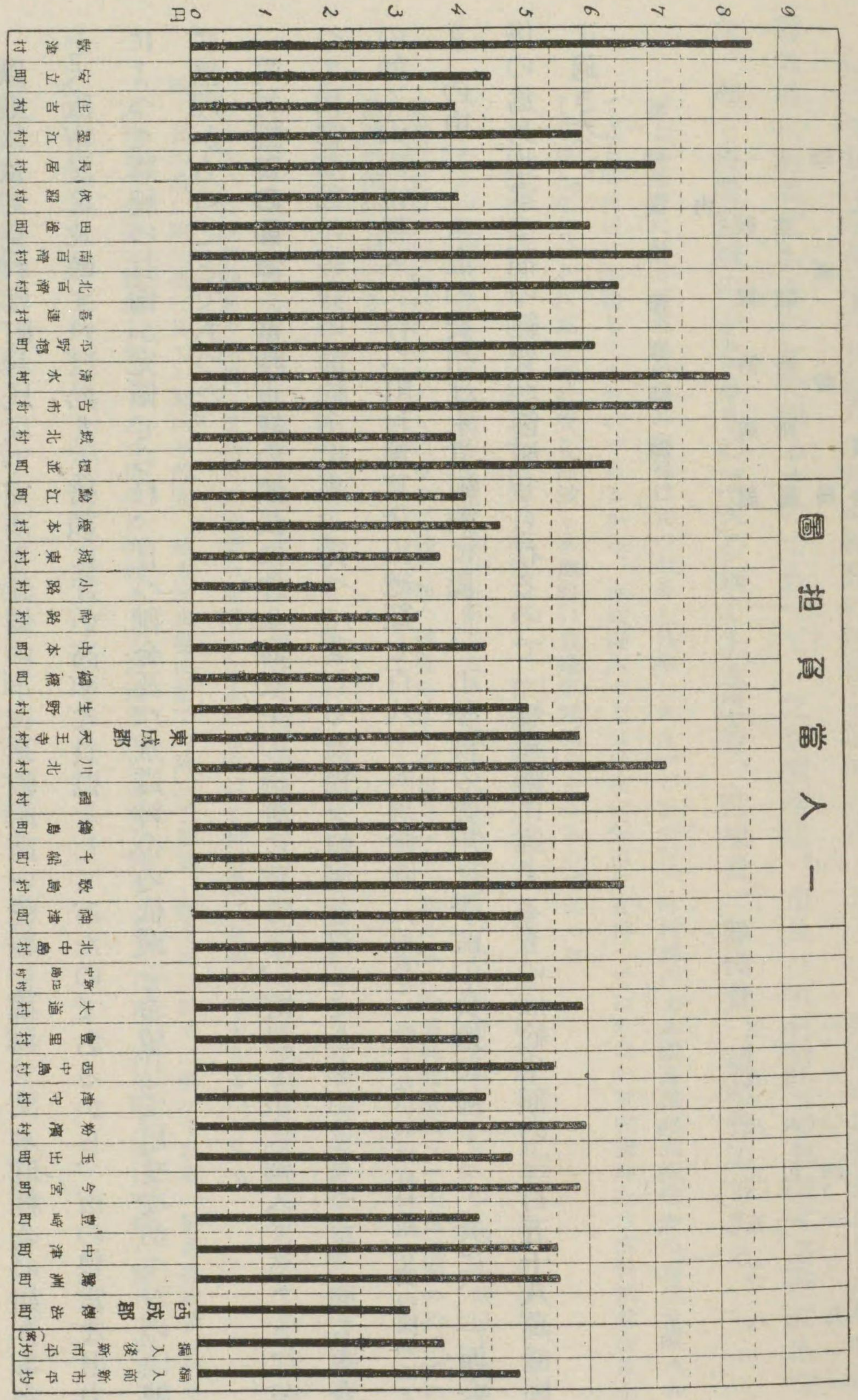
第四章 市域擴張に關する諸問題

二八〇

市町村名	一人當負擔額				税率			
	住宅地租附加税	其他地租附加税	營業税	所得税	家屋税	最高	最低	
市町村名	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	四・二〇			
平野郷町	二八〇	六六〇	四七〇	一四〇	四・七二			
喜連村	二五〇	六〇六	六一〇	一四〇	四・七〇			
北百濟村	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	四・七〇			
南百濟村	四五四	一・〇六九	六一〇	一四〇	七・一三			
田邊町	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	八・五〇			
依羅村	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	五・一六			
長居村	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	四・八二			
墨江村	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	六・四〇			
住吉村	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	五・三六			
安立村	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	一・七六			
敷津村	二八〇	六六〇	六一〇	一四〇	四・九〇			
東成郡	三七八	八九一	八二四	一八九	三・〇〇			
東成郡	四・八二				六・〇〇			
東西兩成郡平均	四・九〇				〇・〇〇			
大阪市	一一・一五	七八五	七四〇	一四〇	四・六六			
大阪市	(九・七)	(七・五)	(五・〇)	(一・四)	(四・三〇)			
市郡平均	八・九八							
市郡平均	(八・四)							

備考 傍記は都市計畫特別税を除いたものを示す

圖 一人當負擔額



負擔の調和

二八一



以上に依て見れば町村民は不完全な設備の下に比較的高い税金を拂ひ、又水道料金の如きも之を大阪市民に比較すれば殆んど倍額に近い高率な負擔をしてゐたのであるから、市の豊富な財力によつて諸般の設備が完備せられ、且つ税金及び水道料金の低減を希望して已まなかつたのは誠に無理からぬことであつた。

**町村經費の節減** 當時市域の擴張に伴ふ財政上の調査に依ると、町村を市に編入することに依つて相當高額の經費の節約が出来、従つて著しく負擔を輕減し得ることが明となつた。即ち次表の如く大阪市編入に伴ひ町村豫算歳出總額七百八十四萬餘圓（前表と一致しないのは町村組合費の關係による）の中、上水道の費用は水道經濟に屬し、小學校の費用は學區の負擔に歸すると共に、一面合併の爲め相當多額の經費が節減せられるので一般經濟に歸するものは約半額の三百五十八萬餘圓に過ぎない。

町村歳出豫算總額		
内		
一 般 經 濟 所 屬	水 道 經 濟 所 屬	學 區 所 屬
編入に因る節減額		
		七、八四〇、六二五円
		三、五八二、五二八
		一、四六九、一一七
		一、一〇四、一三九
		一、六八四、八四一

右の内市域編入に因り百六十八萬餘圓の經費を節減し得ることは、此の市域擴張事業が如何に財政的に必要であるかを物語るものであつて、之が實現は、市及び町村當局の熱望する所であつた。即ち經費節減の主なるものは次の如く上水道費、役場費、警備費、補助費等である。

- 一、上水道費に於て百五萬餘圓の節減は其の中最も目星しきものであつた。町村營の上水道事業は大阪市から原水を買入れて之を町村民に供給してゐたのであるから、市域編入の上は従來大阪市内に支拂つてゐた此の買収費即ち水道料納付金は全く不用となり、それだけ町村費を節減し水道料の負擔が輕減せられるのであつた。
- 二、次は役場費に於て四十三萬八千餘圓の節減である。従來東西兩成郡下には四十餘の町村役場があり、夫々の陣容を整へてゐたが市域編入後は此の多數の町村役場が不用となり、代りに五區役所及び六出張所が設けらるゝのと、一部は上水道事業に吏員が引繼がれることとなるので其の他の經費は全く不用となる。此の爲め役場經費總額百十七萬餘圓の約四割の節減が出来る譯である。
- 三、警備費に於ての十萬六千餘圓の節減が決して少額であるとは云へない。従來町村にありては夫々消防組を設け其の費用を町村費で支辨してゐたが、大阪市内に編入されると特設消防署が設置せられ従來の町村消防組は廢止せられるのである。而かも此の特設消防署の經費は當然大阪府費の支辨となるから町村の警備費は全然不用となるのである。
- 四、其の他に補助費に於て一萬四千餘圓、地方改良費に於て一萬三千餘圓、雜支出に於て二萬一千餘圓、財産造成費に於て四萬五千餘圓の節減となる。之は従來の町村としては沿革的に必要な經費であつたが、市域編入後は事情の變化と財政上の建前が違ふので此の種の支出は大體不必要となるのである。

**町村民負擔の輕減** 以上の如く市域編入に因り町村經費に多額の節減を來す結果として、之に



伴ふ歳入方面にも大きな變化が出来た。歳出の場合と同様に町村歳入の所屬を區分すると次の如く百七十六萬餘圓の歳入減となり、其の内町村税及び水道料金として百七十一萬餘圓の減少となりそれだけ町村民の負擔が輕減せられるのであつて、市域編入が町村民負擔の輕減上如何に役立つかを事實に示すものである。(歳出總額と一致しないのは歳入超過及町村組合費の喰違ひに依る)

町村歳入豫算總額	七、八八四、三一〇円
内	
一般經濟所屬	三、二六二、二〇六
水道經濟所屬	一、七五一、八三八
學區所屬	一、一〇四、一三九
編入に依る減少額	一、七六六、一二七

右歳入減少額の主要なものに就き左に説明する。

- 一、町村税に於て九十八萬八千餘圓を減少する、之は町村税課率の高率なるものが低率なる市税課率となる爲めであつて、税總額に對し二割八分七厘餘の多額に上り市域の編入が町村民の負擔輕減に大なる關係あることを明にしてゐる
- 二、水道使用料に於て七十三萬餘圓を減少する。之は水道使用料總額に對し約四割に當る。從來町村に於ては大阪市から原水を購入して之を町村民に供給してゐた爲め、大阪市に多額の買收費を納付することとなり、それが水道使用料として町村民の負擔となつてゐたのであつたが、市域編入後は此の經費が全く不用に歸するのでそれだけ使用料の低減が行へる譯である。而して實際の取扱としては新市域の住民も舊市民と同一に律せられることとなるので、従前に比し使用料金は約

二分の一に低減せられることとなる

以上の如く市域擴張に伴ひ町村の歳入出は市の各經濟の歳入出となるのであるが、其の結果幾分の過不足を生ずる計算となる。此の狀況を詳細に表示すると次の通りである。

町村豫算轉移調

科 目	原豫算額	市 域 擴 張 後			備 考
		市一般會計 二入ル額	市上下水道 會計二入ル額	學區 移ル額	
財 産 收 入	二七、九八八	二五、三〇八	一	二、六八〇	
使用料及手数料	一、七九、五七七	一七、一、三四	七三〇、六八〇	一、五、八九二	水道使用料は現町村豫算額の二分の一とする
國庫下渡金	三九、七九八	三九、七九八	一	一	
交 付 金	一〇八、六七〇	八六、九三七	一	一	現在税額の二割を減ずるものと見る
補 助 金	七七、六三九	五五、〇九四	一	一八、〇二〇	
寄 附 金	四六、三六一	三〇、二四七	一〇、九六三	五、一七一	
雜 收 入	二八、三六七	二四、六七一	一五、三三二	四六	
納 付 金	四九、三六〇	一	四九、三六〇	一	
財產賣却代	一九〇、五五五	一九、一二五	一	一七一、四三〇	
繰 越 金	八九、一四三	六二、八〇七	一九三、四七	七五、八六八	



第四章 市域擴張に關する諸問題

市域擴張後

科 目	原豫算額	市一般會計 市上下水道 會計三入額	市上下水道 會計三入額	移學 區額	消滅 額	備 考
町村債費	三三,五〇〇	四,五〇〇	三〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一	
町村稅	三,四五,一〇七	一,六四,四九九	三,九六六	七七三,六六三	九八八,〇三元	
其他收入	九〇六	九〇六	一	一	一	
計	七,八四,三三〇	三,三二,二〇六	一,七五,八八元	一,一〇四,二三元	一,七六六,二七	

歲出 經常部

會議費	三三,一五四	一六,〇〇〇	〇	一六,〇〇〇	▲九,七四六	
役場費	一,一五,九六〇	五〇〇,〇〇〇	三三,七四	一	四〇四,二四六	
學校費	二,一四,〇六七	一,八四九,〇六六	一	二九五,〇〇一	一	
衛生諸費	四〇,一四	四〇,一四	一	一	一	
傳染病豫防費	九〇,八八六	九〇,八八六	一	一	一	
地方改良費	一三,九七七	一	一	一	一三,九七七	
勸業費	一〇〇,八一	一〇〇,八一	一	一	一	
土木費	三六,三六七	三六,三六七	一	一	一	
上下水道費	八九,九二六	八九,九二六	一	一	一〇六,二四	
警備費	一〇六,二四	一	一	一	一〇六,二四	
財產費	三六,四七三	一三,七九五	一	二三,三九七	二,二八一	

{市會議員增員費一六,〇〇〇圓  
{學區會費一區三千二百圓計一六,〇〇〇圓  
區役所五ヶ所一ヶ所に付七萬圓、出張  
所六ヶ所一ヶ所に付二萬五千圓とする

財產造成費	二,六七	一〇〇	一	二,六七	
諸稅及負擔	一,六八	二〇〇	一	一,〇二八	
神社費	一,八九四	一,八九四	一	一	
雜支	七九,五七七	五,三九九	一	二,一四	
汚物掃除費	二二,二五	二二,二五	一	一	
救助費	四,四五	四,四五	一	一	
住宅及公設市場費	三五,四五	三五,四五	一	一	
居場費	一三,三九七	一三,三九七	一	一	
墓地及火葬場費	六,三〇七	六,三〇七	一	一	
水道料納付金	一,〇五一,四五	一	一	一,〇五一,四五	
豫備費	一〇四,五五	六,五五三	一	三三,七四	四,一七
其他諸費	八二,八七	八二,八七	一	一	一
計	六,三九,八三	三,二五,九七三	一,一五,三九四	三三六,九七六	一,六二,五二〇

臨時部

負擔の調和



科 目	原豫算額	市 域 擴 張 法			備 考
		市一般會計 ニ入ル額	市上下水道 會計ニ入ル額	學區ニ 移ル額	
役場營繕費	三三、三四〇				
上下水道費	一七、二〇六		一七、二〇六		
建築費	一五、〇一一		四、〇〇〇		
公債費	六五、三三三		一三、五七		
貸付金	五、一四〇				
其他諸費	二六、九六五		四六、九七七		
計	一、六〇、七六二	四六、五五五	三六、七三三	七五、一六三	七三、三三二
歳出合計	七、八四、六三五	三、五二、五八	一、四九、一七	一、一〇四、一三	一、六四、八四二
歳入出過△不足	四、六六五	△三〇、三三三	二八、七二二		八一、二六六

市經濟への影響

然るに一面市域の擴張は市と府との經濟關係に影響する所が尠くなかつた。即ち道路法の規定に依れば町村に於ける國道府縣道の費用は府縣費の負擔であるが、大阪市内の國道府縣道の費用は市費の支辨となるのである。従つて此の市域擴張に伴つて従來大阪府費の支辨であつた國道府縣道の費用にして市域擴張の結果、大阪市の負擔に歸するものが尠くなく、又都市計畫事業に就いても市域編入に伴ひ市費の増加を來すものがあつた。尤も國道府縣道の經費移管に伴つて道路占用料等が新に大阪市の収入となり、又都市計畫事業の移管に伴つて新市域に

對して市は都市計畫特別税を新に賦課することも出來、事業に伴つて収入の増加も生じて來るので此の間の收支關係を表示すれば次の通りであつた。

一般經濟關係

支出の増加	府聯帶豫算中の土木費及び吏員費	三一三、七九四
	郡部豫算中の土木費及び吏員費	一四五、三四六
計		四五九、一四〇
収入の増加	道路占用料	三〇〇、〇〇〇
	報償金	〇〇〇、〇〇〇
	雜收	一、五一〇
	其他	四〇〇、〇〇〇
計		一八一、五一二
差引		二七七、六二八
都市計畫事業經濟		
支出の増加	府聯帶豫算中の國道改修費	八九六、五八七
負擔の調和		二八九



収入の増加

都市計畫特別税の府よりの移管	一八七、一七六
國庫補助金	四四八、二九四
計	六三五、四七〇
差引不足	二六一、一一七

以上町村経費の市に移るものと、府經濟から市費支辨に歸するものとを綜合して考察すれば次の如き結果となる。

一般經濟

市の一般經濟に關係する點を見るに、町村からの收支の移管に伴ふ収入不足三十二萬餘圓と、府經濟からの移管に伴ふ収入不足二十七萬七千餘圓との合計が五十九萬七千餘圓であり、之は市税家屋税附加税の増徴に依つて補填することとする。而して此の増徴額中舊市民の負擔に歸するものが五十萬八千餘圓であるのに、新市民の負擔になるのは僅に八萬九千餘圓に止めることが出来る。

都市計畫事業經濟

都市計畫事業關係に於ては前述の如く二十六萬一千餘圓の不足となる。之は土地増價税に依り補填し得られるのであるが、當時土地増價税の創設に就いては相當困難な事情もあつたので、若し其の成立が困難な場合には都市計畫特別税雜種税に依り補填することとする。此の結果舊市民の負擔は十七萬七千餘圓、新市民の負擔は八萬三千餘圓の増加を來すことになる譯である。

**税負擔の軽減** 以上の如く市域擴張の結果市經濟に相當の影響を齎したが、其の結果一般市税としては五十九萬七千餘圓の増税となり、都市計畫特別税として二十六萬一千餘圓の増税を來し其の合計八十五萬九千餘圓が市域擴張に伴ふ新規増税となつたのである。併し一面合併の結果町村税に於て九十八萬八千餘圓の減税を見るので、結局市域擴張に因り總額十二萬八千餘圓一人當六錢餘の負擔が軽減せられることとなるのである。更に之を新舊市民別に見ると舊市民に於ては六十八萬五千餘圓、一人當五十二錢餘の負擔増加となるが、新市民に於ては八十一萬四千餘圓が軽減せられ、従前一人當四圓九十錢餘の町村税が市域擴張後は一人當三圓七十四錢の市税負擔となり、實に一人當一圓十六錢餘の負擔が軽減せられることとなる。

新舊市民負擔増減調

	編入前		編入後		差引増△減	
	税額	一人當	税額	一人當	税額	一人當
舊市	一四、六五、九三	一・一五七	一五、三七、七三	二・六七九	六五、八三〇	五・五二
新市	三、四五、一〇七	四・九〇六	二、六〇、四一五	三・七四二	△八四、七九二	△一・六三
新舊兩市合計	一八、二一、〇四〇	八・九七	一七、九三、一四七	八・九三	△二八、九七三	△〇・三三



負擔増減明細表

區分	舊市民の負擔	新市民の負擔	計
一般經濟の増税	五〇八、二六〇 <sub>円</sub>	八九、六九〇 <sub>円</sub>	五九七、九五〇 <sub>円</sub>
都市計畫事業經濟の増税	一七七、五六〇	八三、五五七	二六一、一一七
計	六八五、八二〇	一七三、二四七	八五九、〇六七
町村税の輕減	—	△九八八、〇三九	△九八八、〇三九
差引増△減	六八五、八二〇	△八一四、七九二	△一二八、九七二

府三部經濟の廢止と負擔の變化 舊市及び編入町村民の負擔の變化に就いては、市域擴張と時を同じうして行はれた大阪府經濟三部制の廢止を見逃してはならない。從來大阪府經濟は市部固有郡部固有及び市郡聯帶の三部に分たれ、市部、郡部は其の施設に應じて負擔關係を異にしてゐた。此の三部制は府縣制の特例であつて大都市を包含する府縣は、市部と郡部との間に府縣の施設が自ら異り、同一の經濟を以てして負擔の公平を期し得ない云ふ見地から、府縣制定以來大阪府外六府縣に此の特例が施行せられてゐた。併し此の三部制は市部と郡部が財政的に獨立する關係から、統一せる府縣自治の施行に不適當であるのと、市郡聯帶經濟に屬する費用負擔の區分が往々不徹底であるのと、行政施設の重複があつて兎角不經濟に陥り易い弊があつた。而かも

大都市の發展は其の郡部の都市化を招き、既に府縣制の特例たる三部制存置の必要が全く無くなつたばかりか、府縣自治の圓滿を期する爲めにも此の三部制を廢止するのが適當であると云ふ議が相當盛んになつて來た。折柄大阪市域の擴張に依つて從來郡部に屬してゐた東西兩成郡が市部に屬することゝなつたので、大阪府政に於ける市郡の政情に非常な變化を來すことゝなつた。即ち從來郡部選出の府會議員は三十名で、議員定數五十八名に對し過半數を占めてゐたが、市域擴張の結果市部選出議員數は三十九名となり、郡部選出は僅かに十九名に減少するに至るのであつた。此の爲め市部の力が増大して郡部の力が之に壓倒せられんとする懸念を生じた。此の政情の變化は三部制廢止論に拍車を懸け、遂に大阪市域擴張を機として三部制の廢止を斷行するに至つたのであつた。

併し此の三部制の廢止は府經濟上の大變革であると同時に、從來の大阪市民の負擔上に尠からぬ變化を及ぼすので、此の點を特に考慮せなければならなかつた。當時決定された大正十四年度大阪府經濟に依れば次の如く歳出總額一千六百九十一萬餘圓に對し、府稅負擔額は一千五萬餘圓であつて、其の内市部負擔は五百五十四萬餘圓で、郡部負擔は四百五十萬餘圓であつた。之を一人當の稅額に見ると市部は二十圓八錢二厘であつたのに郡部は十五圓五十錢三厘に過ぎなかつた。



大阪府歳出入調 (大正十四年度更正前原豫算)

種別	歳出	歳入	税負担	同上一人當
市部固有	五、七八五、八二五	八、五八一、二九八		
郡部固有	三、八三〇、八二三	五、六九六、九五五		
聯帶	四、二九四、七五九	一、四九九、二八六		
計	三、〇〇五、一一七	一、一三八、九八五		
市部	七、二九九、八七六	二、六三八、二七一		
郡部	一〇、〇八〇、五八四	一〇、〇八〇、五八四	五、五四九、五〇一	二〇・〇八二
合計	六、八三五、九四〇	六、八三五、九四〇	四、五〇七、七八二	一五・五〇三
計	一六、九一六、五二四	一六、九一六、五二四	一〇、〇五七、二八三	

然るに市域擴張の結果、東西兩成郡が大阪市に編入せらるゝことに依つて府經濟に屬した事業の一部が大阪市の事業に移ると、郡部區域の縮少との關係から府財政上に次のやうな變化を生ずるのであつた。即ち府歳出總額に於て六十五萬餘圓を節減し得ると共に、税負擔に於ても六十萬餘圓を減じ得るが、府民一人當の負擔に於ては市部が十五圓三十一錢七厘で、四圓七十六錢五厘を減ずるのに、郡部では却つて一圓八十二錢二厘を増加して一人當十七圓三十二錢五厘となるのであつた。

種別	歳出	歳入	税負担	同上一人當
市部固有	七、〇〇四、六九八	一〇、〇五三、二〇五		
郡部固有	二、九六五、七三六	三、七八二、二五三		
聯帶	四、七四六、二七四	一、六九七、七六七		
計	一、五四六、〇三二	七二九、五一五		
市部	六、二九二、三〇六	二、四二七、二八二		
郡部	一、七五〇、九七二	一、七五〇、九七二	六、四六一、八八八	一五・三一七
合計	四、五一一、七六八	四、五一一、七六八	二、九五七、三九三	一七・三二五
計	一六、二六二、七四〇	一六、二六二、七四〇	九、四一九、二八一	

此の激變を避けるのと、一面二重に渉る行政施設を廢減する爲め愈々三部制の廢止が企畫せられたのであつた。三部制廢止に依れば次の如く府會議費、勸業費、府税取扱費、府吏員費及び圖書館費等で十四萬八千餘圓の府費を減じ得ることとなりそれだけ府税の節減も出来る譯であつた。

種別	三部制廢止後ノ豫算概算	市變更後域ノ豫算概算	差引減
歳出	一六一、一一四、四五九	一六、二六二、七四〇	△一四八、二八一
歳入	一六一、一一四、四五九	一六、二六二、七四〇	△一四八、二八一
税負担	九、二七一、〇〇〇	九、四一九、二八一	△一四八、二八一

それと同時に府税の課率に於て市部郡部が原則として均一の賦課が出来るので、次の如く舊市



部に於ては大體増率となるが、新に大阪市に編入せられた町村及び残存郡部に於ては相當の減税が行はれることとなるのであつた。

府税課率比較表

税目	舊大阪市部			新大阪市トナル町村			残存郡部		
	現在	廢止後	増△減	現在	廢止後	増△減	現在	廢止後	増△減
地租割	3.70	3.50	△.20	3.70	3.50	△.20	3.70	3.50	△.20
地租割(宅地)	3.70	3.50	△.20	3.70	3.50	△.20	3.70	3.50	△.20
營業稅附加稅	2.76	2.76	0.00	2.76	2.76	0.00	2.76	2.76	0.00
所得稅附加稅	0.33	0.33	0.00	0.33	0.33	0.00	0.33	0.33	0.00
取引所營業稅附加稅	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	0.00
鑛業稅附加稅	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	0.00
營業稅	略	略	略	略	略	略	略	略	略
雜種稅	同	同	同	同	同	同	同	同	同
戶數割	3.600	3.410	△.190	3.600	3.410	△.190	3.600	3.410	△.190
家屋稅	1.94	1.94	0.00	1.94	1.94	0.00	1.94	1.94	0.00
國稅一圓に付	0.33	0.33	0.00	0.33	0.33	0.00	0.33	0.33	0.00
義務者一人に付	1.94	1.94	0.00	1.94	1.94	0.00	1.94	1.94	0.00

此の均一の新課率に基いて新税額を算出して見ると次の如く、國稅附加稅には異動なきも府稅營業稅、雜種稅、家屋稅及び戶數割に於て七十八萬六千餘圓の減税が行はれることとなる。

府税收入比較表

税目	原豫算		市域擴張及三部制廢止後		増△減
	原	豫算	原	廢止後	
地租割	1,849,934	1,849,934	1,849,934	1,849,934	0
營業稅附加稅	1,953,102	1,953,102	1,953,102	1,953,102	0
所得稅附加稅	505,528	505,528	505,528	505,528	0
取引所營業稅附加稅	73,501	73,501	73,501	73,501	0
鑛業稅附加稅	242,160	242,160	242,160	242,160	0
營業稅	3,299,407	3,299,407	3,299,407	3,299,407	0
雜種稅	2,133,368	2,133,368	2,133,368	2,133,368	0
戶數割及家屋稅	1,005,728	1,005,728	927,100	927,100	△78,628
計	10,057,283	10,057,283	9,271,000	9,271,000	△786,283

右府税額を舊大阪市部及び新に市域に編入せられた町村と残存郡部に分別して見ると次表の如く、舊大阪に於ては十五萬一千餘圓、一人當十一錢の増税となるが、新編入地域及び残存郡部に於ては九十三萬七千餘圓、一人當五十六錢乃至五十九錢の減税となる譯であつた。

舊大阪市部	原豫算		廢止後		差引増△減
	原	豫算	原	廢止後	
東西兩成郡	5,549,501	5,549,501	5,700,904	5,700,904	△151,403
殘存郡部	1,538,754	1,538,754	1,146,653	1,146,653	△392,101
計	2,969,028	2,969,028	2,423,443	2,423,443	△545,585
負擔の調和	1,005,728	1,005,728	927,100	927,100	△78,628



以上の如く大阪府經濟三部制の廢止は府財政上は勿論府民負擔上の大變革ではあつたが、大阪  
市域擴張と云ふ大事業の完成の爲めに、舊大阪市民は其の負擔の増加を忍んで圓滿なる府市政の  
達成を期したのであつた。

### 六 財産の處置

市の接近町村編入に際しては當然財産處分の問題が起つて來るのであるが、之を如何にすべき  
かは一の難問題であつた、併し本市に於ては此の問題が案外容易に形付いたのであつた。  
編入當時に於ける町村有財産の總額は左表の如くである。

町村有財産調 (大正十三年四月一日現在)

町	現金	銀行又は 郵便貯金		有價 證券	地		建		物		備品見積 價格	消耗品 見積價格	合計
		其他	其他		坪數	價格	坪數	價格	坪數	價格			
西成郡	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
東成郡	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

備考 括弧内は其の中の學校關係の分を示す

而して以上の町村有財産は編入と共に之を大阪市に引繼ぐこととなるのであるが、茲に問題と  
なるのは、動もすれば町村側に於て編入前に町村有財産を濫りに處分し之を浪費することであつ  
た。之は從來各都市の編入に際して常に行はれた例であつた爲め、本市に於ても編入に當つては  
豫め之に備へる所がなくてはならなかつた。由來町村の財産は町村制第四百七條の規定に基づき  
郡長の許可に依り之を處分し得たのであるが、大阪府知事は斯かる場合を顧慮し大正十三年十月  
十日東西兩成郡長に對し左の場合を除く外、町村有財産の處分の許可を爲すに當つては豫め事由  
及び意見を具して府に合議すべきことを命じたのである。

- 一、道路敷地トシテ町村並ニ部落有土地ヲ國ニ上地セムトスルトキ
- 二、非常災害其ノ他重大ナル事件ノ爲メ著シク經費ノ増加ヲ來シ起債又ハ制限外課税ヲ爲ス場合ニ於テ基本財産ノ繰入使用  
ヲ爲サムトスルトキ
- 三、部落有財産ヲ無條件ニテ町村ニ寄附スルトキ
- 四、買戻約款附賣買ニ依リ買得シタル不動産ノ所有權ノ期限ノ到來ニ因リ賣主ノ爲シタル賣買契約ノ解除ニ基キ所有權移轉  
ヲ爲サムトスルトキ

此の點は内務省に於ても警戒したのであつて、十一月十四日の編入内申承認書に附した編入に  
關する四條件の中に之に關して特に「關係町村の財産處分其の他に於て濫費に陥る事なからしむ



ること」と注意を與へてゐる。

而かも町村側に於ては編入前勝手に財産を處分し、俄に用のない施設までも新設擴張して之を市に引繼がんとする傾向が見へたので、大阪府では町村に對する諮問の直後十二月四日再び通牒を發し、公用財産及び營造物を組成せる財産に就いては夫々之を例示して大阪市に引繼がしむることとし、他の財産に限り左の條件に適合する場合のみ其の處分を許可すべき旨を明示したのである。

公用財産 役場(附屬備品共)、巡查駐在所、消防屯所及器具機械

營造物ヲ組成スル財産 校舍及敷地、隔離病舎及敷地、火葬場建物及敷地並葬儀所、町村營住宅及敷地、墓地、公設市場、

圖書館、道路、溝渠、用悪水路、下水道、上水道、溜池、堤塘、浴場、理髮所、屠場

特ニ處分ヲ許可スベキ場合

一、學校ニ關スル負債ノ償還財源ニ充當セムトスルトキ

二、道路、溝渠、用悪水路及學校等ノ新設又ハ改増修費ニ充當セムトスルトキ

三、公益團體ノ事業助成ノ爲之ガ補助費ニ充當セムトスルトキ

四、學校ニ關スル基本財産造成費ニ充當セムトスルトキ

五、溜池其他水利ニ關係アル土地ヲ水利組合ニ寄附セントスルトキ

當時町村側が財産處分に關し如何に或る種の工作を用ひんとして焦慮したかは、大正十三年十

二月初旬の市町村長協議會席上に於て、某村長から府當局に對して公用物を公用廢止の手續を爲さずして處分する便法を質問し、又當日某村長から編入慰勞金を捻出すべく、既に事業財源とせる前年度繰越金の限度迄慰勞金の支出を爲し得るやう財産處分に關して特例を認められたき旨を要求し、府當局から拒絶せられた事實に依つても大方推知することが出來やう。財産處分に就いては各町村當局が多年の努力に依つて畜積せる財産を其の儘大阪市に引繼ぐのは如何にも愛惜に堪えないと思ふのは人情の然らしむる所であらう。併しそれは兎に角多くの町村中には何等かの名目で幾分でも多く利得せんとするものがあり、編入直前の三月に至つて其の處分件數は十月以降の處分總件數の八〇%を占むるに至つた。又町村財産の中、教育財産は學區に歸屬することは十一月二十六日附の市會に對する府の諮問にも現れた通りである。

編入町村の負債額は大正十三年九月末現在に於て總額四百十九萬圓で、其中鶴橋町の五十一萬餘圓、今宮町の四十一萬餘圓が最高であり、粉濱村外十二ヶ町村は反對に全然負債を有してゐなかつた。次に之を起債目的別にすれば左の通りであつて、其の四割七分餘は小學校費に充當せられてゐた。



編入町村負債調

	小學校費	上水道費	住宅及 公設市場費	其他	計
西成郡	1,011,310.33	330,677.91	361,921.55	1,000.00	(1,755,209.65)
東成郡	83,711.77	1,150,357.74	262,621.30	71,350.47	(2,398,170.77)
計	1,955,022.10	1,481,035.65	624,542.85	72,690.47	(4,193,360.47)

備考 括弧内は其の中の學校關係の分を示す

斯く町村によつて負債額を異にするのみならず、全然負債のない町村もあつたので此等の町村では合併前に起債を爲して之を大阪市に引繼がしめんとしたものもあり、又府に於ても從來町村債の起債を極度に抑制せる關係上、此の際餘議なくそれを許可したのもあつたので、引繼當時に於ける町村の負債總額は實に五百六十五萬餘圓に達し、近々四五ヶ月の間に約百五十萬圓の増額を見るに至たのであつた。而して此の内教育負債二百六十五萬餘圓は之を學區に引繼がんと  
の意見もあつたが、學區の負債能力に疑義ある爲め總て之を市に引繼ぎ、學區から納付金を徴して之を償還することゝなつた。

斯く町村の財産は編入と共に教育財産は新學區に他の總ては之を大阪市に引繼ぐことゝし、茲

に無事財産の歸屬を決定し得たことは幸運であつた。左に參考の爲め當時の財産處分の關係文書を掲ぐることにする。

町村宛編入諮問書 (大正十三年十一月二十六日)

大正十四年四月一日ヨリ其ノ町村ヲ廢シ大阪市ノ市區ニ編入シ町村有財産及負債ハ大正十四年三月三十一日ノ現在ニ依リ左ノ通り處分セントス仍テ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

記

- 一、學校並幼稚園ニ屬スル財産及負債ハ其ノ所屬町村ノ區域ニ據置ク、但シ學區成立後其ノ學區有ト爲スコトヲ條件トス
- 二、前號以外ノ財産及負債ハ總テ大阪市ニ之ヲ引繼ゲモノトス

内務省市域變更許可指令 (大正十四年二月二十一日)

町村有財産並負債ハ大阪市ニ歸屬ス、但シ各町村學校及幼稚園ニ關スル財産ハ新ニ市ノ區域トナル區域ニ學區ヲ設クル時ハ各町村ノ區域ノ屬スル學區ニ歸屬ス

財産並負債處分ニ關スル府告示 (大正十四年三月十七日大阪府告示第八十五號)

大阪市ノ市區ニ編入スル町村ノ町村有財産並負債ハ大阪市ニ歸屬ス、但シ各町村ノ學校及幼稚園ニ關スル財産ハ各其ノ町村ノ區域ノ屬スル學區ニ歸屬ス

尙ほ町村組合有財産(全部事務一、傳染病院二、隔離病舎五)に就いては町村制第三百三十二條に依り組合の議決又は關係町村の協議に依り總て之を市に引繼ぐ事となつたのである。



## 七 町村吏員の引繼

市に接近町村を編入するによつては町村吏員の引繼を考へなくてはならぬ。之は七百人の町村吏員が生活及び將來に關する極めて大事の問題である。殊に之は町村側から見ても一層重要な事項であつた。接續町村は大阪市に隣接せる關係上、次第に都會化するのを免れなかつたとは云へ一面半ば農村風の淳朴な氣分が存して居り、町村民と吏員との關係も極めて親睦であり、町村長と部下との間柄も情味の掬すべきものがあつた。然るに一朝接近町村にして市に編入せらるゝこととなれば、狭い區域で獨立自治を樂んでゐた町村は、廣大なる地域に併合融合せらるゝこととなり、吏員對町村民關係及び吏員相互の關係の上に急激なる變化を來たさざるを得ない。之は傳統を誇る町村民として大なる苦痛であるに相違ない。中には編入の結果として失職者も出て來やう。それ故に他のことは已むを得ないとしても、町村吏員の引繼、採用、既得權の確保に依る生活の保障等は、接近町村の編入に際して看過すべからざる問題であつた。

そこで市町村當局の間に於ても眞先に此の問題に就いて考慮してゐたのであつたが、此の問題は前記大正十三年九月十八日東成郡衙に開催せられた「接續町村懇和會」(東西兩成郡町村長を以て組織

する)に「全町村吏員の引繼」「退職料の引繼」及び「退職給與金増額」の件とし現はれたのであつた。其の後編入問題の進展につれて屢々町村長會議の議題に上り、大正十三年十一月十九日西成郡の町村長會に於て同郡の共通的編入條件並に共通的希望事項の決定せらるゝや、町村吏員の引繼、採用及び之が待遇に關する件は重要な要件として論議せらるゝこととなつた(第九項町村の希望條件參照)。次いで東成郡の町村に於ても同様其の共通的編入條件中の重要な一條件として「町村吏員の處置」を決定し之を市に提出したのである。

一方市に於ても時恰かも經濟界不況の折柄でもあり、此等町村吏員を失業苦の渦中に陥れるに忍びざる所であり、希望者に對しては原則として全員を引繼採用するの意嚮を有してゐたのであるが、併し其の待遇上の問題に就いては市と町村側との間に不一致の點があり、大正十三年十二月一日から同月五日に至る五日間大阪府廳に開催された「市域變更に關する市町村長協議會」に於て、東西兩成郡の編入條件及び西成郡の希望事項が討議せられた際、此の問題に就いて市と町村側との間に腹臆なき意見が交換せられ左の如く種々折衝を重ねたのであつた。

先づ西成郡の要求としては「本人の志望により全部市に引繼採用して貰ひたい」と云ふのであつたが、市に於ても之は當然のことであるから義務的に全部採用することに異議はなかつた。併



しそれに就いては第一に問題となつたのは待遇方法に關する點で、町村側の希望としては從來町村に於ける待遇に下らざる待遇をして貰ひたいと云ふのであつた。併し市としては從來町村に於て爲し來つたと同様の待遇を爲すことは不可能である、編入後は事務組織の變更に依つて職名が改まるから待遇も勿論從來通りには行かない。但し勤務先の點に就いては成る可く本人の志望する箇所へ配屬せしむるやうにしよう。又給與の點に就いては現に被編入四十四ヶ町村相互間に於てさへ給料の支給方法に差異があり、其の他の點に就いても町村によつては或は住宅料があり或は筆墨料がある。それから又各町村は編入を見越して總花的に異常の増俸を行つたが、其の昇給の標準も相違してゐるから、町村側の要求するが如く住宅料及び筆墨料をも給料に加算して現給の儘之を市に引繼ぐことゝすれば各町村吏員間に於て既に均衡を失するのみならず、市吏員の給料と比較して其の間に著しく差等を生ずることゝなり、市吏員の事務の能率の上にも支障を來すことゝなる、要するに引繼町村吏員の待遇は名簿、履歷書其の他の調書を見た上で、之を基礎的參考資料として現行市吏員任用規程に依り照査し、慎重審議の上公平に決定するの外ないと云ふのであつて、之には各町村長も同意したのであつた。

次は「退隱料條例、遺族扶助料條例の改正」であるが、之も各町村區々であつて、一部の町村では市よりも退隱料及び遺族扶助料の良い處があつた。そこで市の退隱料、扶助料の二條例を改正し一段高い町村並の待遇を與へよと云ふ要求も出たのであるが、市としては財政上の都合もあり、又市の退隱料條例や扶助料條例は夫々沿革を有つてゐて、直ちに之を改むることが困難であるから町村側の希望を參酌し、適當の時機に於て考慮しようと思ふことゝなつた。又同時に「市吏員退職並に死亡給與金を條例となし、同時に給與額の増加を爲すべし」との要求もあつたが、之も市の財政上の都合もあるから適當に考慮しやうと思ふことゝなつた。次に提出された要求は又「被編入町村に勤続した年月數を市吏員勤続年數に通算せよ」と云ふのである。即ち例へば豊崎、中津、鷺洲と廻り廻つて勤続せる場合と雖も、編入後は一の行政区となるのであるから全勤続年數を通算せよと云ふのである。之に對して市に於ては市と町村との勤続年數の通算は大體之を認むるも、從來東西兩成郡内の町村に於ては轉勤の全勤続年數を通算するのが例となつてゐないから、今次の編入實施により引繼採用する者に對しては其の編入直前に勤務して居つた町村の勤続年數だけを市の勤続年數に通算すると云ふことであり、遂にそれに決した。それに引續き「定員規程を改め書記補、雇を有給吏員にせよ」との要求もあつたが、市の財政上の都合もあり且つ現に市に勤務する雇員の關係をも考慮しなくてはならないからそれは實行困難である。併し決し



て不公平な取扱をしないと云ふことで話が纏まつた。更に「町村に於て既に與へたる退隱料及び遺族扶助料は其の金額に對し負擔の義務を市に於て繼承せよ」との要求に對しては、之は内務省令により市に從前の義務を引繼がなければならぬこととなつてゐるので市は異議なく之を認め、西成郡の共通的希望事項の「五年以上の勤續吏員は重大なる過失なき限り退隱料支給年限迄減首せざることを、尙ほ八年以上勤續の者に對しては本人の志望に従ひ休職の制に依り退隱料支給の方法を講ぜられたい」との希望に對しても亦大體之を容るゝこととなつた。町村吏員の引繼及び待遇に就いての東成郡の希望及び要求は西成郡のそれ以外に何等具體的のものがなく大體に於て西成郡のそれと同様であつたので、別に市側から之に對して意見を述ぶる所がなかつた。其の他尙ほ討議を盡さなかつた點や、個別的の問題に就いては兒玉内務部長の提議により、引繼の際市側と町村側との間に改めて懇談を遂げて決することとなり協議會を閉ぢた。

然るに東西兩成郡の全區域が市に編入せられることとなれば、自然郡役所も廢廳せらるゝこととなるので、之に附隨して郡役所吏員約六十名の引繼及び待遇問題が派生して來たのであつた。此の問題は別に町村吏員問題の如く表面化したものではなかつたが、郡役所々員に取つては重大な問題であつた。茲に於て東西兩成郡長は此の問題に就いて加々美助役と屢々折衝を重ね、市側に於

ても大に同情を表し其の結果市は町村吏員と同様希望者に對しては好意的に全部を引繼採用し、勤務先に關しても亦成るべく本人の希望を容れ、又待遇の點に就いても出來得る限り有利に取扱ふこととなり萬事首尾能く解決するに至つた。

斯くの如く本市の接近町村編入に際し町村吏員の外に、郡役所の吏員迄も市に於て引繼採用し一人の失職者をも出すことなく、無事に此の難問題を解決したことは確に大成功であつた。

## 八 各種公益團體の維持

從來大阪市接近町村に於ては各種公益團體に對して、豊かならざる町村經費の一部を割いて其の維持を續けて來たのであるが、編入實施後はそれが如何なるかと云ふのが問題となつた。そこで町村側に於ては編入の際夫々編入條件として「從來存在してゐる各種公益團體維持の途を購じ市より年々補助金を交附するは勿論、此の際財産の一部を與へて基本金の造成を爲し、以つて之が擴大強化を圖るべく」市に對して強硬なる要求を提出したのであつた。

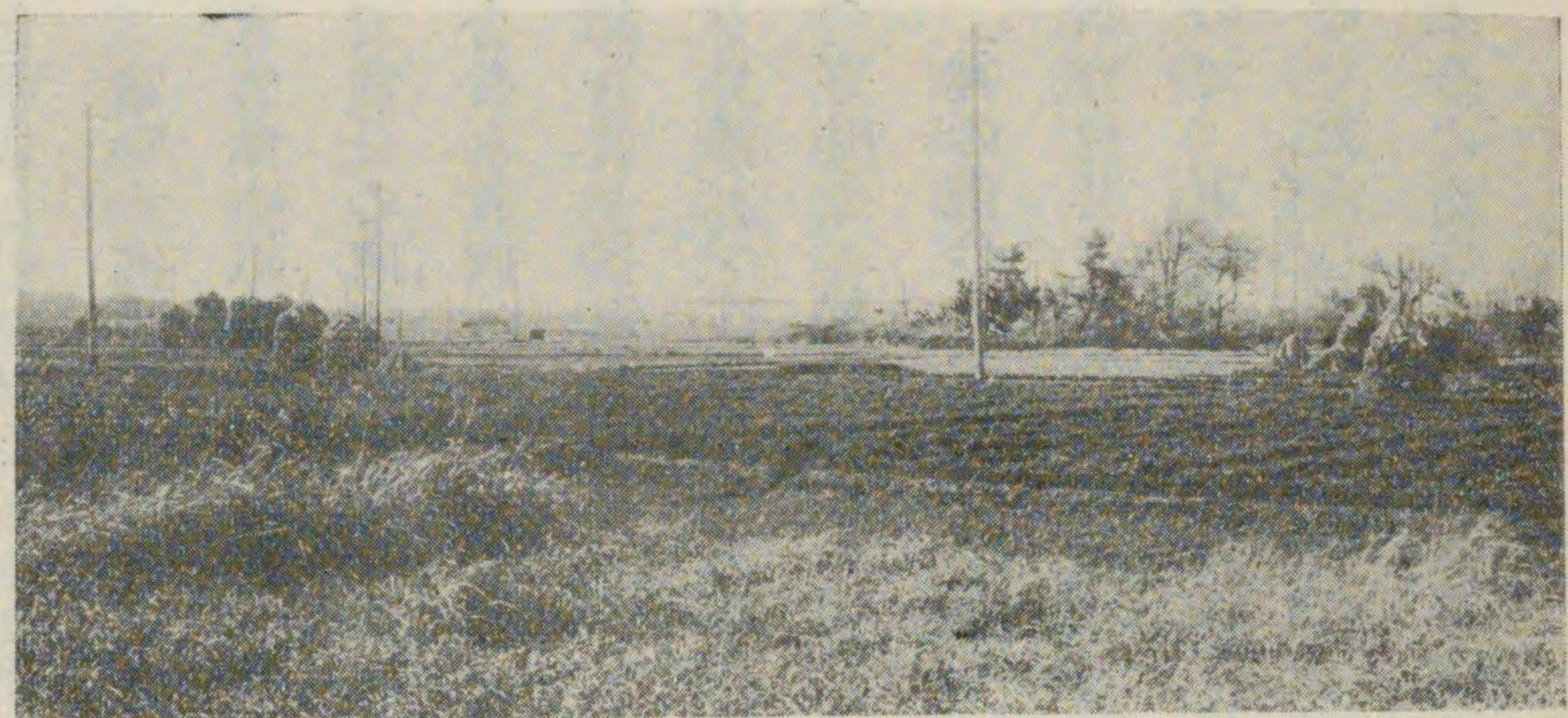
今其の公益團體中主なるものを擧ぐれば左の如くである。

農 會 編入前の東西兩成郡には夫々郡農會があり、各町村にも亦町村農會があつて農業の指



導獎勵、福利増進等に盡して來たのであるが、概して其の規模が小さく尙ほ遺憾の點も少くなかつた。それ故に編入と同時に市農會を設立し之に現在の町村農會を併合して大規模の機關と爲し以て斯業の發展を圖らんとするの輿論が漸時農民間に擴がり、又兩郡町村側の編入條件や、希望事項にも同様の要求があつたので、市に於ても之を諒とし、大正十四年三月二十五日大阪市農會創立總會を開催し、之に對し市より相當の補助金を交付することゝして、將來斯業の指導獎勵に努むることゝした。尙ほ之が經過に關しては次章に於て詳述することゝする。

**水利組合** 水利組合には普通水利組合と水害豫防組合の二つあるが、普通水利組合の維持經營に關しては編入當時別に問題とならなかつた。それは水利組合は其の所要の經費を組合員より徴收し町村から何等補助金の交付を受けてゐなかつた關係上、町村の編入問題に依つて直接財政上の影響を蒙らなかつたからである。編入當時西成郡の管内には、西成普通水利組合を初めとし六組合があつた。西成普通水利組合は郡長の管理に屬し、大正十三年四月漸く成立を見たばかりで組合の負債も多額に上り、且つ事業も可成廣汎なるものであつた關係から、編入後も之を其の儘存續せしむることになつたのであるが、他の五組合は何れも町村長管理に屬し其の區域が狭小であるばかりか、其の地域内の農耕地が次第に工場地化して行く傾向があり、従つて灌漑用として



南 郊 の 農 村

の利用價値は遞減し僅かに下水の排水用に利用せらるゝに過ぎない状態となつたので、此等水利組合を存續せしむる必要なく、西成郡長は組合を解散に導かんとして市の意見を徵め來たのであつた。市としても將來下水道事業は市の經營に移るのであるから、組合を存置せしむる必要なく自發的の解散を希望してゐたので、編入實施の際此等五組合を解散し、其の事業は市に繼承することゝなつたのである。

又東成郡にありては郡長管理の榎並、將基島の兩普通水利組合の外に町村長管理に屬するものが八組合あり、此等は何れも西成郡のそれとは事情を異にしてゐるので、編入後も依然存續することゝなつた。即ち此等組合に所屬せる地域は編入後も尙ほ農耕地として利用せられ、之が灌漑、排水の必要があつた爲めであり、喜連村の如きは新に水利組合設立の要ありとして、編入直前村有の灌漑用溜池を其の基本財産に寄附し、之が設立



を爲さしめた程であつた。

當時水害豫防組合には中島及び淀川左岸の兩組合があつた。中島組合の地域には早晚淀川右岸水害豫防組合が設立せらるゝ運びとなつて居り、之が設立の曉には自然消滅する運命にあつたので當分の間現狀維持の儘、市に之が管理を繼承することとなり、淀川左岸水害豫防組合は從來組合費を負擔せる組合員の一部分が市域擴張により大阪市民となるので、從來市が市の區域に對する組合費を寄附金の形式によつて負擔し來れると同様、新市域の分も寄附金の増額に依つて組合費を負擔し、同組合の維持經營に影響を及ぼさしめないこととした。即ち大正十三年度に於ける市の寄附金二萬七千二百八十三圓を翌十四年度に於ては四萬五百四十七圓に増額したのである。

**其の他の公益團體** 從來町村費を以て補助、助成して來た衛生組合、在郷軍人分會、青年團、教育會其の他の諸團體は、編入實施後に於ては町村費の補助を得ることが出來ない状態となるので、東西兩成郡は何れも其の編入の條件として此等各種團體に對し市費の補助及び基本金の造成を要求して來たのであるが、之に對し市は差當り町村の補助費と同程度の補助金を交付し、基本金の造成に就いても適當に考慮し之が維持及び發展に盡力しやうと云ふこととなつた。

## 九 町村の希望條件

編入問題の進展につれて各町村は屢々町村長會議を開き、編入に關する條件及び希望事項に就き種々協議を重ねた結果、大正十三年十一月十九日遂に東西兩成郡は各別に別項の如き共通的編入條件及び希望事項を決定して府に提出し、同月二十四日附を以て府から之を市に通知して來た。

町村側に於ては其の決定事項をば編入條件並に希望事項として提出したのであるが、其の編入條件中には監督官廳の指示決定に従ふべき事項や、財政上市に於て直ちに實行し得られない事項も相當包含せられてゐる關係上、編入後に至り之が履行不履行に關し紛議を招來する虞があり、從來も其の例が尠くない事實に鑑みて、之が紛議を防止する爲めに大正十三年十二月一日より同月五日に至る五日間、大阪府廳内に「市域變更に關する市町村長會議」を開催し、其の席上兩郡町村長から提出せる條件及び希望事項に就いて種々討議したことは別項記載の如くである。其の結果市に於ては其の編入條件は絶對的拘束力を有するものではなく、單なる希望條件として將來の參考に供する程度に止まるものであることの意味を明にし、之に對して町村側も敢て其の主張を固持せず、出來得る限り右條件の實施を翹望すると云ふことになり、相互の誠意に信賴して萬事



を處理することに諒解成り、編入問題は茲に圓滿なる解決を見るに至つたのであつた。  
兩郡より提出せる編入條件及び希望事項は次の通りである。

西成郡

共通的編入條件

- 一、新編入區域ヲ以テ五區ヲ編成スルコト
- 二、市會議員配置ハ新區ト舊區トニ論無ク市制ノ原則ニ基キ人口ヲ標準トシテ定ムルコト
- 三、學制ノ統一ハ是非共此ノ際斷行スルコト、萬一此ノ際直ニ實行不可能ナリトシ行政區ヲ以テ一學區ト爲ス場合ニハ學制ノ統一實現ニ至ル迄新市ニ屬スル學校増設費ハ市ノ一般經濟ヨリ支辨スルコト
- 四、町村費ヲ以テ補助シ來レル各種公益團體ノ維持ノ途ヲ講ズルコト、即チ市ハ年々之ニ市費補助ヲ爲スハ勿論此ノ際町村財産ノ一部ヲ與ヘテ基本金造成ヲ認ムルコト
- 五、編入時ニ於ケル收益財産ハ學校ノ經費ヲ負擔スル主體ノ財産ト爲スコト
- 六、町村吏員及町村ノ使用人(給仕、使丁、職工、人夫等)ハ本人ノ志望ニヨリ市ニ引繼ギ採用スルハ勿論從來町村ニ於ケル待遇ニ降ラザル待遇ヲ爲スコト、從テ左記各項ヲ斷行スルコト
  - (イ)市吏員退職料條例、遺族扶助料條例ハ之ヲ改正シテ給與額ノ増加ヲ爲スコト
  - (ロ)市吏員退職並死亡給與金ハ市制ノ定ムル所ニ基キ之ヲ條例ト爲シ同時ニ給與額ヲ増加スルコト
  - (ハ)被編入町村ニ勤続シタル年月數ハ市吏員勤続年數ニ通算スルコト
  - (ニ)定員規程ヲ改メ書記補、雇(臨時雇ヲ除ク)ヲ有給吏員トスルコト
  - (ホ)町村ニ於テ既ニ與ヘタル退職料及遺族扶助料ハ其ノ金額ニ對シ負擔ノ義務ヲ市ニ於テ繼承スルコト

- 七、家屋稅賦課ニ關スル地位等級ハ最末等ニ編入スルハ勿論土地ノ實狀ニ依リ更ニ等外ノ制ヲ設ケ負擔ノ衡平ヲ期スルコト
  - 八、編入ニ關スル告示發布後市會議員改選ニ至ル迄ノ間ニ於テ新市域ニ關係アル重要事件ヲ市會ニ附議セントスルキハ發案前關係町村長(町村長廢職後ニ於テモ同一人)ノ意見ヲ徵スルコト
  - 九、執行未済ノ事業ニシテ財源的確ナルモノハ市ニ於テ繼續執行シ設計々畫變更等ノ場合ハ關係町村長(町村長廢職後ニ於テモ同一人)ノ意見ヲ徵スルコト
- 前各項ノ外一切ノ權利義務ハ市ニ於テ之ヲ繼承スルコト

共通的希望事項

- 一、區役所廳舎ノ完備ハ速ニ之ヲ斷行セラルベク尙ホ其ノ間現在ノ町村役場ハ出張所トシテ其ノ區域内ニ屬スル事務取扱ヲ爲シ以テ住民ノ利便ヲ圖ラレタシ
- 二、義務教育ノ施設ヲ完備シ二部教授制ノ如キハ絕對ニ之ヲ避ケラレタシ
- 三、現代ノ町村道ハ悉ク市道ニ認定シ其ノ修理ノ完全ヲ期スルハ勿論國府道ノ改鑿鋪裝工事等既ニ府ガ計畫ヲ樹立セルモノハ絕對ニ繰延ヲ爲サザル様セラレタシ
- 四、新編入區域ニ對シ市電ノ開通ヲ速カナラシメラルベキハ勿論一時應急ノ措置トシテ既設會社線ニ對シ市電乗車券共通ノ途ヲ講ゼラレタシ
- 五、消防署ノ設備ヲ速ニ完成セラレタシ、尙其ノ間現在ノ消防施設ヲ襲用府費ヲ以テ處辨セラレタシ
- 六、上下水道施設ノ急ヲ要スルモノハ速ニ其ノ實狀ヲ査察シ着手セラレタシ
- 七、編入地域ノ用惡水路、極管、橋梁其ノ他土木ニ關スル一切ノ事項ハ市費ヲ以テ處置シ其ノ取扱ニ付テハ舊慣ヲ尊重スルコト
- 八、市營電燈及電力事業ノ區域ヲ新編入地域全般ニ擴張統一シ市民平等ノ實ヲ舉ゲラレタシ

町村の希望條件



- 九、町村組合ノ經營ニ係ル傳染病院ハ市ニ繼承市立桃山病院ノ分院トシテ經營スルコト
  - 十、農業地域廣汎ナルモノアリ編入ト同時ニ市農會ヲ設ケ且ツ適當ノ地區ニ分會ヲモ設置シテ農業政策ヲ進メラルベシ
  - 十一、町村吏員ニシテ被編入町村ニ五年以上勤續者ハ重大ナル過失ナキ限り退隱料支給年限ニ達スル迄歳首セザルコト、尙八年以上勤續ノ者ニ對シテハ本人ノ志望ニ從ヒ休職ノ制ニ依リ退隱料支給ノ法ヲ講ゼラレタシ
- 以上ノ外市財政ノ許ス限リ諸般ノ施設ヲ遂行シ十箇年ヲ期シ舊市ト大差無キ程度ニ到達セシメラレタシ

東成郡

共通的編入條件

- 一、行政區ノ數 行政區ノ分割ハ人口、戶數及土地ノ廣袤、地形ト交通機關ノ便否、其ノ他機關ノ設備ニ依リテ適當ニ區分シ且ツ從來ノ關係上ノ深厚、人情風俗ノ狀態ヲ同ウスル同一方面ヲ以テ一區トセラレタシ、即チ東成郡ヲ四區トセラレタキコト
- 各區役所ノ位置ニヨリ關係スルモ事務整理ノ完了スルニ至ル迄ハ各町村役場ヲ出張所トシ整理完了後ハ一區ニ二箇所ノ出張所ヲ設ケラレタキコト
- 二、學區ニ關スル件 速ニ學制統一ヲ斷行セラレタキコト、學制統一ニ至ル迄ハ現在ノ町村ヲ以テ一學區トシ教育費中教員給市費支辨ヲ控除シタル殘餘ノ教育費ガ大阪市全體ノ教育費平均額ニ對シ超過セル場合ハ其ノ超過額ハ市費ヲ以テ支辨セラレタキコト
- 三、市會議員ノ配當 大正十三年十二月三十一日現在ノ人口ニヨリテ議員數ヲ配當セラレタキコト
- 四、財産處分ニ關スル件 現在町村有ノ收益財産ハ町村ノ必要ナル費途ノ爲メニ處分ヲ認ムルコト、現在町村有溜池、水路道路等未ダ公用廢止ニ至ラザルモノハ公用ノ儘其ノ所有權ノミヲ讓渡スルコトヲ認メラレタキコト、又町村ノ營造物ヲ廢ラレタキコト

シタル場合ニ於テハ其ノ財産ノ處分ニ就テモ前項ニ同ジ、財團法人ノ設立ヲ認メ速ニ許可ノ手續ヲ運バレタキコト

- 五、町村吏員ノ處置 町村吏員ハ全部之ヲ市ニ採用スルハ勿論既得權ヲ尊重シテ優遇セラレタキコト
- 六、事務取扱並ニ議決機關ノ件 編入告示發布後市會議員改選ニ至ルマデノ間ニ於テ新市域ニ關係アル重要事件ヲ市會ニ附議セントスルトキハ發案前舊關係町村長(廢職ニテモ同一人)ノ意見ヲ徵セラレタキコト、四月一日以後事務引繼終了スルニ至ル迄ハ現在町村長ニ其ノ事務ヲ囑託セラレタキコト
- 七、事業ノ實施ニ關スル件 現ニ町村ニ於テ實施セル事業(道路ノ改修、上下水道事業、學校建設等)ハ引續キ市ニ於テ事業ヲ遂行シ中途其ノ事業ノ目的ヲ變更セザルコト、萬一設計々畫ヲ變更スル必要アル場合ハ舊關係町村長(同前)ノ意見ヲ徵セラレタキコト
- 八、事業實施ノ件 町村ニ於テ上下水道ノ布設ナキ向ニ對シテハ速ニ設備シ且ツ市電ノ延長ヲ計ラレタキコト
- 現在ノ町村道ハ悉ク市道ニ認定シ其ノ修理ノ完全ヲ期スルハ勿論國府縣道ノ改鑿鋪裝工事等既ニ府ガ計畫ヲ樹立セルモノハ絕對ニ線延ヲ爲サザル様ニセラレタシ
- 九、財務ニ關スル件 國庫補助並府費補助ハ其ノ收入ヲ以テ町村ノ事業ニ充當スル計畫ナルニヨリ該補助金交付ガタトヒ大正十四年四月一日以降ニ及ブト雖モ之ヲ舊町村ノ事業ノ費途ニ充當スルコトヲ認ムルコト
- 家屋稅ノ負擔率ハ舊市家屋稅最低ノ率ヲ以テ之ニ充テ土地ノ狀況ニ依リ等外ヲ設ケラレタキコト
- 十、農會設立ノ件 現在農業地域ノ廣汎ナルモノアリ、編入ト同時ニ市農會ヲ設ケ且ツ適當ノ地區ニ分會ヲモ設置シテ農業政策ヲ進メラルルコト
- 十一、補助ノ件 町村費ヲ以テ補助シ來レル各種公益團體ノ維持ノ途ヲ講ズルコト、市ハ年々之ニ市費補助ヲナスハ勿論此ノ際町村財産ノ一部ヲ與ヘテ基本金造成ヲ認ムルコト



## 第五章 市域擴張の手續

### 一 府知事の内申と主務省の承認

府知事の内申 大阪府に於ては大阪市及び關係町村の意嚮を聽いた結果、東西兩成郡全部編入に就き意見の一致を見たので豫て地方局長よりの「市ノ境界變更ノ件依命通牒」(大正十年九月廿一日)地第一一六號)——市ノ境界變更ヲ爲サムトスルトキハ市制第四條町村制第三條ノ規定ニ依ル手續履行前境界變更ヲ要スル事由ヲ詳具シ豫メ御協議相成度——に基き、大正十三年八月二十五日、左の如く市域變更に關する承認申請書を内務大臣に提出した。

地第一七九二號

大正十三年八月二十五日

内務大臣 若槻禮次郎殿

大阪府知事 中 川 望

大阪市域變更ノ件ニ付承認申請

大阪市ハ廣袤二十二平方哩八二二五リ人口亦百三十四萬六千四百七十一人(大正十年末現在)ヲ包容シ世界的通商ノ要衝ニ

立チ商工業ノ興隆ト共ニ市勢頗リニ振興シ今ヤ餘勢ノ逆ル所周圍郊外ニ波及シ全市ト地域相接スル所謂東西兩成郡ノ如キ其面積四十二平方哩(西成郡十八平方哩 東成郡二十四平方哩)人口五十二萬三百三十二人(西成郡二八一、〇一〇東成郡二三九、三二二)ヲ算スルニ至レリ而シテ之等町村ノ發達シタルハ皆同市産業膨脹ノ表現ニシテ各個各別ノ活動ニ因ルモノニアラス從テ是等ノ町村ハ名ハ獨立セル公共團體ナリト雖モ其ノ實體ハ一個有機的都市タル大阪市ノ延長ナリト謂ハサルヘカラス然ルニ是等ノ町村ハ無準備ノ間ニ都市化セルヲ以テ此ノ區域ニ於テ商工的交通ニ要スル道路運河ノ計畫ナク都市衛生ノ爲ニスル上下水道ノ設備ナク此間大小工場ノ參差セルアリ倭屋ノ密集人口ノ集積特ニ甚シキモノアリ若シ此ノ状態ニ放置シテ顧ミサラシカ膏ニ町村住民ノ生活ヲ脅威スルノミナラス四塞ノ状態ニアル同市民ヲ一層危殆ニ陥ル、所以ナリトス就中交通保安、衛生、經濟等ノ事業ニ至リテハ兩者ノ間相互ニ連絡アル施設ニ待ツニアラザレハ到底共存共榮ノ實ヲ舉ゲルコトヲ得ス而シテ之ガ目的ノ達成ハ適當ナル地域ヲ擧ゲテ之ヲ同市ニ編入シ單一ナル公共團體トシテ都市的發展ノ施措經營スル所ナカルベカラズ東西兩成郡ノ町村中ニハ今尙農村ヲ形成スル所アルモ是等ノ地域ハ住宅又ハ工場地域トシテ經營スルニ於テハ蔚然トシテ發展スルノ素質ヲ有スルヲ以テ東西兩成郡全部ヲ同市ニ編入セムトスル所以ニ有之本件ニ關シテハ當府會及大阪市會並ニ東西兩成郡ノ各町村ハ大體ニ於テ編入ヲ要望致居候條事情御洞察ノ上至急御承認相願度別冊相添ヘ及申請候

#### 主務省の實地檢分

市域變更に關する承認申請は右の如く八月二十五日府知事より發せられた

のであるが、之より先内務省に於ては編入問題に關し之が關係市町村に及ぼす諸種の影響に就いて實地視察をする要あるを認め、内務大臣、地方局長、地方局都市課長が相次いで來阪した。

(第三章第四項「監督官廳の態度」參照)。先づ八月十四日同省地方局都市課長の田中廣太郎氏、同課係官大塚辰治氏が來阪して二日間に亘り左の順路により關係市町村の實狀を親しく巡察し、又府市當

府知事の内申と主務省の承認



局と諸般の打合せを遂げた。

第一日午前―午前九時府廳を發して市内天神橋筋六丁目に至り、阪神北大阪線に沿ひ豊崎、中津、鷺洲を経て、西成大橋を渡り、淀川北岸を西走して稗島町及び千船町字大和田を通過し川北村に至る。川北村より稗島町に折返し、歌島村より神津町大字十三、北中島村、西中島町、新庄村を経て、西中島町字柴島に戻り、長柄橋を渡り豊崎町より大阪市に歸る。

第一日午後―豊崎町より毛馬橋を渡り、城北村、古市村を経て北河内郡守口町に至る。守口町より折返し國道線を南進して古市村、榎並町を経て鯉江町に入る。鯉江町より榎本村に入り、城東村を経て神路村、中河内郡布施村に至り折返して小路村より鶴橋町に入り大阪市に歸る。

第二日午前―上本町六丁目より鶴橋町、生野村を経て、府道大阪奈良線を東進して平野郷町に入る。平野郷町より西進して南百濟村、田邊町、長居村に入り、更に西南依羅村を経て墨江村に入り、大和川を西進して敷津村を経て住吉公園に至る。

第二日午後―住吉公園より住吉村を経て天王寺村に入り、折返して南進玉出町を経て粉濱村に至る。粉濱村より十三間川西岸に出て、敷津村を経て大阪市に歸る。

内務省地方局長潮惠之輔氏及び係官大塚辰治氏は九月二十一日再び關係市町村の實地調査に來阪、大體前回巡察の順路により二日間に亘り關係各町村の實況を視察し、各町村長の陳情を聽き尙ほ府市當局の意嚮を糺して歸京したが、内務省に於ては編入問題の重大なるに鑑み、内務大臣自ら實地調査を爲すこととなり、同年十月二十六日西下の途次來阪、中央公會堂に於て府市當局及

び東西兩成郡町村長の代表者と會見し、詳細に編入の事情を聽取して歸京した。

**主務省の承認** 若槻内務大臣歸京後、内務省に於ては府知事の内申を承認すること、決し、十一月十四日左の承認書を發するに至つた。

内務省阪地第一九四號

大正十三年十一月十四日

大阪府知事殿

内務省地方局長

大阪市域變更ノ件依命通牒

八月二十五日地第一七九二號ヲ以テ承認方申請相成候標記ノ件御見込ノ通り御處理相成異議無之候得共左記各號ニ御留意相成度

記

- 一、市域變更ニ件ヒ急激ニ諸般ノ施設ヲ爲シ以テ市財政ノ膨脹ヲ來サシメザルコト
- 二、新編入區域ヲ以テ適宜數個ノ行政區ヲ設クベキコト
- 三、關係町村等ノ財産處分其ノ他ニ於テ濫費ニ陥ルコトナカラシムルコト
- 四、法規ニ認メ難キ事項又ハ實行困難ナル事項ヲ編入ノ條件ト爲シ之ガ爲メ將來紛議ヲ生ズル因ヲ爲サシメザルコト

府知事の内申と主務省の承認



## 二 府知事の諮問と答申

府知事の諮問 府に於ては右承認書を受くるや、直ちに編入問題に關する對策を決定し同月二十六日關係市町村會に對し左の諮問を發した。

地第二四五五號

其ノ一 大阪市境界變更及財産處分ニ關スル諮問ノ件

大 阪 市 會

大正十四年四月一日ヨリ大阪市ノ境界ヲ變更シ左記町村ノ全部ヲ大阪市ノ市區ニ編入シ町村組合有財産並負債ハ大正十四年三月三十一日ノ現在ニ依リ左ノ通り處分セムトス仍テ其會ノ意見ヲ諮フ  
右大正十三年十二月十日迄ニ答申スベシ

大正十三年十一月二十六日

大阪府知事 中 川 望

記

一、編入町村

西成郡 傳法町、鷺洲町、中津町、豊崎町、今宮町、玉出町、粉濱村、津守村、西中島町、豊里村、大道村、新庄村、中島村、北中島村、神津町、歌島村、千船町、神島町、福村、川北村

東成郡 天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、神路村、小路村、城東村、榎本村、鯉江町、榎並町、城北村、古市村、湊水村、平野郷町、喜連村、北百濟村、南百濟村、田邊町、依羅村、長居村、墨江村、住吉村、安立町、敷津村

二、財産處分

一、學校並幼稚園ニ屬スル財産及負債ハ其ノ町村ノ區域ニ据置ク、但シ學區成立後學區有ト爲スコトヲ條件トス  
二、前項以外ノ財産及負債ハ總テ大阪市ニ之ヲ引繼ゲモノトス

其ノ二 町村廢止及財産處分ニ關スル諮問ノ件

地第二四五五號

東成及西成郡町村(又ハ町村組合)會

大正十四年四月一日ヨリ其ノ町(村)ヲ廢シ大阪市ノ市區ニ編入シ町(村)有(又ハ町村組合有)財産及負債ハ大正十四年三月三十一日ノ現在ニヨリ左ノ通處分セムトス  
仍テ其ノ會ノ意見ヲ諮フ  
右大正十四年十二月十日迄ニ答申スベシ  
大正十三年十一月二十六日

大阪府知事 中 川 望

記

其ノ一 大阪市境界變更及財産處分ニ關スル諮問中 二、財産處分ニ同ジ

續いて十二月九日大阪市會に對し左の如く行政区設置に關する諮問を發した。

府知事の諮問と答申



行政區設置ニ關スル諮問ノ件

地第二四五五號

大 阪 市 會

大正十四年四月一日ヨリ大阪市ニ編入スベキ町村ノ地域ヲ以テ左ノ五區ヲ設置セムトス仍テ其ノ會ノ意見ヲ諮フ  
右大正十三年十二月十三日迄ニ答申スベシ

大正十三年十二月九日

大阪府知事 中 川 望

記

- 一、姫島區 西成郡川北村、千船町、稗島町、歌島村、鷺洲町、傳法町、福村
- 一、中島區 西成郡中津町、豐崎町、神津町、西中島町、北中島村、新庄村、豐里村、大道村、中島村
- 一、東成區 東成郡城北村、清水村、古市村、榎並町、鯉江町、榎本村、城東村、神路村、小路村、鶴橋町、中本町、生野村
- 一、住吉區 東成郡北百濟村、平野郷町、南百濟村、喜連村、天王寺村、住吉村、田邊町、長居村、依羅村、敷津村、安立町、墨江村
- 一、住之江區 西成郡今宮町、玉出町、粉濱村、津守村

市町村會の答申 大阪市會に於ては十二月十日及び同月十日右兩諮問を審議し左の如く府知事に答申した。

答 申 書 其ノ一

大正十三年十一月二十六日地第二四五五號ヲ以テ御諮問ニ係ル接續町村編入財産負債處分ノ件ハ異議無之候條此段及答申候也

大正十三年十二月十日

大阪市會議長 泉 仁 三 郎

大阪府知事 中 川 望 殿

答 申 書 其ノ二

大正十三年十二月九日地第二四五五號ヲ以テ御諮問ニ係ル行政區設置ニ關スル件ハ區ノ名稱中左記ノ通變更スルノ外異議無之候條此段及答申候也

大正十三年十二月十日

大阪市會議長 泉 仁 三 郎

大阪府知事 中 川 望 殿

記

一、「住之江區」ヲ「西成區」ニ改ム

又關係町村會及び町村組合會に於ては東成郡依羅村が獨り編入拒否の答申を爲したる外、全部の町村會及び町村組合會は大體別項各町村希望條件中に示せる條件を附し諮問に異議無き旨答申した。

三 府知事の稟請と主務省の許可

府參事會の決議 大阪市境界變更及び財産處分に關する件及び行政區設置に關する件は十二月

府知事の稟請と主務省の許可



十二日府參事會に提案せられた。同會に於ては同月十六日、十七日の兩日參事會員の實地調査を行ひ同月十九日行政區名中「中島區」を「東淀川區」に「姫島區」を「西淀川區」に修正し左の希望條件を附して之を可決した。

- 一、各町村ノ答申ハ條件付同意ニアラズシテ概ネ希望條件ナリト解スルヲ妥當ナリト信ズルニ依リ之ガ答申ノ文辭穩當ナラザルモノニ對シテハ修正ヲ命ジ又ハ前陳ノ解釋ヲ取ルベキ旨ノ通牒ヲ各町村ニ發セラレタシ
- 一、學區ニ關シテハ將來紛爭ヲ讓サザル様市ト編入町村トニ對シテ相當監視ノ要アリト信ズルニヨリ適當ニ處置セラレタシ
- 一、新編入區ニシテ區域膨大ナルモノハ各區ニケ所ノ出張所ヲ設置シ能フ限りニ於テ其出張所ノ權能ヲ擴張シ以テ區域内ニ於ケル住民ヲシテ不便ヲ感ゼシメザルノ施設ヲナスベキコト

府知事の許可稟請 府は關係市町村會の答申を受け參事會の議決を経たので、此等に関する書類を整理し十二月十九日左の如く内務大臣に許可稟請書を提出した。

地第一七九二號

大正十三年十二月十九日

内務大臣 若槻禮次郎 殿

大阪府知事 中 川 望

大阪市域變更並財產處分及區設置ノ件ニ付許可稟請

本年八月二十五日地第一七九二號稟請ニ對シ同年十一月十四日内務省阪地第一九四號ヲ以テ御承認ヲ經タル標記ノ件其ノ後關係市町村會ニ對シ諮問シ府參事會ノ議決ヲ經候ニ付左記ノ通處分致度尙編入區域ヲ以テ左ノ五區ヲ設置致度候間併せて御

許可相成度理由書並關係書類相添へ此段及稟請候  
追テ市ノ境界變更ニ伴フ區ノ廢置分合ノ場合ニ於ケル議員配當更正ノ關係モ有之候ニ付大正三年六月内務省令第九號ヲ至急御改正相煩度

記

- 一、大正十四年四月一日ヨリ大阪市ノ境界ヲ變更シ左記町村ノ全部ヲ大阪市ノ市區ニ編入シ町村組合有財產並負債ハ大正十四年三月三十一日ノ現在ニ依リ左ノ通處分ス
- 二、學校並幼稚園ニ屬スル財產及負債ハ其ノ所屬町村ノ區域ニ据置キ學區成立ノ際其ノ學區有ト爲スコトヲ條件トシ其ノ他ノ財產及負債ハ總テ大阪市ニ引繼クモノトス
- 三、編入町村
  - 西成郡 傳法町、鷺洲町、中津町、豐崎町、今宮町、玉出町、粉濱町、津守村、西中島町、豐里村、大道村、新庄村、中島村、北中島村、神津町、歌島村、千船町、稗島町、福村、川北村
  - 東成郡 天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、神路村、小路村、城東村、榎本村、鯉江町、榎並町、城北村、古市村、清水村、平野郷町、喜連村、北百濟村、南百濟村、田邊町、依羅村、長居村、墨江村、住吉村、安立町、敷津村
- 四、行政區
  - 一、西淀川區 西成郡 川北村、千船町、稗島町、歌島村、鷺洲町、傳法町、福村
  - 二、東淀川區 西成郡 中津町、豐崎町、神津町、西中島町、北中島村、新庄村、豐里村、大道村、中島村
  - 三、東成區 東成郡 城北村、清水村、古市村、榎並町、鯉江町、榎本村、城東村、神路村、小路村、鶴橋町、中本町、生野村
  - 四、住吉區 東成郡 北百濟村、平野郷町、南百濟村、喜連村、天王寺村、住吉村、田邊町、長居村、依羅村、敷津村、安立町、墨江村

府知事の稟請と主務省の許可



五、西成區 西成郡 今宮町、玉出町、粉濱村、津守村

添付書類

一編入ノ理由書、一依羅村編入ノ理由書、一區域表、資力表、面積表、里程表、既往十ヶ年間ノ人口増減率調、町村會議員選舉期日順次表、一編入スベキ町村ノ概況、一編入ノ府財政ニ及ボス影響、一編入ノ市財政ニ及ボス影響、一編入ニ對スル市町村會ヘノ諮問書並其ノ答申書寫、一編入ニ關スル府參事會議案ノ寫並決議書、一編入條件ニ對スル府ノ意見書、一希望條件ニ對スル市長ノ意見書、一編入後ノ府ノ見込豫算(大正十四年度分)、一編入後ノ市ノ見込豫算(大正十四年度分)、一水利組合並町村組合ノ措置方法、一區設置ニ關スル市會ヘノ諮問書並答申書寫、一區設置ニ關スル府參事會議決書、一編入地域ヲ五區ニ分割シタル理由 附表 一編入區域圖、一編入後ノ區域圖

編入ノ理由

大阪市ハ去ル明治三十年接續二十八ヶ町村ヲ其ノ市ニ合併シ一躍我國商工業ノ中心地トナレルガ其ノ後ノ發展益々著シキモノアリ  
現在人口百二十五萬人余ヲ算シ今ヤ余勢ノ進ル所周圍郊外ニ波及シ本市ト土壤相接スル所謂接續十五ヶ町村ノミニテ人口三十五萬人ニ達シ内鷺洲、豐崎、中本、鶴橋、天王寺、今宮ノ六ヶ町村ノ如キハ優ニ獨立シテ市ヲ爲シ得ベキ實力ヲ具備スルニ至レリ、而モ發展ノ勢ハ近時更ニ其ノ外部町村ニマデ及ビ之等ノ地方ニ於ケル戸口ノ増加定ニ著シキモノアリ、而シテ之等郊外町村ハ何等ノ準備ナクシテ都會化シツ、アル爲住家、工場雜然トシテ相錯雜シ下水道、道路、運河ノ如キ殆ンド其ノ態ヲ爲サズ、上水道ノ如キモ僅々十七ヶ町村以外ハ其ノ設備ナク市民並町村民ノ交通、運輸、衛生其ノ他日常生活上享クル不利不便不安渺カラズ、殊ニ人口ノ増加ハ學齡兒童數ノ激増ヲ來シ教育費ハ年々増額セラレ就中今宮、鶴橋、中本ノ如キハ既ニ學校増設ノ爲メノ起債額二十萬乃至四十萬圓ニ及ブ状態ナリ、茲ヲ以テ接近町村ヲ市ニ編入シ同一機關ノ下ニ統一セシメテ相互ニ連絡統一アル完全ナル施設ヲ行ヒ負擔ノ均衡ヲ計リ以テ共榮共存ノ實ヲ擧ゲシムルコトハ市民並町村民多年ノ希望ニシテ

大阪府會並大阪市會モ昨年之ニ關スル意見書ヲ内務大臣宛提出スルアリ、府當局ニ於テモ接近町村編入ノ急務ナルコトヲ痛感シ數ヶ月ニ亘リテ材料ノ蒐集ニ力メ實地踏査ヲ爲シ市町村當局者ノ意見ヲモ徵シ遂ニ東成、西成兩郡全部ヲ大阪市ニ編入スルノ案ヲ立テタリ、唯此ノ案ヲ決定スルニ付テハ淀川以北部並淀川以南南部ノ純農村ヲ編入スルノ必要ト價值アリヤ否ヤニ付テ充分ノ研究ヲ要スルモ府當局ノ見ル處ヲ以テスレバ淀川以北部ノ人口七萬三千二百三十一人ニシテ密度一平方哩當五千百二十八人ニ達シ淀川以南南部中市接續市街地町村(傳法、鷺洲、中津、豐崎、粉濱、玉出、今宮、稗島、天王寺、生野、鶴橋、中本、鯉江、榎並、住吉、安立)ヲ除ケル町村ノ人口八萬八千二百七十四人密度一平方哩當五千五百五人ニ比シテ毫モ遜色ナキノミナラズ其ノ内神津町ノ一部、千船町、稗島町ノ如キハ近時ノ狀態ニ於テ接續市街地ニ何等劣ル處ナキ狀態ニシテ市トノ交通ニ於テモ現在三橋、三電車アルヲ以テ別段ノ不便ヲ感ゼズ、近キ將來ニ於テ阪神國道並神崎川ノ改修ノ完成(大正十五年度)ヲ見ルトキハ現在ヨリモ更ニ一層發展ノ勢ヲ増サムコト想像ニ難カラズ、殊ニ同地方ハ土地一般ニ低濕ニシテ工場地ニ適スルヲ以テ市トシテハ當然其ノ方面ニ豫メ施設ヲ整フル必要アリ、淀川河南部ノ編入ヲ認メテ獨リ淀川以北部ヲ除外スベキ理由アルヲ見出スニ苦マザルヲ得ザルヲ以テ河北部ノ編入ハ當然ノ事ト解ス、又淀川以南南部ニ於ケル純農村タル喜連、依羅、長居、南百濟、敷津、清水等モ交通機關ノ發達ニ伴ヒ附近町村ノ膨脹ノ余波ヲ受ケ漸次都會化セムコト明カニシテ殊ニ同地方ガ概ネ土地高燥ニシテ住宅地トシテ好適ノ土地タル關係上此ノ際市ノ區域ニ入レテ將來ノ住宅地トシテノ設備ヲ爲サシムルコト最モ必要ナリト解ス、固ヨリ市財政ノ都合モアリ總テノ地方ニ亘リテ理想的設備ヲ爲サムニハ尙相當ノ年月ヲ要スベシト雖モ少クトモ地方ノ發展ニ先チ又ハ之ト並行シテ施設ヲ爲シ得ルコトハ常ニ發展ニ遅レ之ニ追隨シテ施設ヲ爲スニ比シ利益ノ著シキハ明ナリ、兩郡編入ノ結果市ハ其ノ内部ニ七千余町歩ノ田畑ヲ包括スルコト、ナルノ故ヲ以テ編入區域ノ尨大ヲ説クモノアルモ以上ノ理由ニ依リテ其ノ謬レルヲ知り得ベク殊ニ兩郡ノミニテ密度一平方哩當一萬二千三百人ニ達シ現在ノ名古屋市ノ密度一萬五百五人ニ比シ多キコト千八百十八人ナルヲ以テ此ノ田畑モ全體トシテ決シテ不調和ニ非ズ、

府知事ノ稟請と主務省ノ許可



加之其人口増加率ニ付テ稽フルモ過去十年間ニ倍加セル状態ナルヲ以テ將來十ヶ年間ニ兩郡人口ノ百萬人ヲ突破スルハ易々タルモノアルベク殊ニ省線ノ外十ヶノ郊外電車線ヲ有シ他ノ都市ニ比シテ遙ニ交通機關ノ完備セル現状ヲ以テセバ現在ノ田畑ノ宅地化セムコト遅クモ將來二十年ヲ超エザルベク從ツテ現在ノ田畑ヲ見テ區域ノ尨大ヲ説クハ其ノ田畑ノ上ヲ蔽ヘル人口百三十萬人ノ大阪市ノ力ヲ忘レタルモノナリ、東成郡南部農村ヲ編入セバ中河内郡ノ一部モ編入スルヲ至當トスル意見ヲ有スル者アルモ斯クスルニ於テハ編入區域ヲ決定スル標準ヲ求ムルコト極メテ困難ナルノミナラズ該地方ハ從來ノ沿革ニ依リテ兩成郡町村トハ事情ヲ異ニスルモノアルヲ以テ此ノ際編入スルノ必要ナシト認メテ之ヲ除外セリ

編入區域ニ付テハ從來純接續町村編入案、純農村除外案、淀川以北除外案等唱ヘラレシモ之等ノ案ハ殘存町村ノ處置ニ付キ衆議院議員選舉區ノ問題ニ付、町村組合ノ處分ニ付、及淀川以北ノ飛地（陸地測量部地圖ニ所謂何某村外何ヶ村錯雜地トセルモノ）整理ノ問題ニ付、何レモ兩郡全部編入案ノ簡單明瞭ナルニ及バズ、殊ニ市モ兩郡全部編入ヲ希望シ全部町村（依羅村ヲ除ク）モ市ニ編入セラレムコトヲ希望セルヲ以テ全部編入案ハ禍根ヲ後ニ遺ス虞ナク實際問題トシテモ最モ價值ヲ有スルモノト言フベキナリ

**内務大臣の許可** 内務省に於ては右稟請に就いて調査を遂げ、翌大正十四年二月二十一日申請書事項中一部を更正して許可し、更正の理由を地方局長通牒として發した。該許可書及び通牒は左の通りである。

内務省一三阪地第二七八號

大阪府知事

大正十三年十二月十九日地第一七九二號稟請大阪府西成郡傳法町外十九ヶ町村及東成郡天王寺村外二十三ヶ町村ヲ廢シ大阪

内務省一三阪地第二七八號	大阪府知事	大正十三年十二月十九日地第一七九二號稟請大阪府西成郡傳法町外十九ヶ町村及東成郡天王寺村外二十三ヶ町村ヲ廢シ大阪	及區設置ノ件並之ニ伴フ財産處分ノ件左ノ通更正シ許可ス	大正十四年二月廿一日	内務大臣 若槻 禮次	財産處分	町村有財産並負債ハ大阪市ニ歸屬ス但シ各町村學校及幼稚園ニ關スル財産ハ新ニ市ノ區域ト爲ル區域ニ學區ヲ設クルトキハ各其ノ町村ノ區域ノ屬スル學區ニ歸屬ス
--------------	-------	---	----------------------------	------------	------------	------	---

府知事の稟請と主務省の許可



市境界變更及區設置ノ件並之ニ伴フ財産處分ノ件左ノ通更正シ許可ス  
大正十四年二月二十一日

内務大臣 若槻禮次郎

財産處分

町村有財産並負債ハ大阪市ニ歸屬ス但シ各町村學校及幼稚園ニ關スル財産ハ新ニ市ノ區域ト爲ル區域ニ學區ヲ設クルトキハ各其ノ町村ノ區域ノ屬スル學區ニ歸屬ス

通牒

内務省一三阪地第二七八號ノ内

大正十四年二月二十一日

内務省地方局長

大阪府知事殿

大阪市域變更ニ關スル件依命通牒

標記ノ件別途更正許可相成候處右ハ學區ニ負債ヲ歸屬セシムルハ適當ノ措置ト認メ難キヲ以テ市域ト爲ル町村ニ屬スル財産及負債ハ原則トシテ之ヲ大阪市ニ歸屬セシムルコト、シ學區設置ノ上ハ従前ノ町村有財産ニシテ學校並幼稚園ニ屬スルモノハ之ヲ學區ニ其ノ學校及幼稚園ニ關スル從前ノ負債ハ之ヲ市ニ歸屬セシメ其ノ償還ヲ當該學區ノ負擔ニ依ラシムル様措置スルヲ適當ナリト認メラレタル義ニ有之候尙學區ハ行政區ヲ區域トシテ設置セシムベク其他十一月十四日阪地第一九四號通牒ノ事項ニ鑑ミ監督ヲ加ヘ遺憾ナキヲ期セラレ度

#### 四 府知事の告示と聲明書

告示 府に於ては内務大臣の許可を得たので、二月二十六日府知事より左の告示を發した。

大阪府告示第五十號

大阪市ノ境界變更及區設置ノ件左ノ通之ヲ定メ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年二月二十六日

大阪府知事 中川 望

記

一、左記町村ヲ大阪市ノ市區ニ編入ス

西成郡 傳法町、鷺洲町、中津町、豐崎町、今宮町、玉出町、粉濱町、津守村、西中島町、豐里村、大道村、新庄村、中島村、北中島村、神津町、歌島村、千船町、稗島町、福村、川北村

東成郡 天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、神路村、小路村、城東村、榎本村、鯉江町、榎並町、城北村、古市村、清水村、平野郷町、喜連村、北百濟村、南百濟村、田邊町、依羅村、長居村、墨江村、住吉村、安立町、敷津村

二、前號町村ノ區域ヲ區分シ左ノ區ヲ設置ス

西淀川區 西成郡 川北村、千船町、稗島町、歌島村、鷺洲町、傳法町、福村

東淀川區 西成郡 中津町、豐崎町、神津町、西中島町、北中島村、新庄村、豐里村、大道村、中島村

東成區 東成郡 城北村、清水村、古市村、榎並町、鯉江町、榎本村、城東村、神路村、小路村、鶴橋町、中本町、生野村

府知事の告示と聲明書



住吉區 東成郡 北百濟村、平野郷町、南百濟村、喜連村、天王寺村、住吉村、田邊町、長居村、依羅村、敷津村、安立町、墨江村

西成區 西成郡 今宮町、玉出町、粉濱村、津守村

尙財産處分に關して左の告示を爲した。

大阪府告示第八五號

大正十四年四月一日ヨリ大阪市ノ境界ヲ變更シ並大阪府ノ市區ニ編入スル區域ニ學區ヲ設置スルニ付之ニ伴フ財産處分ノ件  
左ノ通之ヲ定ム

大正十四年三月十七日

大阪府知事 中 川 望

大阪市ノ市區ニ編入スル町村ノ町村有財産並負債ハ大阪市ニ歸屬ス但シ各町村ノ學校及幼稚園ニ關スル財産ハ各其ノ町村ノ區域ノ屬スル學區ニ歸屬ス

學校及び幼稚園に關する負債は前項記述のやうに内務省の見解に基き市に歸屬せしめたのであつて、毎年の償還額は學區に於て之を負擔せしめることとしたのである。

**聲明書** 中川大阪府知事は四月一日府廳知事應接室に關市長、泉市會議長を招致し片岡内務次官、杉本府會議長並に廳内各部長列席の上、知事より大阪市の市域擴張を本日から實施すべき旨の挨拶を爲し、續いて左記の市域擴張に關する聲明書を朗讀し之を關市長に手交した。更に片岡

内務次官は「大大阪の造成なると共に今後産業の振興並に思想の善導に就き一層の努力を期待する」旨の訓示を爲し、終て關市長より「知事の聲明書並に内務次官の訓示の趣旨を體して爾後の施設に努力する」旨の答辭を述べて散會した。

大阪府知事聲明書

宇内文化ノ發展ニ伴ヒ國民新銳ノ意氣澎湃トシテ文化的都市ノ建設ニ集中シ、今ヤ文化ノ淵藪、經濟ノ源泉、人類ノ福祉、大都市ノ完成ニ依リテ益其大ヲ加ヘントスルノ概アルハ世界列強ノ趨勢ナリ、我大阪市ハ景勝ノ地ヲ占メ、天惠ノ利ヲ藏シ眞ニ大都市タルノ要素ヲ具備ス、其港灣ハ以テ大船巨舶ヲ容ル、ニ足リ、河川ハ以テ上水道並ニ水利運河ノ便ヲ開キ、特ニ交通機關ノ如キ四通發達セルノミナラズ、郊外逍遙地ニ富メルガ如キ他ノ追従ヲ許サザルモノアリ、河モ市民敬神崇祖ノ念最モ篤ク勤勉力行ノ風極メテ深シ、又空論ヲ排シテ實益ニ就キ協同輯睦シテ公共事業ヲ翼賛シ、私ヲ棄テ、公ニ徇フ自治的觀念ノ旺盛ナル、夫ノ神社佛閣ノ壯麗、産業ノ勃興、公益並社會事業ノ設營、市政ノ緊張等公私百般ノ施設、年ヲ逐フテ完備ノ域ニ達セントシ、特ニ保安、衛生、經濟並ニ道德ノ價值ヲ向上セムトスル都市計畫事業ノ如キ、最近ノ學理ト歐米都市ノ例蹤ニ鑑ミ施策スルトコロ多ク、其銳氣雄圖鬱勃タルモノアリ、只疆域ノ狭小ト之ヲ圍繞セル町村ノ雜然タル狀態トニ妨ゲラレ其大成ヲ期スル能ハザルヲ憾トセリ、是レ則チ大都市タルニ於テ先ヅ外形ノ整理ヲ必要トスル市域擴張問題ノ擡頭シ來レル所以ニシテ、多年識者ノ間ニ論究セラレタルトコロナリ、而モ今回一市並兩成郡町村ノ協調ト監督官廳ノ承認トニ依リ本問題解決ヲ告ゲ、爰ニ大阪市ハ東西兩成郡四十四ヶ町村ヲ合セ疆域六十五方哩、人口二百三萬餘ヲ算スル本邦ニ於テ第一位、世界ニ於テ第五位ヲ占ムル大都市タルニ至レリ、思フニ、東西兩成郡ハ大阪市ヲ三面ヨリ圍ミ、土壤相接シ交通絡繹タリ、是ヲ以テ大阪市ノ膨脹發展ニ伴ヒ、兩郡内町村其影響ヲ受ケ比年人口激増シ、社會事業ハ勿論、經濟的關係ノ如キ一



體不二ノ地位ニアリ、是レ一市二郡ハ早晚歸一ノ運命ヲ有シ、一大都市タルノ通性ヲ帶ベルヲ以テ、市域ノ擴張ハ遠心的考  
察又ハ求心的思索ヨリ當然ノ歸結タリト謂フベク、而シテ此ノ一大英斷ハ實ニ大大阪市ノ躍進ニ一新紀元ヲ劃スルモノト謂  
フベシ、

惟フニ、大都市ノ使命ハ内ニ在リテハ内容ノ充實ニカメテ都市ノ機能ヲ發揮シ、以テ國家生々ノ源泉トナリ、外ニ對シテハ  
正義人道ヲ高潮シテ通商ヲ盛ニシ、國威ヲ揚ゲ以テ大ニ世界的文化ニ貢獻スルニ在リ、今ヤ、帝國ノ首都東京ハ震災ノ復興  
ニ忙シク又他ヲ顧ミルニ遑ナキヲ以テ、我が大阪市ノ帝國ニ於ケル責任ハ正ニ平時ニ倍蓰スルモノタラズムバアラズ、思フ  
テ此ニ至レバ市民ノ負荷重且大ナリト謂フベシ、乃チ此ノ使命ヲ遂行スルニ當リ市民ニ對スル要望ヲ約言スレバ左ノ如シ、

- 一、皇室ヲ尊ビ奉公ノ精神ヲ旺ニシ以テ愛市ノ誠ヲ致スコト
  - 一、協同ノ精神勤敏ノ美風ヲ存養シ以テ共存共榮ノ實ヲ舉グルコト
  - 一、智徳ノ併進ヲ圖リ信念ヲ培ヒ以テ教化ノ普及ニ努ムルコト
  - 一、公德ヲ重ンジ節制ヲ尙ビ以テ市民ノ品位ヲ高ムルコト
  - 一、社會文化ノ進運ニ伴ヒ内容ノ充實市格ノ向上ヲ期シ以テ大都市ノ使命ヲ完フスルコト
- 以上ハ物質的並ニ精神的ニ立脚シ、時運ノ進展ニ順應シテ不朽ノ大都市ヲ建設スルモノ、造次モ忘ルベカラザル信條タルベ  
キヲ信ズ、本官府知事ノ任ニ在リテ親シク大大阪市創設ノ事ニ當ル、責最モ重ク夙夜焦慮ニ堪ヘザルモノアリ、冀クハ二百  
餘萬ノ市民、勇往邁進シテ以テ理想的大都市ノ完成ニ努メラレムコトヲ、茲ニ大大阪市實現ノ日ヲ機トシ備サニ惻誠ヲ披キ  
廣ク所懐ヲ告ゲ

大正十四年四月一日

大阪府知事

中

川

望

## 第六章 市域擴張の實施

### 一 行政區劃及行政機關

**行政區劃の決定** 接近町村の編入及び編入地域の行政區の設置に就いては、大正十四年二月二  
十六日、又舊市の増區に就いては同三月三十日、何れも大阪府知事の告示があり、愈々四月一日  
より新市を五區（東淀川、西淀川、東成、西成、住吉）に、舊市の四區を八區（東、西、南、北、此花、港、天王  
寺、浪速）に分割し新しい行政區劃の下に大大阪市として行政事務をとることになつた。新市の行  
政區劃と其の管轄區域に就いては、前章に於て述べたから茲には舊市の行政區劃と管轄區域を掲  
げることとする。

#### 舊市の行政區劃

北	區	善源寺町一丁目	同	二丁目	同	三丁目	同	四丁目	
同	五丁目	同	六丁目	同	七丁目	同	八丁目	同	九丁目

行政區劃及行政機關























